

新宿区教育ビジョン

(平成 30(2018)年度 ~ 平成 39(2027)年度)

平成 30 (2018)年 2 月

新宿区教育委員会

はじめに

新宿区教育委員会は、未来を担う新宿区の子どもたちが夢と希望を持ち成長していけるよう、平成 21 年 3 月に「教育目標」を定めました。この教育目標を達成するための施策の計画として「新宿区教育ビジョン」を策定し、「子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現」「新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現」「時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」の 3 つの柱のもと、着実に教育施策を推進してきました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により平成 27 年 4 月に設置された新宿区総合教育会議における協議・調整を経て、平成 27 年 11 月、新宿区の教育の目標や施策の根本的な方針を示す「新宿区教育大綱」が、区長により策定されました。

教育ビジョンの策定から 9 年が経過し、この間、教育を取り巻く社会状況は大きく変化してきました。情報化やグローバル化といった社会的変化が加速的に進展し、人工知能の進化が社会や生活を大きく変えていくとの予想がされる中、人間としての豊かな知性と感性を働かせ、自ら目的を考え出すことや、他者と協働しながら目標に合わせた解決策を見出すといった、人間の強みを活かすことが必要となってきました。また、多様化する社会にあって、子どもの学びや育ちを取り巻くさまざまな課題に向き合い、一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが求められています。

教育委員会では、これらの時代の変化や子どもたちの状況、教育課題の動向をふまえ、これまでの教育ビジョンをもとに築いてきた取組をより確実なものにするとともに、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていくため、10 年後の子どもたちの育ち・学びを見据えた新たな教育ビジョンを策定しました。

今後、次代を担う子どもたちが地域や社会とのつながりの中でのびのびと健やかに成長していけるよう、学校・家庭・地域の連携・協働により、教育ビジョンの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

平成 30 年 2 月

新宿区教育委員会

目次

教育目標	1
教育大綱	2
第Ⅰ章 教育ビジョンの基本的な考え方	3
1 目的・位置付け	4
2 基本的構成・計画期間	4
3 新宿区基本構想等との関係	5
第Ⅱ章 新宿区が目指すこれからの教育	7
1 教育をめぐる現状と課題	8
(1) 教育課題に対するこれまでの取組状況	8
(2) 学習指導要領の改訂と教育をめぐる近年の動向	14
(3) 新宿区の子どもの状況等	17
(4) 教育をめぐる課題	21
2 新宿区が目指す教育 ～3つの柱と施策の方向性～	23
第Ⅲ章 3つの柱の実現に向けた今後の取組	27
〔施策体系〕	28
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	
施策1 確かな学力の向上	30
施策2 豊かな心と健やかな体づくり	37
施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	47
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	
施策4 地域との連携・協働による教育の推進	52
施策5 家庭の教育力の向上支援	59
施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	63
施策7 子どもの安全の推進	68
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	
施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	71
施策9 学校の教育力の強化	84
施策10 学校環境の整備・充実	93
第Ⅳ章 教育ビジョンの推進に向けて	99
1 教育ビジョンの進行管理	100
2 開かれた教育委員会の推進	100
3 関係部署・関係機関等との連携・協力	100
4 国、東京都への要望	100
資料編	101
1 新宿区の子どもの状況等	102
2 個別事業（平成28年度～29年度）との関連表	110
3 教育ビジョンの策定経過	114

教育目標

社会が急速な変化を遂げる中であって、子どもたちは、他者、社会、自然とのかかわりの中で、これらと共に生き、生涯を切り拓いていく力を身に付けなければなりません。

教育委員会は、新宿の子どもたちが、自らを律し互いの個性を認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願い、「教育目標」を次のとおり定めています。

教 育 目 標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切にする心と国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

《平成 21 年 3 月 6 日新宿区教育委員会決定》

教育大綱

区では、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、区長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有する「新宿区総合教育会議」を設置しました。また、平成 27 年 11 月には、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本的な方針を定める「新宿区教育大綱」が策定されました。この大綱は、新宿区総合教育会議において、教育ビジョンに基づき教育委員会が実施している具体的な取組や課題のほか、区の子育て支援施策等について、区長と教育委員会が十分な意見交換と議論を行い、策定したものです。

大綱は、教育ビジョンの3つの柱に「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」の柱を加えた4つの柱から構成されています。

新宿区教育大綱

新宿区と教育委員会は新宿区教育ビジョンの理念を共有し、新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちの実現をめざして、ここに新宿区教育大綱を定めます。

平成 27 年 11 月 6 日

新宿区総合教育会議

新宿区長 吉住 健一

I 子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現

子どもたちがのびのびと健やかに成長できるよう子育てや学びと自立に対する支援のしくみを十分に整備するとともに、地域が積極的に受け皿となり、子どもの成長をしっかり応援するまちを実現します。

II 子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

III 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

IV 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

I

教育ビジョンの 基本的な考え方

1 目的・位置付け

- 教育ビジョンは、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育振興基本計画」として策定します。
- 教育ビジョンは、教育目標を達成するために、平成 21 年 3 月に策定した教育ビジョン（以下「第一期教育ビジョン」という。）をふまえ、今後取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的としています。

2 基本的構成・計画期間

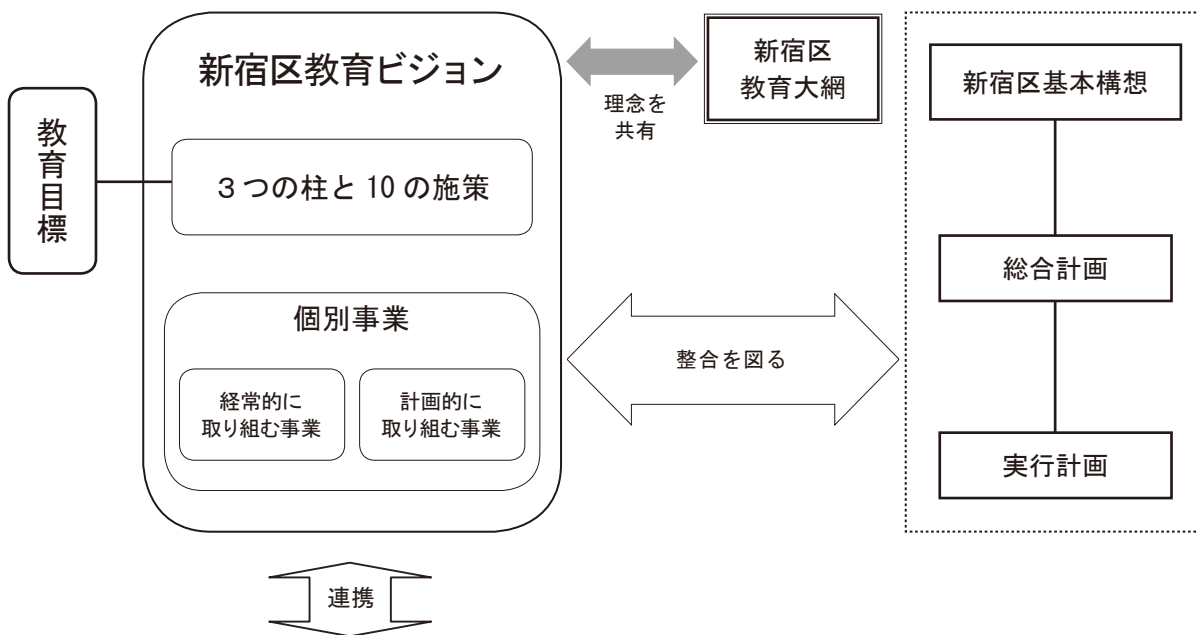
- 教育目標を実現するための「3つの柱」、「10の施策」及び「個別事業」による構成とします。なお、「3つの柱」については第Ⅱ章で、「10の施策」及び「個別事業」については第Ⅲ章で詳述します。
- 平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間の計画期間として策定します。
 - なお、個別事業については、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間とし、その後の個別事業の期間は、以下のとおりとします。
 - ・平成 33（2021）年度から平成 35（2023）年度までの 3 年間
 - ・平成 36（2024）年度から平成 39（2027）年度までの 4 年間

また、上記の期間内であっても、教育環境の変化等をふまえ、必要に応じて修正や見直しを行います。

3 新宿区基本構想等との関係

教育ビジョンの策定にあたっては、具体的な取組の内容や期間について、新宿区基本構想・総合計画・実行計画や次世代育成支援計画等との整合を図っています。また、施策や個別事業の推進にあたっては、子ども家庭部や福祉部等との十分な連携を図っていきます。

イメージ図



関連計画

- 新宿区次世代育成支援計画・新宿区子ども・子育て支援事業計画
- 新宿区健康づくり行動計画
- 新宿区障害者計画・新宿区障害児福祉計画・新宿区障害福祉計画
- 新宿区環境基本計画
- 新宿区公共施設等総合管理計画 等

II

新宿区が目指す
これからの教育

1 教育をめぐる現状と課題

(1) 教育課題に対するこれまでの取組状況

～第一期教育ビジョン（平成 21～29 年度）を振り返って～

教育委員会は、平成 20 年 3 月改訂の学習指導要領^{*1}で示された子どもたちの「生きる力」のより一層の育成や、保護者や地域も加わった生き生きと活気ある活動が展開される教育力のある学校づくり等のさまざまな教育課題に対して、第一期教育ビジョンに基づき着実に教育施策を推進してきました。ここでは、これまでの主な取組を振り返ります。

① 知・徳・体を育む教育の推進

- 学習指導支援員^{*2}の全校配置や放課後等学習支援の全小・中学校での実施等、特に基礎的・基本的な学力が十分身に付いていない児童・生徒のための対策を講じてきました。さらに、平成 27 年度から開始した区独自の学力定着度調査の分析と「学力向上のための重点プラン」^{*3}の活用により、児童・生徒一人ひとりの学力の定着と向上に努めました。
- 平成 25 年度から学校図書館支援員^{*4}を全小・中学校に配置したことにより、計画的な蔵書の更新や読書案内が充実するなど、子どもの読書環境の整備が進みました。
- 運動の日常化を図りながら記録向上に挑戦するスポーツギネス新宿^{*5}を、平成 23 年度から全小学校で、平成 28 年度から全中学校で実施しました。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催を、これからの国際社会・共生社会を生きる子どもたちにとってまたとない機会と捉え、平成 28 年度から英語キャンプを実施するとともに、伝統文化や障害者への理解のための体験学習を実施するなど、区独自のオリンピック・パラリンピック教育を開始しました。

② 就学前教育の充実

- 就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会を充実するとともに、公私立の幼稚園・保育園・子ども園の個々のニーズに応じた選択の幅を広げました。
- 平成 27 年度に策定した「区立幼稚園のあり方の見直し方針」に基づき、平成 28 年度から 3 歳児保育の全園実施と定員拡充を図るとともに、地域バランス等をふまえて預かり保育を開始しました。また、私立幼稚園への支援や連携の充実を図りました。

*1 学習指導要領…全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた基準。各校ではこの学習指導要領をふまえ、地域や学校の実態に応じて教育課程（カリキュラム）を編成する。

*2 学習指導支援員…学校運営におけるさまざまな課題への対応を支援し、子どもの実態に応じたきめ細かな指導を行うため各学校に配置する非常勤講師。学校のさまざまな校務を分掌することもできる。

*3 学力向上のための重点プラン…児童・生徒の実態をふまえ、確かな学力の育成に資するため、各校のすべての教科における授業改善を図るとともに、評価したことを次の指導に活かすための計画

*4 学校図書館支援員…司書教諭や司書の資格を有する学校図書館のスタッフ

*5 スポーツギネス新宿…さまざまな運動の経験と記録向上への挑戦を通して、運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化と体力の向上を図る区の取組

③ 地域が参画する学校運営のしくみづくり

- 学校と地域をつなぐ役割を担うスクール・コーディネーター*6を全小・中学校に配置するとともに、授業や部活動を支援するスクールスタッフ*7を地域から受け入れるなど、地域に根ざした学校づくりを進めてきました。
- 地域の個性や特性を活かした、地域に信頼され地域に支えられる開かれた学校づくりのしくみとして、新宿版のコミュニティ・スクールである地域協働学校*8の指定を平成22年度から開始しました。地域や保護者の理解を深めながら指定学校を順次拡大し、平成29年度には全小・中学校が地域協働学校となりました。地域協働学校の取組により学校・地域・家庭の相互理解が深まるとともに、子どもたちが地域の方と接することにより、地域に開かれた学校づくりが進展しました。

④ 家庭の教育力の向上支援

- 全区立小学校で入学前プログラムを実施し、子どもだけでなく保護者を対象としたプログラムも行うことにより、入学を機に家庭教育の向上を図れるようにしました。また、PTAと連携した「家庭教育学級・講座」の実施、保護者会・学校公開等の機会を活用した家庭教育に関する講演会等の開催、小冊子「家庭教育ワークシート」の保護者への配付等により、家庭の教育力の向上を支援してきました。
- 小学校PTA連合会等との共催により「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等を実施し、保護者の家庭教育への意識を高めるよう取り組んできました。また、PTAの主体的な活動を活性化するため、PTA研修を実施して活動のあり方や情報発信等について情報提供するとともに、保護者のPTA活動等への参加を促進するために、事業所あてに協力依頼を行うなどの支援を行ってきました。

⑤ 地域の知の拠点としての図書館の充実

- 区立図書館は、図書館資料の閲覧・貸出のみならず、レファレンス*9（調べ方案内）の充実、webからの予約システム、インターネット閲覧用端末、自動貸出機、ICタグ等のIT環境の整備を図るとともに、指定管理者制度の導入と開館時間の延長等、図書館サービスの向上に着実な成果をあげてきました。
- 平成27年度に新宿区立図書館基本方針*10を改定するとともに、全館へのWi-Fi（無線LAN）の導入、中央図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始等、一層のデジタル化への対応を図りました。また、平成28年10月から全館一斉の月曜休館を改善するため、四谷図書館の休館日を月曜から火曜に変更し、利用機会の充実を図りました。

*6 スクール・コーディネーター…「総合的な学習の時間」の講師を探すなど、学校・家庭・地域のパイプ役として、学校に地域の教育力を橋渡しするために、各学校に配置する非常勤職員

*7 スクールスタッフ…授業支援やクラブ・部活動支援等を行うための有償ボランティア。各学校で必要とする人材を地域から受け入れている。

*8 地域協働学校…地域住民・保護者・教職員等で組織する地域協働学校運営協議会が、学校運営に関する事項について協議し校長等に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、地域住民の参画を進めるため、さまざまな支援部を協議会内に設置し、学校運営や教育活動を支援するしくみ。新宿版のコミュニティ・スクールを「地域協働学校」と称する。

*9 レファレンス…利用者からの相談に対して、求められている情報や資料を提示・提供するサービス

*10 新宿区立図書館基本方針…区立図書館の使命及びこれを実現するための図書館サービスの方針を示したものの

- 中央図書館は、東日本大震災をふまえた「新宿区緊急震災対策」に基づき、新中央図書館の建設予定地の旧戸山中学校に平成 25 年 7 月に仮移転しました。平成 27 年度は移転先の建物内の一部を図書館用途に変更し、拡張工事を行い、平成 28 年度から旧中央図書館以上の閲覧スペースの確保と閉架書庫から開架への大幅な資料の移設や展示コーナーの設置等、利用環境の充実を図りました。旧中央図書館は解体し、その跡地には、9 館目の新たな地域図書館として下落合図書館を開設し、読書環境の一層の整備に取り組みました。
- 新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画^{*11}（平成 29 年度現在は第四次子ども読書活動推進計画を実施中）を策定し、区立学校や幼稚園、保育園、子ども園、児童館、保健センター等と連携した取組を行いました。

⑥ 子どもの安全の確保

- 平成 23 年 4 月に新宿区立学校危機管理マニュアル^{*12}を策定し、運用するとともに、必要に応じて見直しを図ってきました。また、平成 24 年度には関係各課と学校関係者で構成する学校防災連絡会を設置し、課題の共有や対策の検討を行い、学校防災対策の充実に努めました。
- 各学校の学校安全計画^{*13}に基づく安全教育全体計画により、事件や事故、自然災害等から子どもを守るための意図的・計画的な安全教育を全校で実施しました。また、地域防災の担い手として生徒の防災への関心や能力を高めるため、平成 26 年度から開始した中学生と地域の防災訓練を、平成 28 年度からは全中学校での取組として実施しました。
- 防犯・防災情報等をいち早く保護者に知らせる一斉メール配信システム^{*14}を小・中学校は平成 22 年度に、幼稚園は平成 28 年度に導入しました。また、犯罪に対する抑止力を高め、児童の一層の安全確保を図るため、平成 27 年度からの 3 年間で全小学校の通学路への防犯カメラの整備を行いました。

*11 新宿区子ども読書活動推進計画…すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定した計画

*12 新宿区立学校危機管理マニュアル…全区立学校及び幼稚園を対象とした、地震・風水害・火災・不審者対応・事故・新型インフルエンザ等の各編で構成する学校危機管理の総合マニュアル

*13 学校安全計画…学校の安全教育の基本的な方針や教育活動全体を通して安全教育の目標を実現するための方策等を総合的に示した計画。各校で作成する。

*14 一斉メール配信システム…子どもの安全を確保するとともに円滑な学校運営を行うため、緊急情報を保護者等に対し一斉に提供するメール配信システム

⑦ 学校の教育力の向上

- 退職した校長が授業改善推進員となり若手教員への指導・育成を行う取組を、平成 24 年度からは学校支援アドバイザー^{*15}として発展させ、各学校の実情に応じたきめ細かな指導とともに、管理職、主幹教諭等のミドルリーダーへの助言や、校長の学校経営への支援も行うことで、各学校での OJT^{*16}等による人材育成の充実や学校経営力の向上に努めました。
- 子どもたちへの分かる授業の展開や、教員の校務の効率化を図るため、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で ICT^{*17}環境を整備しました。教員一人一台のパソコン配備のほか、学籍・成績管理等の校務支援のための「校務用ネットワーク」、学校のさまざまな場所と場面で ICT を活用できる環境を提供する「教育用ネットワーク」を全校に整備しました。各教室にはプロジェクタとスクリーン兼用ホワイトボードを設置し、実物投影機とノートパソコンを IT 教卓に配線したまま常設管理する「新宿版教室の ICT 化」を実現しました。平成 29 年度にはこれらの設備を最新の ICT 環境に更新し、タブレットパソコンや電子黒板機能付きプロジェクタを導入しました。より発展的な活用に向け、教員研修の充実を図りながら、学習効果の高い授業の展開に努めました。

⑧ いじめ・不登校等の防止

- 不登校対応として、関係教職員で構成する不登校対策委員会^{*18}を平成 23 年度に設置し、現状把握や課題整理を行うとともに、それらをふまえた不登校からの学校復帰と未然防止に関する方針を毎年度策定し、具体的な取組を各学校で実践してきました。また、スクールソーシャルワーカー^{*19}及び家庭と子供の支援員^{*20}を増員して各学校の実態に合わせて派遣し、家庭への支援につなげました。
- 平成 26 年 3 月に「新宿区いじめ防止等のための基本方針」^{*21}を策定するとともに、平成 26 年度から学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針^{*22}に基づき、全小・中学校で年 3 回実施する「ふれあい月間」^{*23}での講話やアンケート、人権教育等により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてきました。

*15 学校支援アドバイザー…教員の指導やミドルリーダーの育成、校長の学校経営への支援を行うため、各学校に派遣する専門職。主に退職した校長で構成する。

*16 OJT…On-the-Job Training の略。職業指導手法のひとつで、上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・態度等を指導し、修得させ、育成すること。

*17 ICT…Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

*18 不登校対策委員会…不登校をめぐる諸問題の現状や対応に関する事項を協議・検討するため、教育委員会に設置する委員会。小・中学校長及び不登校担当教員の各代表と教育委員会事務局職員で構成する。

*19 スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、児童・生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、校内のチーム体制への支援を行う専門職員

*20 家庭と子供の支援員…不登校等の問題行動の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行う支援員

*21 新宿区いじめ防止等のための基本方針…いじめ防止対策推進法第 12 条及び文部科学省の定めるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、平成 26 年 3 月に新宿区教育委員会が定めたいじめ防止のための基本方針

*22 学校いじめ防止基本方針…いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、学校がいじめ防止のために定めた基本方針

*23 ふれあい月間…児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導のあり方を振り返る機会として、全区立学校がいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応等に取り組む期間（6 月、11 月、2 月）

- 各学校での対応が効果的に行われるための支援組織として、平成 26 年度に学校問題支援室*24 を設置し、各学校でのいじめや不登校等に関する実態把握と分析、各学校における対応への個別具体的な支援が充実しました。また、平成 27 年度からは「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート (hyper-QU)」*25 を年 2 回実施し、いじめや不登校、その他問題行動に対してより客観的に測定し、組織的な対応の充実と改善につなげました。

⑨ 特別支援教育の推進

- 就学支援シート*26 の活用や個別指導計画*27 の作成、保健・医療・福祉等の連携による個別の教育支援計画*28 の策定・活用により、特別な支援を要する子ども一人ひとりのニーズに応じた教育的支援に努めました。
- 特別支援学校、知的障害特別支援学級（固定学級）での指導及び支援を行うほか、平成 25 年度には慢性疾患等による長期入院中の児童・生徒が治療を受けながら通う特別支援学級（院内学級）*29 を、余丁町小学校を在籍校として東京女子医科大学病院内に設置しました。また、教員に対する専門家による巡回相談や特別支援教育推進員*30 の派遣の充実により、学校内指導体制の整備が進みました。
- 平成 27 年度、鶴巻小学校と四谷第六小学校に通級指導学級*31 を新設し、小学校の通級指導学級の設置校をそれまでの 3 校から 5 校に拡大しました。また、この 2 校と隣接校 4 校とで、発達障害等のある児童が在籍校で巡回指導教員による指導を受けることができる新たなしくみのモデル実施を行い、その成果をふまえて、平成 28 年度から全小学校に特別支援教室「まなびの教室」*32 を設置しました。

*24 学校問題支援室…いじめや不登校等への学校の対応を総合的に支援するため、教育委員会事務局内に設置した専門家組織。指導主事、学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカー等で構成する。

*25 より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート (hyper-QU) …児童・生徒個々の学級生活における満足感や学校生活における意欲及び学級集団の状態を測定するため、児童・生徒に実施するアンケート

*26 就学支援シート…特別な教育的支援や個別の配慮を必要とする児童の保護者が、就学前の情報を小学校に引き継ぐシート。保護者が就学前施設等の協力のもと作成し、入学する小学校に提出する。

*27 個別指導計画…児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、学校が保護者からの意見等をふまえて作成する指導計画

*28 個別の教育支援計画…教育、保健・医療、福祉等の関係機関との連携に基づき、乳幼児の時期から学校卒業の段階まで一貫性のある支援を行うことを目的とした、障害のある児童・生徒一人ひとりの支援計画

*29 院内学級…長期入院中の児童が治療を続けながら通う、病院内に設けられた特別支援学級

*30 特別支援教育推進員…小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行う非常勤講師

*31 通級指導学級…通常の学級での学習に概ね参加できるものの、情緒障害や発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害等）のため特別な指導を必要とする子どものため、区立中学校に設置している学級（区立小学校は平成 27 年度まで設置。平成 28 年度からは特別支援教室に移行）

*32 特別支援教室「まなびの教室」…通常の学級での学習に概ね参加できるものの、情緒障害や発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害等）のため特別な指導を必要とする児童のため、全区立小学校に設置している教室

⑩ 外国籍等の子どもへの教育支援の充実

- 区立学校に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校生活に慣れ、日本での生活が円滑に行われるよう、教育支援を行いました。
- 大久保小学校に加えて、平成 25 年度、新宿中学校に日本語学級^{*33}を設置しました。
- 教育センターでの通所による集中指導のほか、日本語サポート指導員^{*34}を学校へ派遣し、個別に指導するなどの支援を行いました。さらに、平成 28 年度からは中学 3 年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を開始し、進学に向けた支援の充実を図りました。

⑪ 学校の適正規模・適正配置等及び学校施設の整備

- 平成 23 年度、西戸山中学校と西戸山第二中学校を統合し、新宿西戸山中学校を開校しました。
- 平成 24 年 3 月に「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」を策定し、これに基づき、普通教室の確保等、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めました。一方、その後の就学前の子どもの増加や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくり等、時代に対応した教育環境を整備するため、平成 28 年度に学校選択制度^{*35}の検証を行い、小学校の平成 30 年度入学予定者から学校選択制度を廃止するなどの方針を決定しました。
- 学校給食施設について、ドライ化^{*36}または空調整備の改修を全小・中学校で行いました。また、各校の状況に応じた天然芝生化による校庭緑化、屋上緑化、太陽光発電設備の設置、ピオトープの整備等、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設整備を行うなど、子どもたちがいきいき学べる、魅力ある学校施設の整備・充実が進みました。

⑫ 子どもの貧困の連鎖を防止するための取組

- すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるように、学校でのきめ細かな指導や放課後等の学習支援、スクールソーシャルワーカー等の活用による学校を窓口とした福祉関係機関等との連携、支援の必要な家庭への就学援助や公私立幼稚園の入園料・保育料の負担減額等に取り組んできました。
- 子どもの貧困対策に関する庁内組織が平成 27 年度に設置され、子どもの貧困に関する実態や課題についての共通認識のもと、教育、福祉、保健等の関係部署が連携し、実効性の高い施策や切れ目のない支援を展開していくための庁内体制が強化されました。

*33 日本語学級…来日や帰国により入学・編入学し、日本語の指導が必要な児童・生徒に対し、日本語の理解力・表現力を養い、学校生活への円滑な適応を支えるためにレベルに応じた日本語指導を行う学級

*34 日本語サポート指導（員）…日本語の初期指導が必要な子どもが在籍する学校で、週 2～3 日、個別に日本語の指導や学校生活への適応支援を行う指導（員）

*35 学校選択制度…魅力ある教育活動と開かれた学校づくりを目的に、区立学校入学に際して、保護者が子どもの入学する学校を選択できる制度。平成 30 年度入学予定者から小学校は廃止し、中学校のみ実施。

*36 ドライ化…より衛生的な環境で調理を行うことで食中毒等の事故を防止するため、調理室内の乾燥化を図る改修工事

(2) 学習指導要領の改訂と教育をめぐる近年の動向

① 学習指導要領等の改訂

○ 平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申では、新学習指導要領等の見据える将来像として、2030 年頃には情報化やグローバル化等の急激な社会的変化、とりわけ第 4 次産業革命ともいわれる人工知能の急速な進化が、社会や生活を大きく変化させることが予測されていると指摘しています。そのような複雑で予測困難な時代だからこそ、子どもたちは変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されています。

これらの時代の変化や子どもたちの状況、社会の要請等をふまえ、国は平成 29 年 3 月に学習指導要領等を改訂しました。

○ 新学習指導要領では、これまでの学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが示されました。

これまでの教育実践の蓄積を若手教員等にしっかり引き継ぎつつ、子どもたちの知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、授業の工夫・改善を図るとともに、カリキュラム・マネジメント^{*37}による教科横断的な教育活動の質の向上と最大限の教育効果が求められています。

○ 新幼稚園教育要領^{*38}では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化されるとともに、新学習指導要領では、幼稚園と小学校、小学校と中学校での円滑な接続や教科等横断的な学習の重視等、一貫した学びの充実の方向性が示されました。さらに、言語能力の育成、道徳教育、外国語教育、プログラミング的思考を含む情報活用能力の育成、子どもたちの発達の支援の充実等が示されました。

○ 新幼稚園教育要領は平成 30 年度から、新学習指導要領については小学校が平成 32(2020)年度、中学校が平成 33(2021)年度の全面実施に向けた対応が求められています。

② 教育をめぐる近年の動向

○ 子どもを取り巻く環境の変化

子どもを取り巻く環境については、在留外国人数の増加や国際結婚の一般化、雇用形態の多様化による保護者の教育へのかかわり方の変化、さまざまな家庭環境に起因する教育機会の格差等、複雑化・多様化が指摘されています。また、世帯ごとの構成人数が減り、家族がともに過ごす時間が短くなることで、子どもの孤食や、家庭内で子どもの自尊感情や社会性が育まれにくくなるなどの問題が指摘されています。また、保護者自身の地域とのかかわりが希薄化し、地域の中で孤立するなど、子どもだけでなく保護者への支援も重要な課題となっています。

*37 カリキュラム・マネジメント…子どもたちの姿や地域の実情等をふまえ、各校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと

*38 幼稚園教育要領…全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた基準。各園ではこの幼稚園教育要領をふまえ、地域や園の実態に応じて教育課程（カリキュラム）を編成する。

○ 子どもの貧困対策

平成 26 年 1 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。その後、平成 26 年 8 月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが示されました。

○ 学校と地域の連携・協働

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成 27 年 12 月中央教育審議会答申）では、地域社会のつながり・支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂等をふまえ、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘され、これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、地域とともにある学校への転換、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築、学校を核とした地域づくりの推進の方策が示されました。

○ チームとしての学校環境の実現

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成 27 年 12 月中央教育審議会答申）において、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の実現、複雑化・多様化した課題の解決、子どもと向き合う時間の確保といった課題に対応するための体制整備を図るなどの方向性が示されました。

○ 教職員の資質能力の向上

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月中央教育審議会答申）において、新学習指導要領を見据えた教育課程・授業方法の改革や、英語や道徳、ICT、特別支援教育等の新たな課題への対応、チームとしての学校の実現、子どもと向き合う教職員の資質能力の向上の重要性と具体的方策が示されました。

○ 学校現場における業務の適正化

社会環境の急速な変化の中、学校を取り巻く環境も変化してきています。国では平成 28 年 6 月に通知した「学校現場における業務の適正化に向けて」の中で、学校が抱える課題が複雑化・困難化する中で教員の長時間労働の実態を指摘し、これからの時代を支える創造力を育む教育への転換のため、教員が誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる環境整備や、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保するための改善方策を提案しました。

○ 「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育」の推進

すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されました。また、平成 28 年 5 月には教育再生実行会議より「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（第九次提言）が取りまとめられました。そこでは、先に述べた家庭の経済状況の問題を抱える子どものほか、障害や不登校、学習内容の未定着、日本語能力の問題等から、これまで十分に能力をのばしきれていなかった子どもたちも含め、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育の実現に向けた提言がなされました。

○ オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京 2020 大会の開催が決定しました。これにより、国際相互理解と世界平和を促進し、共生社会を実現・確立する契機となることが期待されています。また、東京 2020 大会を子どもたちにとってまたとない機会と捉え、グローバルな共生社会等の実現に向け、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる力を育むなど、オリンピック・パラリンピック教育の推進が求められています。

(3) 新宿区の子どもの状況等

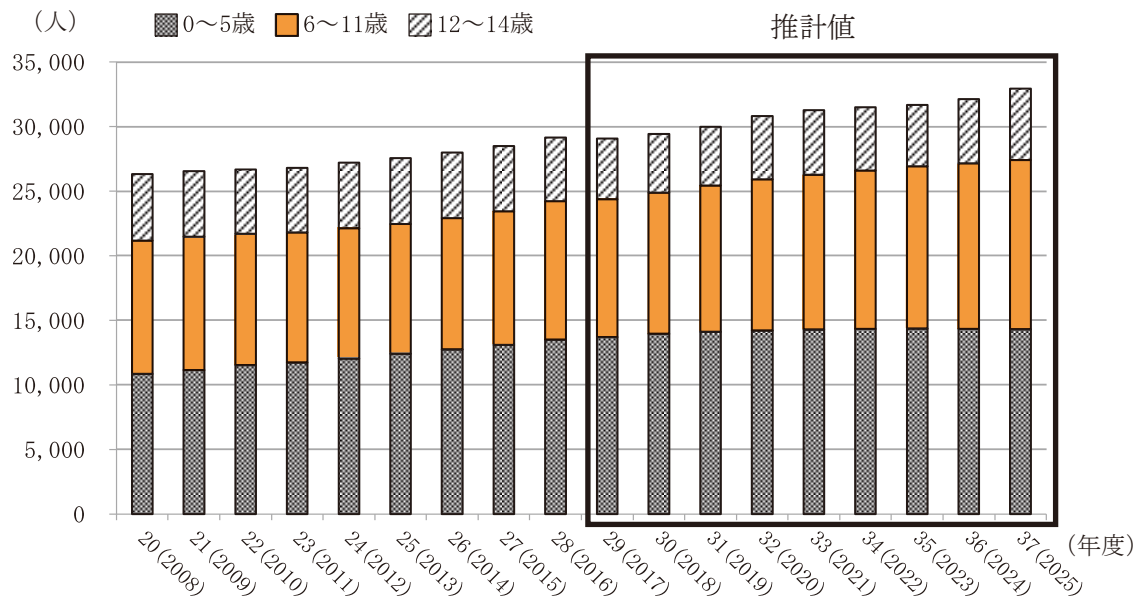
① 新宿区の子どもの状況等

平成 20 年度から平成 29 年度の間、新宿の教育を取り巻く状況は次のように変化しています。

※詳細については「資料編 1 新宿区の子どもの状況等」(102～107 ページ)をご覧ください。

子ども(0～14歳)の人口

新宿区の子どもの数は、当分の間、増加していくと推計されています。

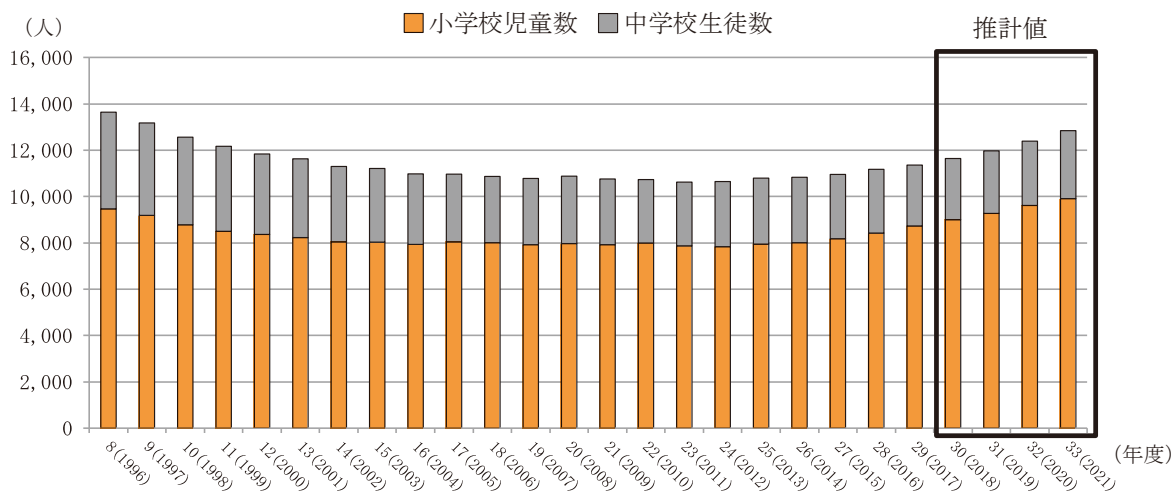


新宿区自治創造研究所 平成 27 年 3 月

※平成 20 年度～28 年度は各年 10 月 1 日住民基本台帳に基づく実績値

※平成 29 年度以降は平成 26 年 10 月 1 日基準人口に基づく推計値

区立小・中学校児童・生徒数の推移と今後の推計

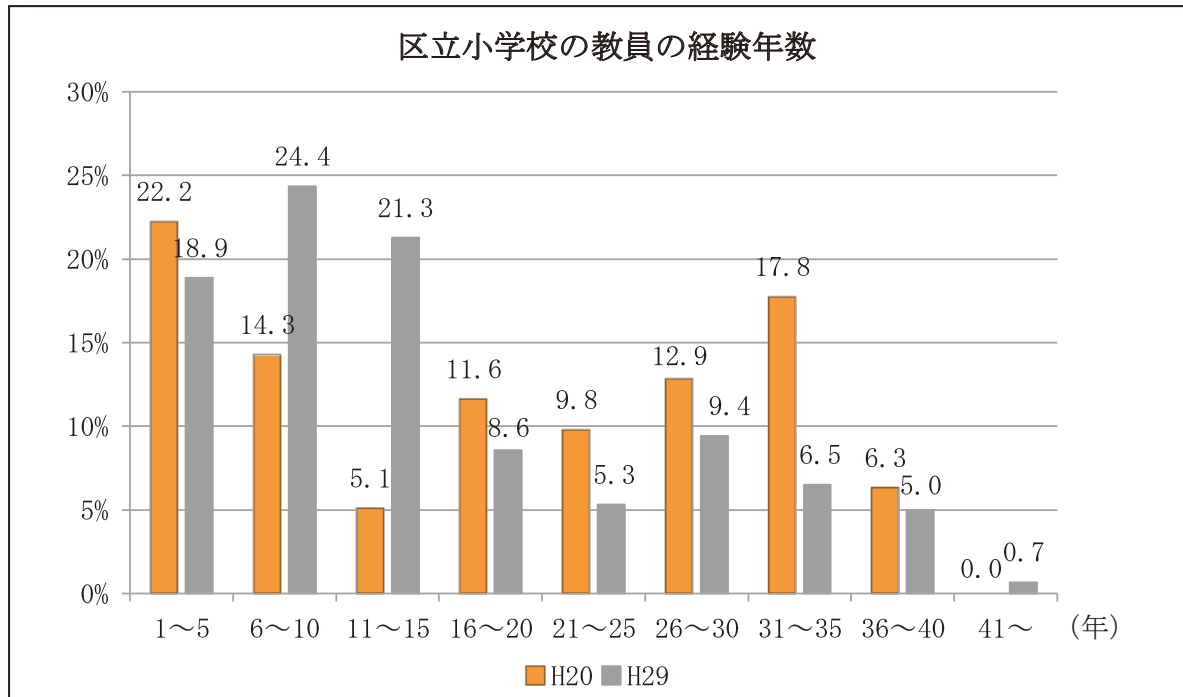


東京都「教育人口等推計」平成 28 年度

② 教員の状況等

小学校

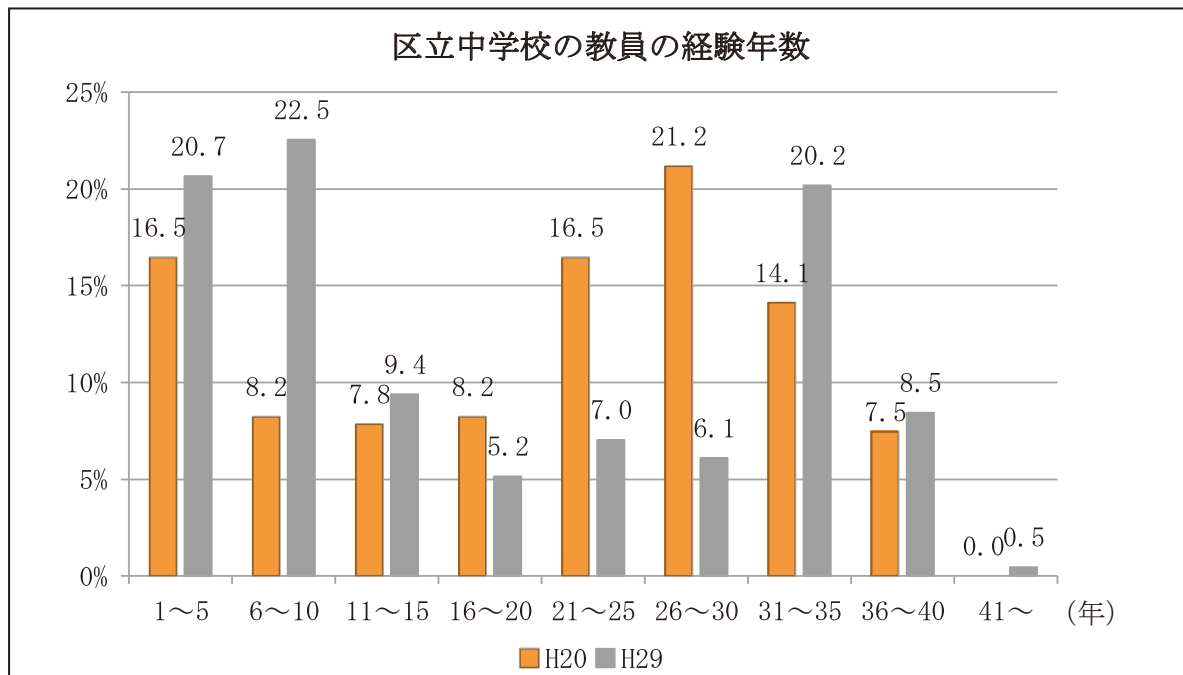
経験年数が少ない教員の割合が増加しています。



教育指導課調べ

中学校

経験年数 10 年以下の教員の割合が増加するとともに、経験年数 21～30 年目の教員の割合が減少しています。



教育指導課調べ

新宿区では、常勤の教職員以外にも、学習指導支援員、特別支援教育推進員、事務補助員、学校図書館支援員等の非常勤職員、臨時職員、外部委託等によりさまざまなスタッフを手厚く配置しています。

③ 子ども、保護者の学校教育に関する認識

平成 28 年度学校評価^{*39}において、児童・生徒による授業評価及び保護者アンケートを行いました。

授業満足度

【児童・生徒】先生の授業は分かりやすいと思う。

「はい」または「少しはい」：児童 91.5%、生徒 77.1%

【保護者】先生の授業は、分かりやすい授業を行っていると思う。

「はい」または「少しはい」：小学校保護者 89.7%、中学校保護者 67.0%

地域を生かした教育活動

【児童・生徒】あなたの学校には、地域の特色を生かした活動や伝統的な活動がある。

「はい」または「少しはい」：児童 81.7%、生徒 62.9%

【保護者】学校は、地域を生かした活動や伝統的な活動に力を入れていると思う。

「はい」または「少しはい」：小学校保護者 89.6%、中学校保護者 69.0%

いじめ対応

【児童・生徒】いじめ等の問題がある時には、すぐに先生に相談している（しようと思う）。

「はい」または「少しはい」：児童 77.2%、生徒 54.3%

【保護者】子どもにいじめやいじめの疑いがある時には学校に相談している（するつもり）。

「はい」または「少しはい」：小学校保護者 78.1%、中学校保護者 72.0%

④ 子どもたちの意見

平成 28 年度新宿区立中学校生徒会役員交流会では、『いい学校ってどんな学校？』とのテーマのもと、さらに 2 つのテーマについて、各中学校の生徒会役員によるグループでの意見交換がなされました。

「小学生が憧れる中学校にするために」 グループ協議のまとめ

（私たちの）グループでは、【いい学校ってどんな学校？】「小学生が憧れる中学校にするために」というテーマで話し合いました。

まず、それぞれの学校で行っている活動として、理科実験を小学校で披露する、小学生への本の読み聞かせ、吹奏楽部と小学校の金管バンドのコラボレーションなどの意見が出ました。その他にも、生徒会活動に直結する意見は少なかったものの、たくさんの意見が集まりました。また、小学生が中学生に対して不安を感じさせないように、朝のあいさつ運動や普段の生活から、中学生から小学生へ積極的に声掛けを行うなど、対策が話し合われました。そして、生徒会役員を中心に、中学生らしい振る舞いを普段の生活から示していくことで、小学生が憧れる中学生の姿を見せていきたいと思います。

*39 学校評価…学校の自己評価に加え、保護者・地域住民等による学校関係者評価、学識経験者等による第三者評価を行い、学校運営の改善を図るしくみ

「中学生にとって、楽しくためになる授業とは」 グループ協議のまとめ

(私たちの)グループでは、中学生にとって楽しくためになる授業とはなにかについて話し合いました。

まずはじめに学校の現状や自分の考えを各学校が報告しました。「達成感のある授業が良い」「流行りの内容を授業で取り上げると覚えやすい」等、さまざまな意見が出ました。

次につまらない授業とはどんなものかについて、意見を出し合いました。聞くだけの一方通行な授業や教科書の内容だけの授業が挙げられました。そして「聞くだけの授業」に焦点を当て、もしそのような授業だったらどうなってしまうのかを考えました。聞いているだけの授業であれば、内容が頭に入らない生徒が多くなります。そうするとたくさんの疑問が生じるのですが、質問できない人もいますのでその人はつまらないと感じ、授業内容の理解まで至りません。

そして記憶に残っている授業についても話し合い、「班でまとまって行う授業」や「生徒が実際に体験する授業」「パワーポイントなどの機械を使う授業」といった意見が出て、生徒に印象を与えている授業が分かりました。

今回の協議で出た意見から中学生にとって楽しくためになる授業とは「生徒自らが動き、参加型の授業であること」、「生徒の興味を引く授業」、そして「生徒が気軽に質問できる授業」であるという意見が出ました。今後、各授業の先生方にも知っていただき、各学校の授業がもっと楽しくなれば嬉しいです。

⑤ 区民の教育への期待等

平成28年度区民意識調査において、新宿区の教育について意識調査を行いました。
※詳細については「資料編 1 新宿区の子どもの状況等」(108・109 ページ)をご覧ください。

子どもたちに身に付けてほしい力

「思いやり」が5割強で最も高く、「規範意識(社会のルールやマナー)」が5割弱で続いています。

特に充実すべき学校教育

「自ら考え、表現する力を伸ばす教育」が5割台半ばを超え最も高く、「教科の基礎的な学力を身につける教育」が4割強で続いています。

重要だと思う家庭の役割

「生活習慣(早寝・早起きやきちんと朝食をとる等)を身につけさせる」が7割台半ば近くで最も高く、「ルールや約束事を守らせる」が7割弱で続いています。

重要だと思う地域の役割

「地域におけるあいさつや声かけなどの習慣づくり」が6割近くで最も高く、「子どもたちのマナーやモラルの育成」が5割強で続いています。

(4) 教育をめぐる課題

教育課題に対するこれまでの取組状況、学習指導要領の改訂と教育をめぐる近年の動向、新宿区の子どもの状況等をふまえ、新宿区の教育をめぐる課題について、「3つの柱」の視点から、次のとおり整理しています。

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

(知・徳・体の育成、東京 2020 大会を契機とした教育の推進)

- 学力調査の結果に学力分散化や学力二極化の傾向が見られることから、基礎学力の確実な定着を図っていく必要があります。また、学んだことを活かして自ら考え、伝えていく分野に課題が見られることから、思考力・表現力を育む教育を充実していく必要があります。

規範意識の面では、全国学力・学習状況調査の結果、小・中学生の規範意識が全国に比べて低い結果となっており、規範意識を態度や行動に結び付けていく取組が必要です。また、体力の面では、運動の日常化と体力の底上げを図っていく必要があります。

東京 2020 大会の開催を契機として、さまざまな取組を通じて子どもたちの感受性を育み、夢と希望を持ってさまざまなことに挑戦する意欲を養っていく必要があります。

(就学前教育の推進、連携教育の推進)

- 家庭の教育力の低下や幼児の生活体験の不足等が指摘される中、幼児教育においても、遊びや生活を通して、自制心や自尊心、粘り強さといった、学力や知識を支え、取り巻く力の育成が重要となっています。また、増加する保育需要に鑑み、区全体で多様な教育・保育施設の確保や機能の充実を図っていく必要があります。私立幼稚園との連携や支援も重要です。そして、幼稚園・保育園・子ども園と小学校、小学校と中学校の連携を充実していく必要があります。

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

(地域協働学校の今後の展開)

- すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことから、今後は、教育活動へのさらなる展開や地域との連携の一層の促進、新しい評価のしくみの定着等を図っていく必要があります。

(家庭の教育力の向上)

- 少子化や核家族化等による家庭の教育力の低下が指摘されていることから、地域や保護者が家庭の役割を再認識し、教育力を高めるための支援をしていく必要があります。

(地域の知の拠点としての図書館の充実)

- 区立図書館は、すべての人々にやさしい知の拠点であることを使命とし、自ら課題を解決する区民を支援するとともに、区民に分かりやすい情報提供・情報発信に取り組んでいく必要があります。

(子どもの安全の推進)

- 子どもを巻き込んだ事件・事故が依然として発生していることから、安全教育や環境整備を引き続き推進していく必要があります。また、小・中学生の携帯電話・スマートフォンの所持率やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が増加していることから、子どもたちが情報の危険から自らの身を守るができるよう、情報モラル教育を充実していく必要があります。そして、首都直下型地震等、今後発生が想定される災害に対して、子どもたちの知識と理解を深め、正しく行動できる能力を育てていく必要があります。

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

(いじめや不登校、障害のある子どもや外国にルーツを持つ子ども等への支援)

- いじめや不登校の未然防止・早期発見に向けた取組を一層推進していく必要があります。また、心身に障害のある子どもや外国にルーツを持つ子ども等、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズの多様化に対し、効果的な指導・支援を行っていく必要があります。そして、子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず学力や社会性を身に付けることができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を強化していく必要があります。

(チームとしての学校の実現、教職員の勤務環境の改善)

- 学校現場を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、学校や教員だけでは解決できない課題が増大してきていることから、専門スタッフの参画や、他部署・関係機関等との連携を一層図っていく必要があります。そして、教員がより学習指導や生徒指導等に取り組むことができるよう、より子どもと向き合うことができる時間の確保等の環境づくりを行っていく必要があります。また、今後は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域協働学校を基軸とした学校運営を実現していく必要があります。

(教職員の資質・能力の向上)

- 近年の教員の大量退職・大量採用の影響により、教員の知識・技能がこれまでのように継承できなくなっていることから、教員の効果的な育成や教員同士の学び合いを支援していく必要があります。特に、ICTを活用した授業や道徳の教科化、外国語教育の早期化等、新たな課題に対応した教員の資質能力の向上を図っていく必要があります。

(学校環境の整備・充実)

- 学校施設については、今後、施設の長寿命化のための予防保全や、公共施設等総合管理計画^{*40}等に基づく将来的な施設整備に向けた検討が必要です。また、就学前の子どもが増加傾向にあることをふまえ、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていく必要があります。

*40 公共施設等総合管理計画…区有施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。平成29年2月策定。

2 新宿区が目指す教育 ～3つの柱と施策の方向性～

「教育目標」は新宿区教育委員会が願う子どもたちの将来像を示すものであり、その実現のための「3つの柱」についても、子どもの育ちを見据えた長期的な展望に立つものです。このため、平成30（2018）年度以降も「3つの柱」に示す教育及び教育環境の実現を引き続き目指していきます。

柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

◆施策の主な考え方と方向性

- 情報化やグローバル化、人工知能の飛躍的な進化等、社会的変化が加速度的に進展する、複雑で予測困難な時代に求められる資質・能力として、時代の変化を見きわめ、自らの生涯を切り拓いていくための知識・技能、思考力・判断力・表現力、自ら学ぶ姿勢や人間性等を総合的に育むため、すべての教科等の学習活動において「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。
- さまざまな教育活動を通じて人権を尊重する豊かな心を育むとともに、子どもたち一人ひとりが自分を大切にし、自分のよさを認めるとともに、他者とのかかわりの中で自分を肯定的に受け止め、社会性を身に付けていくことができるようにします。
- 東京2020大会を契機とした教育の推進により、子どもたちの豊かな感受性を育み、夢や希望を持ってさまざまなことに挑戦する意欲を養います。また、グローバル社会を生きる子どもたちの豊かな国際感覚や多様性を尊重する態度を養います。

◆方向性を受けての施策展開

施策1 確かな学力の向上

- 子ども一人ひとりの学びの保証
- 変化の激しい時代を生きる力の育成

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

- 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実
- 基礎体力の向上と健康な体づくり
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

- 幼児教育環境の充実
- 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進
- 就学前教育と小学校教育との連携
- 小中連携教育の推進

柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

◆施策の主な考え方と方向性

- 平成29年度に全区立小・中学校が地域協働学校となり、地域とともに子どもたちの成長を支える組織的・継続的な体制が整いました。今後は、家庭・地域との連携・協働による学校教育の実現に向け、新宿の強みである地域協働学校を基軸とした教育活動のさらなる展開を図るとともに、さまざまな地域資源を積極的に活用した学校運営を進めます。
- 子どもたちの健やかな成長のために、保護者や地域が家庭の役割を再認識し、家庭の教育力を向上するための支援を充実するとともに、他部署や関係機関との連携を図ります。
- 子どもたちの健やかな成長を応援し、生涯にわたって豊かに学ぶことができるよう、区民に親しまれる知の拠点としての区立図書館の充実を図ります。
- 子どもの安全を守るため、学校環境の改善・充実とその管理を絶えず行うとともに、防犯、情報モラル、交通安全、防災等の対策を保護者や地域とともに取り組みます。また、子どもが自らの命を守り、安全な生活を送ることができるための素養を身に付けるため、子どもの発達段階に応じた安全教育を推進します。

◆方向性を受けての施策展開

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

- 地域が参画する学校運営の充実
- 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動

施策5 家庭の教育力の向上支援

- 家庭の教育力向上のための支援の充実
- 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

- 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実
- 子ども読書活動の推進

施策7 子どもの安全の推進

- 安全教育の充実
- 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

◆施策の主な考え方と方向性

- 子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、学習指導の充実や他部署・関係機関等との連携等により支援します。また、いじめ・不登校等の防止に積極的に取り組むとともに、障害や発達の状態、日本語の能力等に応じてすべての子どもの成長を支え可能性を伸ばすため、どの子どもも受け入れる、分かる・できる教育、個に応じたきめ細かな教育の推進により、一人ひとりの子どもの豊かな学びを支援します。
- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる役割が拡大してきています。このため、多様な教育課題にチームで向き合う体制を整備するとともに、教職員それぞれが力を発揮するための人材育成策を充実していきます。

また、教員の勤務実態調査の結果から、長時間労働の実態や課題が明らかになっています。このため、学校における勤務環境の改善に取り組むとともに、教員の働き方の意識改革を進め、教員の資質・能力の向上を図ります。

これらの取組を通して、学校の教育力の強化に努めます。

◆方向性を受けての施策展開

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- いじめ・不登校等の防止
- 特別支援教育の推進
- 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実
- 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流
- 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備

施策9 学校の教育力の強化

- 教育の質を高める学校運営
- 教職員の勤務環境の改善等
- 教職員の資質・能力の向上

施策10 学校環境の整備・充実

- 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備
- 将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進



3つの柱の実現に向けた今後の取組

●教育ビジョンの3つの柱の実現に向けた今後の取組の内容を、10の施策別に記載しています。

●この章は、下記の構成で記載しています。

現状と課題・・・施策の背景、国等の動向、関連調査結果等をふまえ、当該施策の「現状と課題」を記載しています。

取組の方向性・・・課題に対する「取組の方向性」について記載しています。

個別事業・・・平成30(2018)年度から32(2020)年度までに取り組む事業を記載しています。

※個別事業のうち、その全部または一部が新宿区第一次実行計画の計画事業に該当するものについては<第一次実行計画事業(番号)>と表示し、年次別計画を示しています。教育ビジョンと第一次実行計画は施策体系が異なるため、事業の名称や構成が相違しているものについては、第一次実行計画事業名を表示しています。

施策体系

3つの柱	10の施策	取組の方向性
<p style="text-align: center;">柱1</p> <p>子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現</p>	<p>1 確かな学力の向上</p> <p>2 豊かな心と健やかな体づくり</p> <p>3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進</p>	<p>1 子ども一人ひとりの学びの保証</p> <p>2 変化の激しい時代を生きる力の育成</p> <p>3 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実</p> <p>4 基礎体力の向上と健康な体づくり</p> <p>5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進</p> <p>6 幼児教育環境の充実</p> <p>7 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進</p> <p>8 就学前教育と小学校教育との連携</p> <p>9 小中連携教育の推進</p>
<p style="text-align: center;">柱2</p> <p>新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現</p>	<p>4 地域との連携・協働による教育の推進</p> <p>5 家庭の教育力の向上支援</p> <p>6 生涯の学びを支える図書館の充実</p> <p>7 子どもの安全の推進</p>	<p>10 地域が参画する学校運営の充実</p> <p>11 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動</p> <p>12 家庭の教育力向上のための支援の充実</p> <p>13 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援</p> <p>14 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実</p> <p>15 子ども読書活動の推進</p> <p>16 安全教育の充実</p> <p>17 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進</p>
<p style="text-align: center;">柱3</p> <p>時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現</p>	<p>8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備</p> <p>9 学校の教育力の強化</p> <p>10 学校環境の整備・充実</p>	<p>18 いじめ・不登校等の防止</p> <p>19 特別支援教育の推進</p> <p>20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実</p> <p>21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流</p> <p>22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備</p> <p>23 教育の質を高める学校運営</p> <p>24 教職員の勤務環境の改善等</p> <p>25 教職員の資質・能力の向上</p> <p>26 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備</p> <p>27 将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進</p>

個別事業（平成30(2018)年度～32(2020)年度） <small>※【実】は、その全部又は一部が新宿区第一次実行計画に位置付けられている事業です。</small>	個別事業 掲載 ページ
1.学力調査を活用した個々の学力の向上 2.学校サポート体制の充実【実】 3.放課後等学習支援 4.ICTを活用した教育の充実【実】 5.主体的・対話的で深い学びの実現	33
6.ICTを活用した英語教育の推進【実】 7.外国人英語教育指導員の配置の充実【実】 8.英検チャレンジ【実】 9.サイエンス・プログラムの推進 10.環境教育の推進【実】	34
11.人権教育の推進 12.道徳教育の充実 13.平和教育の推進【実】 14.障害者理解教育の推進【実】 15.主権者教育等の推進 16.キャリア教育の推進 17.国際理解教育及び英語教育の推進【実】 18.伝統文化理解教育の推進【実】 19.幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 20.児童会・生徒会活動の充実 21.体験的な活動の充実 22.移動教室等における自然体験活動の実施	39
23.スポーツへの関心と体力の向上【実】 24.食育の推進 25.子どもの生活習慣病の予防 26.スクールカウンセラーの配置【実】	43
17.国際理解教育及び英語教育の推進【実】【再掲】 18.伝統文化理解教育の推進【実】【再掲】 14.障害者理解教育の推進【実】【再掲】 23.スポーツへの関心と体力の向上【実】【再掲】	45
27.公立幼稚園における幼児教育等の推進【実】 28.幼稚園子育て支援事業の実施	50
29.就学前教育合同研修等の充実	51
30.スタートカリキュラムづくりや指導方法の改善 31.保・幼・子・小合同会議の実施	51
32.小中連携教育の推進	51
33.地域協働学校の充実【実】 34.学校評価の充実【実】	55
35.スクールスタッフの活用 36.スクール・コーディネーターの活動 37.文化・芸術等を学ぶ機会の充実	56
38.入学前プログラムの実施 39.多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施	60
40.PTA活動への支援 41.保護者の学校行事等への参加促進	61
42.図書館利用機会の充実（「毎日開館体制」の構築）【実】 43.魅力ある情報資源の整備充実（電子書籍等）【実】 44.新中央図書館等の建設【実】	65
45.子ども読書活動の推進【実】 46.絵本でふれあう子育て支援事業【実】 47.学校図書館の充実【実】 48.朝読書の推進	66
49.安全教育の推進 50.情報モラル教育の推進	69
51.学校安全対策の充実 52.学校防災対策の充実	70
53.いじめ防止対策の推進 54.児童・生徒の不登校対策【実】 26.スクールカウンセラーの配置【実】【再掲】 55.教育相談体制の充実 56.児童・生徒理解を進める研修の実施	75
57.特別支援教育の推進【実】 58.中学校への特別支援教室の開設【実】 59.学校に対する巡回指導・相談体制の充実	77
60.日本語サポート指導【実】 61.外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	78
62.共同学習の推進	79
3.放課後等学習支援【再掲】 47.学校図書館の充実【実】【再掲】 63.専門人材を活用した教育相談体制の充実【実】 55.教育相談体制の充実【再掲】 64.公立幼稚園保護者の負担軽減 65.就学援助 66.奨学資金の貸付	80
67.創意工夫ある教育活動の推進【実】 68.教育課題研究校の指定 69.学校経営力の向上 34.学校評価の充実【実】【再掲】 33.地域協働学校の充実【実】【再掲】	88
63.専門人材を活用した教育相談体制の充実【実】【再掲】 70.部活動を支える環境の整備【実】 71.学校の法律相談体制の整備 72.教員の働き方の意識改革等	90
73.OJTの推進 74.学校支援アドバイザーの派遣 75.経験と職責に応じた研修の充実	91
76.学校施設の改善【実】 47.学校図書館の充実【実】【再掲】 4.ICTを活用した教育の充実【実】【再掲】	95
77.通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営【実】 78.公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画の策定【実】	97

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

施策1 確かな学力の向上

現状と課題

- 平成29年3月に新学習指導要領等が告示されました。情報化やグローバル化のさらなる進展、人工知能の飛躍的な進化等、社会の構造的な変化が今後も見込まれる中において、子どもたちは社会や世界とのかかわりの中で時代の変化を見きわめ、生涯を切り拓いていく力を身に付ける必要があります。そのためには、幼児期から義務教育の間に、子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」をしっかりと育成しなければなりません。新学習指導要領では、こうした背景をふまえて、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が示されました。
- 新学習指導要領は、子どもたちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫等を引き出していけるよう、教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理しています。

また、「主体的・対話的で深い学び」の観点から、これまでの教育実践の蓄積をふまえて授業を見直し、改善することとされました。これにより、子どもたちの知識の理解の質を高め、これからの時代に求められる資質・能力の向上を図ることが求められています。

さらには、学校全体として、子どもたちや学校・地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況をふまえた改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立が求められています。これにより、教科横断的な学習や、単元等の内容や時間のまとまりの中で習得・活用・探求のバランスを工夫した学習の充実が求められています。
- 新幼稚園教育要領においても、幼稚園教育で育みたい資質・能力を、①知識及び技能の基礎、②思考力、判断力、表現力等の基礎、③学びに向かう力、人間性等と示すとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化しています。

また、小・中学校の新学習指導要領では、言語能力の確実な育成、プログラミング的思考を含む情報活用能力の育成、理数教育の充実、外国語教育の充実等が示されたほか、特別支援教育に関する改善事項等が示されました。これらをふまえた教育が各校で確実に実践され、子どもたちの生きる力の育成につながるよう、質の高い学校教育の実現に取り組んでいく必要があります。
- 確かな学力の向上は、子どもたちの「生きる力」を育む上で大切なものです。教育委員会はこれまで、第一期教育ビジョンに基づき、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細かな指導をするための施策を展開し、確かな学力の育成に取り組んできました。

- 新宿区学力定着度調査の結果から、個々の学力の状況を経年で把握・分析し、学力向上に向けた具体策を各学校が作成・実践するなど、個に応じた指導を充実させることで一人ひとりの学力の向上につなげています。平成 28 年度の状況からは、小・中学校とも同一集団における学力の伸びを確認することができ（表 1）、各校の取組が一定の成果を挙げていることが分かります。一方で、区立小・中学校全体の状況に目を向けると、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身に付いているものの、学んだことを活かして自ら考え、伝えていくこと等、知識を活用する力に課題が見られます（表 2）。また、学力の分散化や二極化の傾向がみられることから、基礎学力の確実な定着を図っていく必要があります。
- 今後は、こうした調査の結果等を参考に、子どもの学力の状況を的確に把握し、基礎学力が十分に身に付いていない子どもに対して習熟の程度に応じたきめ細かな学習支援を行っていくことや、発展的な学習を支援し、一人ひとりの子どもの学力をさらに高めていくことが必要です。また、これからの時代に求められている資質・能力を育む質の高い学びの実現のために、教育現場で ICT の有効な活用を進めることも重要です。

表 1 小・中学校の同一集団における学力の変化（標準スコア）

小 学 校										
教科	国 語					算 数				
	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
H27	51.7	50.8	50.7	51.1		52.4	51.0	51.2	51.5	
H28	53.4	53.5	53.0	52.8	52.8	53.3	53.8	51.4	52.2	53.3
経年比較		1.8 ↑	2.2 ↑	2.1 ↑	1.7 ↑		1.4 ↑	0.4 ↑	1.0 ↑	1.8 ↑
中 学 校										
教科	国 語		社 会		数 学		理 科		英 語	
	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年
H27	50.4	51.8	49.0	48.1	50.0	51.1	44.8	45.4	54.4	53.4
H28	50.2	51.8	49.8	49.0	50.7	51.1	45.5	48.1	52.1	54.8
経年比較		1.4 ↑		0		1.1 ↑		3.3 ↑		0.4 ↑

新宿区教育委員会「新宿区学力定着度調査」平成 28 年度

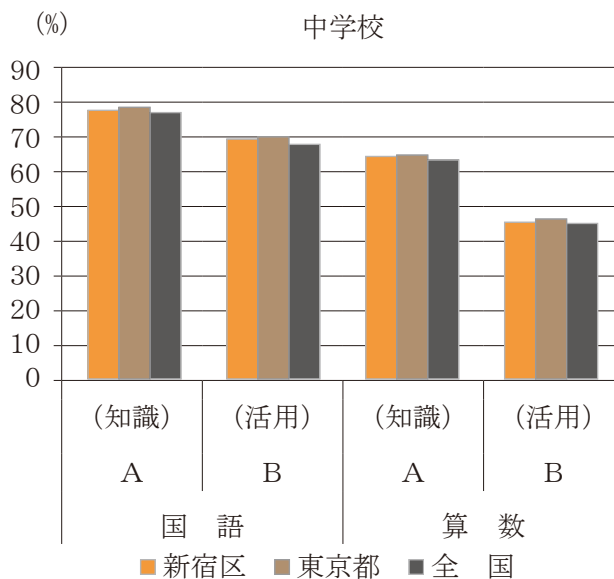
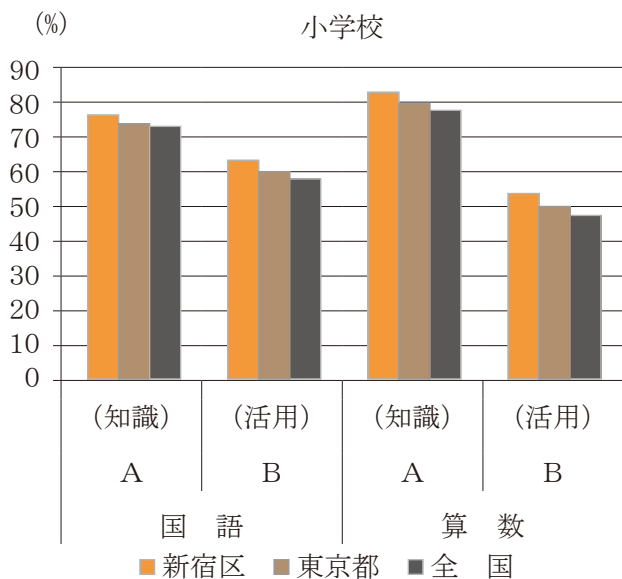
※同一集団 …年 1 回の調査で学力の変容を経年で分析するには、当該学年の 1 年前（1 学年前）の結果と比較する必要がある。そのため、本調査では小学校 1 年生時の入学年度が同じ児童・生徒を「同一集団」として追跡している。

※標準スコア…全国値の正答率を 50 としたときの換算値で、50 を上回っていれば相対的に良好とされる。同集団の経年変化を見る際に有用な数値である。（「↑」は数値が上昇したことを示す）

表2 「知識」に関する問題と「活用」に関する問題の正答率

小学校	国語		算数	
	A (知識)	B (活用)	A (知識)	B (活用)
新宿区	76.4	63.2	82.9	53.8
東京都	73.8	59.8	79.4	49.8
全国	72.9	57.8	77.6	47.2

中学校	国語		数学	
	A (知識)	B (活用)	A (知識)	B (活用)
新宿区	76.2	68.3	63.2	44.6
東京都	76.9	68.6	63.5	45.6
全国	75.6	66.5	62.2	44.1



文部科学省「全国学力・学習状況調査」平成28年度

取組の方向性

子ども一人ひとりの学びの保証

○ 子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすという視点に立ち、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育を実現していきます。

義務教育で身に付けるべき基礎学力を保証するために、特に基礎的・基本的な学力が十分でない子どもへの支援を充実します。また、伸びる子どものより発展的な学習を積極的に支援します。

さまざまな調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、「分かる授業」への工夫・改善を図ることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

- 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断等の知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な資質・能力を育成します。

児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、ICTを活用した教育活動の一層の充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

■ 変化の激しい時代を生きる力の育成

- グローバルな視野を持ち、時代の変化を見きわめながら自らの将来を切り拓く先進的、開発的な才能を芽生えさせ、伸ばすためのさまざまな手法による国際理解教育、英語教育、理科教育及び情報技術活用能力を高める教育の充実を図ります。

個別事業

1 子ども一人ひとりの学びの保証

1. 学力調査を活用した個々の学力の向上

国や都の調査に加え、小学校2年生から中学校3年生までを対象とした新宿区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、指導の改善に役立てることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。

2. 学校サポート体制の充実 <第一次実行計画事業 24 ①「学校支援体制の充実」を含む>

学習指導要領の改訂に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各学校の実情に応じたきめ細かい指導を行うために、学習指導支援員を配置します。

また、スクールスタッフや学校ボランティア等の地域の人材を活用し、学校での取組をサポートします。

29（2017）年度末の 現況（予定）	30年度 （2018）	31年度 （2019）	32年度 （2020）	32（2020）年度末の 目標
・児童・生徒・保護者 アンケートにおける学 校の授業の満足度 86.3%	・学習指導支援 員の配置 58人		→	・児童・生徒・保護者 アンケートにおける学 校の授業の満足度 90%

3. 放課後等学習支援

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各小・中学校に放課後等学習支援員を配置し、基礎学力の定着を図ります。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、さらに学習意欲が高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行います。

4. ICTを活用した教育の充実〈第一次実行計画事業 30〉

平成21年度に区立小・中・特別支援学校全40校に整備した教室用ICT機器（プロジェクタ・実物投影機）について、平成29年度の普通教室に続き、特別教室・少人数教室等の更新を行います。

また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、平成29年度に導入したタブレットパソコンや電子黒板機能付きプロジェクタ^{*41}及び最新の実物投影機等、教育活動におけるICTの効果的な活用を推進するとともに、各校の教材の共有の促進、新学習指導要領に対応したデジタル教材やプログラミング教育等の研究を行います。

29（2017）年度末の 現況（予定）	30年度 （2018）	31年度 （2019）	32年度 （2020）	32（2020）年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の更新 全普通教室412台 教育用ネットワーク の再構築 区立学校全40校 	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の 更新 特別教室、少人 数教室287台 ICTを活用 したプログラ ミング教育等 の検討・モデル 実施 	→	<ul style="list-style-type: none"> プログラミング 教育等の本 格実施 	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の更新 特別教室、少人数教室 287台 プログラミング教育 及びデジタル教材を活 用した教育活動の実施

5. 主体的・対話的で深い学びの実現

すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。

夏季集中研修会等、区が主催する研修会の実施や教育課題研究校^{*42}による実践成果の発表等により、主体的・対話的で深い学びの趣旨や実践の工夫を区内の全教職員へ普及・啓発していきます。また、教員が実践を通して学び合い、優れた授業のイメージを共有し、授業改善への意欲を高めることができるよう、各校の校内研究会やOJTの充実を図ります。

2 変化の激しい時代を生きる力の育成

6. ICTを活用した英語教育の推進〈第一次実行計画事業 33①〉

学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、英語の習得と国際感覚の醸成のため、全小学校にデジタル教材を導入します。

デジタル教材の活用により、児童の英語に対する関心・意欲を一層高め、効果的・効率的な学習につなげます。また、児童一人ひとりの習熟度に応じた主体的な学習を促進し、英語における「聞く、話す、読む、書く」の各技能の総合的な習得に結び付けます。

*41 電子黒板機能付きプロジェクタ…電子ペンを利用した操作や画面への書き込みを可能とする電子黒板機能を兼ね備えたプロジェクタ

*42 教育課題研究校…区の教育課題に対応するため、教育委員会とともに2年間の調査研究・実践研究を行う、教育委員会の指定を受けた学校

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
—	・デジタル教材等導入のための検討(小学校2校)	→	・デジタル教材の配備(小学校3・4年生) ・デジタル教科書の配備(小学校5・6年生)	・デジタル教材を活用し、英語に対する理解が深まった児童の割合 80%

7. 外国人英語教育指導員の配置の充実 <第一次実行計画事業 33 ②「コミュニケーション能力を高め国際理解を深める英語教育の推進」>

小学校における英語教育では、低学年から英語に対する興味・関心を高め、身近な言語として感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。

このことから、全学年に対し外国人英語教育指導員^{*43}を活用した質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。

中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・外国人英語教育指導員を活用した授業の実施 小学校 1・2年生 (年間 10 時間程度) 3・4年生 (年間 20 時間) 5・6年生 (年間 35 時間)	・外国人英語教育指導員を活用した授業の実施 小学校 1・2年生(年間 10 時間) 3～6年生(年間 35 時間)	→		・外国人英語教育指導員の指導のもと、英語に対する理解が深まったと回答した児童・生徒の割合 90%

8. 英検チャレンジ <第一次実行計画事業 33 ③>

生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定(英検)受験を希望する原則中学2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。

合格に向け、英語の4つの技能(聞く、読む、話す、書く)による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。

*43 外国人英語教育指導員…外国語(英語)教育において、子どもたちがネイティブ・スピーカーによる英語に触れたり、国際理解を深めたりする機会を増やすために小・中学校に派遣する外国語指導助手(A L T : Assistant Language Teacher)の新宿区における呼称

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
—	<ul style="list-style-type: none"> ・英検の受験機 会の提供 ・合格に向けた 助言、指導 	}	→	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 3 年生で英検 3 級程度以上の生徒の 割合 60%

9. サイエンス・プログラムの推進

小学校に観察・実験アシスタントを配置し、授業における円滑かつ安全な観察・実験に資するとともに、児童の理科に対する興味・関心を喚起します。また、理科の専門性の高い人材を理科実験名人^{*44}として小学校に派遣します。

中学校では、大学との連携により最先端技術を活用した授業を提供し、科学の力が日常生活にいかに役立てられているかを学ぶなど、実生活と関連付けた学習を進めます。

さらに、希望者を対象とした理科実験教室を開催し、発展的な学習を通じて、科学的な探究心を養っていきます。夏季休業中には、プログラミング学習をテーマとした講座を実施します。

10. 環境教育の推進 <第一次実行計画事業 83「環境学習・環境教育の推進」>

みどりのカーテン^{*45}やビオトープ等が整備された学校施設や、児童に身近な地域の自然環境を活用した取組を行うとともに、学校での環境学習を広く発信するため環境学習発表会を実施し、学校における環境教育の取組を推進していきます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習発表会にお ける環境問題や環境教 育の理解・関心度 70% 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習発表 会(児童・生徒) ・みどりのカー テン(区立学校 全 40 校) 	}	→	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習発表会にお ける環境問題や環境教 育の理解・関心度 90%

*44 理科実験名人…小学校で特別プログラムの理科実験を行い、児童の理科学習に対する興味・関心を高めるために派遣する講師

*45 みどりのカーテン…地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和を目的として、区内の小・中学校にゴーヤの苗、種、肥料等を配付し、児童・生徒が育てる取組。環境学習の教材としても活用する。

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

現状と課題

- 子どもたちが夢や目標を抱いて、社会人として自立した生活を送っていくためには、情緒豊かで思いやりのある人間性や、他者と積極的にコミュニケーションを図るための能力を育むことが必要です。日頃の学校生活や社会生活、多くの他者とのかかわり、さまざまな教育活動・体験を通じて、物事をあきらめずに最後までやり遂げる姿勢を持つとともに、自他の生命を大切にし、他者との関係の中で自分を肯定的に受け止め、社会性を身に付けていくことが大切です。
- 新学習指導要領は、道徳教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、生命の有限性や自然の尊さ、挑戦や協働の重要性を実感するための体験活動の充実のほか、オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにしたフェアプレイの大切さ等スポーツの意義の理解や、障害者理解・心のバリアフリーのための交流の重要性等、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むための教育の充実について示されました。また、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるよう、キャリア教育^{*46}の充実を図ることが求められています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な役割を担っていることから、新幼稚園教育要領では、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」として、「健康な心と体」、「自立心」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「自然との関わり・生命尊重」等を、豊かな心と健やかな体づくりのために考慮すべき具体的な視点として明らかにしています。
- 教育委員会はこれまで、人権教育や道徳教育、平和教育、さまざまな体験活動等、人や社会とのかかわりや自然との触れ合いを通して、幼児・児童・生徒の豊かな心や平和を大切にする心を育む教育を推進してきました。また、スクールカウンセラー^{*47}の配置や、運動の日常化を図りながら記録向上に挑戦する「スポーツギネス新宿」の実施等、健やかな心と体づくりを進めてきました。

平成28年度からは、東京2020大会の開催をこれからの国際社会・共生社会を生きる子どもたちにとってまたとない機会と捉え、国際理解や障害者理解等のさまざまなオリンピック・パラリンピック教育の取組を進めています。
- 道徳教育の充実等により、子どもたちの情緒性を豊かにし、生命を尊重する心や他者に対する思いやりと感謝の心、規範意識等を醸成するとともに、道徳的な実践力を高め、いじめをはじめとするさまざまな問題の解決につなげていくことが大切です。また、「他者とのかかわり」や「社会とのかかわり」という視点では、勤労等による社会参画・社会貢献等の体験を通して、社会のルールやマナー等を学ばせる必要があります。次代を担う子どもたちが、自身の将来と社会に希望を持ち、自らのキャリアをデザインするなど、社会にかかわっていかこうとする意欲を持たせることが大切です。

*46 キャリア教育…児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育

*47 スクールカウンセラー…不登校をはじめ、子どもや保護者等からのさまざまな相談に応じるため各校に配置する心理士等

- また、幼少期からの健やかな体づくりは生涯を通じた健康につながるものであることから、基礎体力や運動能力を学校教育で身に付ける必要があります。しかしながら、日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少していること等が、子どもたちの体力の低下を招いていると考えられています。
さらに、運動不足や食生活の乱れ等により、日本の子どもの5人に1人は生活習慣病予備軍であるとの指摘もあることから、子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食生活や健康的な生活習慣を啓発することも重要です。このため、生活習慣病の予備軍及び罹患者を早期に発見し、予防及び治療に取り組む必要があります。
- 平成28年度に東京都が実施した体力テスト調査では、新宿区の小学生は全8種目のうち長座体前屈、20mシャトルラン以外は全国平均を上回り、体力の上昇が見られます。一方、中学生は、男女ともにほとんどの種目で全国平均を下回るなど、体力の低下が見られます。体力向上推進委員会*48を組織し、就学前から中学校まで、系統立てた体力向上システムを構築する必要があります。
- 食育については、平成23年度に区立学校及び幼稚園における学校食育計画*49を策定し、各校・園に配置した食育推進リーダー*50を中心として、食に関する指導の6つの内容である「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」に基づく実践を進めてきました。今後は、各校・園での実践を広めることで、取組の充実を図る必要があります。

【学校食育計画】食に関する6つの指導内容（目標）

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 1 食事の重要性 | 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 |
| 2 心身の健康 | 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。 |
| 3 食品を選択する能力 | 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 |
| 4 感謝の心 | 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。 |
| 5 社会性 | 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 |
| 6 食文化 | 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 |

- 世界120か国を超える国の人々が共生する新宿区では、子どもたちが豊かな国際感覚を備え、自国の文化に誇りを持つことに加え、思いやりを持ってすべての人によりよい社会の実現を目指すこと、また、スポーツを通して自らの心身を向上させていく態度を育成していくことが課題です。東京2020大会の開催をまたとない機会と捉え、子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むためのさまざまな教育活動を、大会後も見据え、計画的・継続的に展開していく必要があります。

*48 体力向上推進委員会…幼児・児童・生徒の体力を向上させるための方策を検討・推進するため、校・園長及び教員で構成する組織

*49 学校食育計画…新宿区食育推進計画を受け、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するため平成23年度に教育委員会が策定した計画。各校・園はこれに基づき食育全体計画を作成し食育を推進する。

*50 食育推進リーダー…各校に置く、食の教育推進の中核を担う教職員

取組の方向性

■ 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実

- 豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えるとともに、命の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。
- 体験的活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図り、子どもたちが社会における自己の役割について考え、社会の一員であることの認識を深めます。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育成します。

■ 基礎体力の向上と健康な体づくり

- スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。
子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。

■ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

- 東京 2020 大会の開催を契機として、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシー（有益な遺産）を残していくため、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供します。また、大会後もこれらの教育活動を継続・発展させていきます。

個別事業

3 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実

11. 人権教育の推進

人権教育は、子どもたちが人権尊重の意義や内容を正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。

そのために、各区立学校で、学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育を推進していきます。区では人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。

12. 道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）^{*51}の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開します。児童・生徒が自己を見つめ、他者との対話や協働を通して物事を多面的・多角的に考えて自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むことができるよう、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図るとともに、道徳教育推進教師^{*52}を中心に全教員が協力して道徳教育を行う体制を推進します。

また、道徳授業地区公開講座^{*53}を実施し、学校、家庭及び地域社会が連携して道徳教育の充実に取り組んでいきます。

さらに、道徳科の学習指導の工夫・改善のために道徳教育に関する教員研修会等を実施し、各校の道徳教育の充実を図ります。

13. 平和教育の推進 <第一次実行計画事業 104「平和啓発事業の推進」を含む>

各教科や総合的な学習の時間等、さまざまな教育活動を通して児童・生徒の平和を尊重する心を育む教育を推進します。また、児童・生徒が作品づくりを通して平和や命の尊さを考え、平和を願うためのきっかけとなるように「平和のポスター展」を実施します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
—	・平和のポスター展の開催	→	→	・平和のポスター作品応募者アンケートにおいて、平和意識が向上したと回答した児童・生徒の割合 95%

14. 障害者理解教育の推進 <第一次実行計画事業 32 ③>

東京 2020 大会を契機とし、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。

また、大会終了後においても、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 80%	・障害者スポーツ体験事業の実施(区立学校全 40 校) ・障害者理解教育推進教材の作成・活用	→	→	・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 85%

*51 特別の教科 道徳…国は、平成 27 年 3 月 27 日、学校教育法施行規則を一部改正し、「道徳」を「特別の教科 道徳」と位置付け、小学校では平成 30 年 4 月、中学校では平成 31(2019)年 4 月から全面实施することとした。

*52 道徳教育推進教師…各校に置く、道徳教育の推進を主に担当する教員

*53 道徳授業地区公開講座…学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校における道徳教育の充実を図ることを目的として全区立学校で実施する公開講座

15. 主権者教育等の推進

選挙年齢の引き下げをふまえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて養っていきます。また、小・中学生向けに配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」等を活用して、児童・生徒に対し自治意識の基礎を育むことができるようにしていきます。

このほか、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」や納税のしくみを学ぶ「租税教育」をはじめ、「年金教育」、「金銭・金融教育」、「消費者教育」等の実社会につながる学習を各校の年間指導計画に位置付け、関係機関と連携を図りながら実施します。

16. キャリア教育の推進

一人ひとりの子どもが社会の一員であることを認識するとともに、自己の個性を理解し、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を行います。

小学校では、各教科や校内活動、地域活動とかかわる活動等を通じて、働くことの意義や、自分が「できること」「意義を感じること」を理解し行動すること等を学習します。中学校では、各教科・活動を通じて、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成を図ります。また、小学生による「職場訪問」や、中学校 2 年生の「職場体験」については、スクール・コーディネーターや地域協働学校運営協議会^{*54}が中心となって受け入れ事業所との調整を行い、効果的に実施するとともに、児童・生徒と地域との結び付きを強めています。今後も、地域協働学校の取組等を活用して、地域によるさまざまなキャリア教育を支援し、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図っていきます。

17. 国際理解教育及び英語教育の推進 <第一次実行計画事業 32 ①「英語キャンプの実施」を含む>

児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。

また、英語だけの環境に身を置く 2 泊 3 日の英語キャンプを実施し、英語を用いた簡単なゲームやクイズを通して、楽しみながら、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養います。プログラムに新宿のまちの紹介や外国人観光客に対する道案内の仕方等を盛り込んだり、キャンプ終了後にボランティア体験等の機会を提供することで、東京 2020 大会に向けた気運醸成を図るとともに、語学習得に対する意欲を高めます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 95%	・英語キャンプの実施(小学校 5・6 年生) ・英語キャンプの実施(中学校 1・2 年生)		→	・英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 100%

*54 地域協働学校運営協議会…地域協働学校の運営や、学校評価、学校支援活動について協議するため、各小・中学校に設置した協議機関。地域住民・保護者・教職員等を委員として委嘱し、月一回程度会議を開催する。

18. 伝統文化理解教育の推進 <第一次実行計画事業 32 ②>

伝統文化教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土である新宿に愛着を持ち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、小学校では講師を招き、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。

また、中学校では、新宿区の郷土の歴史を知るとともに、伝えられてきた伝統や文化を学びきっかけとするため、新宿ものづくりマイスター体験講座^{*55}を実施します。また、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器演奏体験等を実施します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 86% 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化体験教室(小学校全 29 校) ・新宿ものづくりマイスター体験講座(中学校全 10 校) ・和楽器体験(中学校全 10 校) 			<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90%

19. 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実

友人との良好な関係や集団への積極的なかかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、幼稚園・保育園・子ども園の幼児と小学校の児童との交流や異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との交流及び共同学習^{*56}等の活動を充実します。

20. 児童会・生徒会活動の充実

児童・生徒相互の人間関係を深めるために、特別活動や学校行事等における話し合い活動、児童会・生徒会活動における自主的な活動を学校教育に明確に位置付けるとともに、生徒会活動については、中学校生徒会役員交流会を実施し、協議の内容や各校の生徒会活動をまとめた交流会誌を作成・配付し、各校における生徒会活動の充実を図ります。

21. 体験的な活動の充実

人や物と実際に触れ合ったり、社会と直にかかわる体験を通して、子どもの豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力等、生きる力の基盤を育みます。職場体験、社会奉仕体験、交流体験、文化体験等のさまざまな体験活動を各校で教育課程に位置付け、計画的に推進します。

また、小学校における「音楽の集い」や、中学校における生徒演奏発表会、英語学芸発表会等、保護者や地域の方に向けた発表の機会を支援するとともに、効果的な体験活動ができるよう、各校の進んだ事例を共有し、工夫・改善につなげます。

*55 新宿ものづくりマイスター体験講座…新宿区に伝わる伝統や文化を学びきっかけとするため、中学生を対象に実施する伝統文化の講演や体験講座

*56 交流及び共同学習…障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことや、教科等のねらいを達成することを目的として実施する学習や教育活動

22. 移動教室等における自然体験活動の実施

児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的として、移動教室等での自然や文化等に親しむ体験活動を実施します。

小学校の移動教室では、日光・館山・伊那で地域の特性を活かした生活や文化、社会活動を中心とした活動を行い、中学校及び小・中学校特別支援合同移動教室では女神湖高原学園を活用した自然体験を中心とした活動を実施します。

また、夏季休業中の自然体験活動（夏季施設）として、希望者（主に 5 年生）を対象に、女神湖高原学園でハイキングや飯ごう炊さん等の野外活動等を行います。

また、区外学習施設として使用している女神湖高原学園は建設から 20 年以上が経過しています。平成 29 年 2 月に策定された新宿区公共施設等総合管理計画では、女神湖高原学園について「将来的に区有施設は廃止し、大規模な改修や建替えの時期に合わせ、民間サービスへ移行する」「区有施設を保有せずに事業を継続する方向性について検討を行う」とされています。こうした方針をふまえ、今後の施設のあり方と、より教育効果の高い体験活動の実施手法について検討していきます。

4 基礎体力の向上と健康な体づくり

23. スポーツへの関心と体力の向上 <第一次実行計画事業 32 ④「スポーツギネス新宿の推進」を含む>

児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。（中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチ^{*57}を中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています）

記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。

また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 63% 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校スポーツギネス新宿の実施(小学校全 29 校) ・中学校スポーツギネス新宿の実施(中学校全 10 校) 		→	<ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 65%

*57 ダブルダッチ…2本の縄を使って跳ぶ縄跳び。2人で縄を回し、1人以上の跳び手がさまざまな姿勢で跳ぶもの

24. 食育の推進

学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。また、学校独自の食育活動として、朝食メニューコンテストにより子どもが自ら献立を考え、食材への理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けたり、内藤かぼちゃや鳴子うり等の伝統野菜の栽培・調理を通じて、地域の名産品や食にかかわる歴史等を学ぶなど、多様な食育活動を支援していきます。

25. 子どもの生活習慣病の予防

小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、区立小学校は4年生以上、区立中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。

要医療と判定された児童・生徒の保護者に対しては、新宿区医師会から発行される紹介状を交付し、専門医療機関での治療を勧奨します。要指導と判定された場合は、生活習慣改善のために各家庭で取り組んでもらう事項を記載したリーフレットを交付するとともに、区内4か所の保健センターで実施している健康・栄養相談の利用を勧奨します。

26. スクールカウンセラーの配置 <第一次実行計画事業 25⑤「専門人材を活用した教育相談体制の充実」>

全小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・スクールカウンセラーの配置	・スクールカウンセラーの配置	→	→	・スクールカウンセラーの配置

5 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

17. 国際理解教育及び英語教育の推進 <第一次実行計画事業 32 ①「英語キャンプの実施」を含む> 【再掲】

児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。

また、英語だけの環境に身を置く 2 泊 3 日の英語キャンプを実施し、英語を用いた簡単なゲームやクイズを通して、楽しみながら、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養います。プログラムに新宿のまちの紹介や外国人観光客に対する道案内の仕方等を盛り込んだり、キャンプ終了後にボランティア体験等の機会を提供することで、東京 2020 大会に向けた気運醸成を図るとともに、語学習得に対する意欲を高めます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 95%	・英語キャンプの実施(小学校 5・6 年生) ・英語キャンプの実施(中学校 1・2 年生)			・英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 100%

18. 伝統文化理解教育の推進 <第一次実行計画事業 32 ②> 【再掲】

伝統文化教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土である新宿に愛着を持ち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、小学校では講師を招き、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。

また、中学校では、新宿区の郷土の歴史を知るとともに、伝えられてきた伝統や文化を学びきっかけとするため、新宿ものづくりマイスター体験講座を実施します。また、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器演奏体験等を実施します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 86%	・伝統文化体験教室(小学校全 29 校) ・新宿ものづくりマイスター体験講座(中学校全 10 校) ・和楽器体験(中学校全 10 校)			・事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90%

14. 障害者理解教育の推進 <第一次実行計画事業 32③> 【再掲】

東京 2020 大会を契機とし、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。

また、大会終了後においても、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。

29 (2017) 年度末の現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の目標
・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 80%	・障害者スポーツ体験事業の実施(区立学校全 40 校) ・障害者理解教育推進教材の作成・活用	→	→	・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 85%

23. スポーツへの関心と体力の向上 <第一次実行計画事業 32④「スポーツギネス新宿の推進」を含む> 【再掲】

児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。(中学校では授業やその合間に実施できるダブルタッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています)

記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。

また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

29 (2017) 年度末の現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の目標
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 63%	・小学校スポーツギネス新宿の実施(小学校全 29 校) ・中学校スポーツギネス新宿の実施(中学校全 10 校)	→	→	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 65%

施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、道徳性・規範意識の芽生え、自制心や自立心の醸成等、子どものその後の成長や学び、社会とのかかわりに大きく影響を与えます。
- 新宿区は、区立小学校全校に幼稚園を併設するなど、幼児教育に積極的に取り組んできました。第2次ベビーブーム世代が在園した昭和53年度には園数36園、園児数4,813人のピークを迎えましたが、その後園児数は減少を続けました。学級編成ができずに休学級や休園が進む一方、同じ就学前の幼児を対象とする保育園では待機児童が発生する状況から、子ども園等の多様な施設を展開して保護者ニーズに应运てきました。平成28年度にはすべての区立幼稚園で3年保育を実施するとともに、4幼稚園で預かり保育を実施するなど、幼稚園における教育環境、子育て支援機能の充実を図っています。園児数は平成27年は700人台に落ち込みましたが、平成29年は805人にまで増加しました（表3）。今後も幼児教育・保育、子育て支援機能の充実等、多様化した保護者ニーズへの対応が求められています。
- 私立幼稚園は、区立幼稚園の園児数がピークだった昭和53年度には20園ありましたが、現在は9園にまで減少しています（表3）。これは、共働き世帯の増加に伴い、保育園・子ども園への入園希望者が増えたこと等が考えられます。区民の幼稚園就園状況をみると、区立、区内私立、区外私立の在園児数がほぼ同数となっています（表4）。今後も、公私立幼稚園が共存共栄の関係を保ちながら、連携していくことが必要です。
- こうした新宿区の幼児教育・保育の状況をふまえ、子どもたちを心身ともに健やかに育むためには、教育・福祉・子ども・保健等の各部門が情報共有し、子ども・子育て支援新制度^{*58}等に対応した子育て支援施策を充実していくことや、公私立の幼稚園・保育園・子ども園といったすべての就学前の教育・保育施設を視野に入れた、保護者の多様なニーズに対応した施設を展開していくことが重要です。
- 就学前教育の充実と同時に、子どもの発達や学びの連続性を重視した就学前施設・小学校・中学校の円滑な接続による、切れ目のない支援や指導も大切です。
小学校1年生が集団生活になじめず団体行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどのいわゆる「小1プロブレム」が課題となっています。こうした実態を受けて、平成29年3月に告示された新幼稚園教育要領は、幼稚園教育で育みたい資質・能力と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を示しました。これをふまえ、小学校で生活科を中心としたスタートカリキュラム^{*59}を充実させ、幼児期に総合的に育まれた生きる力の基礎を、小学校での各教科の特質に応じた学びに結び付ける必要があります。

*58 子ども・子育て支援新制度…平成24年8月に成立した、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）を創設し、公定価格等費用負担を定めるとともに、子ども・子育て支援事業を市町村（特別区を含む）が地域の実情に応じて実施することが規定されている。私立幼稚園は新制度に移行することで、私学助成に替わって、運営費に係る施設型給付を受給する。

*59 スタートカリキュラム…小学校に入学した児童が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、スムーズに学校生活に適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラム

- また、平成 28 年 4 月に施行された改正学校教育法により、9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能となり、小学校及び中学校間の接続について、義務教育の 9 年間を通じて一貫性のある教育を行うことの必要性が改めて確認されました。
- 新宿区では、平成 28 年度に小・中学校の校長及び教員で構成する小中連携教育推進委員会を組織し、連携のあり方について検討するとともに、小・中学校の教員が中学校区ごとに会し、児童・生徒の状況や学習指導上の課題等について協議するための連携日を年 2 回以上設け、内容の充実を図ってきました。小・中学校の教員が共同で授業を行ったり、小・中学校共通の目標を設定して生活指導に当たったりするなどの取組を通して、小・中学校の教員相互の児童・生徒理解が進むとともに、各学校の児童・生徒の実情に応じた取組を行いました。
 しかし、全国学力・学習状況調査の結果から、学習面・生活面で小学校と中学校で情報が十分に共有されているとはいえないことが明らかになっています（表5）。
 また、新学習指導要領では、義務教育 9 年間を通じて子どもたちに身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成し、その後の学びに結び付けるため、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視しています。小・中学校間の接続についてもより内容を充実させていくことが求められています。

表 3 幼稚園の園数、園児数の推移（各年 5 月 1 日現在）

	昭和 53 年			平成 29 年			
	園数	園児数	平均園児数	園数	園児数	平均園児数	充足率
区立幼稚園	36 園	4,813 人	133 人	14 園 <small>(休園7園を含まない)</small>	805 人	58 人	71.9%
私立幼稚園	20 園	2,592 人	129 人	9 園	1,099 人	122 人	96.0%
計	56 園	7,405 人	132 人	23 園	1,904 人	83 人	84.1%

新宿区「新宿区の概況」

表 4 幼児の就園状況（平成 29 年度）

幼児数 (3～5 歳)	幼稚園在園児					保育園（認可）		子ども園	
	区立	区内私立	区外私立	計	割合	在園児	割合	在園児	割合
6,303 人	805 人	779 人	798 人	2,382 人	37.8%	1,868 人	29.6%	1,248 人	19.8%

新宿区「新宿区の概況」（ただし、区内私立・区外私立は学校運営課資料）

※幼児数は 4 月 1 日現在の住民基本台帳（日本人と外国人）の人口数

※幼稚園は 5 月 1 日現在、保育園（認可）・子ども園は 4 月 1 日現在の在園児数（3～5 歳）

表 5 小中連携教育に関する中学校の取組状況

質問事項	選択肢				
	そのとおりだと思う	どちらかといえば、そう思う	どちらかといえば、そう思わない	そう思わない	その他・無回答
前年度までに、近隣等の小学校と、教育目標を共有する取組を行いましたか	26.4%	33.4%	26.0%	0.1%	0.1%
前年度までに、近隣等の小学校と、授業研究を行うなど、合同して研修を行いましたか	33.0%	37.2%	17.9%	11.7%	0.1%
前年度までに、近隣等の小学校と、意見を交換し合うなど、教員同士の交流を行いましたか	38.8%	43.7%	11.5%	5.8%	0.1%
前年度までに、近隣等の小学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通項目の設定など、教育課程に関する共通の取組を行いましたか	18.7%	34.6%	33.3%	13.3%	0.2%
平成 27 年度の全国学力・学習状況調査の分析結果について、近隣等の小学校と成果や課題を共有しましたか	17.6%	34.3%	31.7%	16.1%	0.3%

文部科学省「全国学力・学習状況調査」（学校質問紙調査）平成 28 年度

※全国（国・公・私立）集計結果

取組の方向性

■ 幼児教育環境の充実

- 公私立の幼稚園・保育園・子ども園の連携を推進し、教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視しながら、個々のニーズに応じた、幼児教育・保育や子育て支援事業の利用の機会を提供していきます。

■ 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進

- 区立の幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について、就学前の子どもの育ちをともに担う私立の幼稚園等にも働きかけていきます。また、区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、公私立の幼稚園における子育て支援機能を充実します。

■ 就学前教育と小学校教育との連携

- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、指導及び支援の継続性を重視し、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、相互の教育と連続性についての共通理解を深めます。

■ 小中連携教育の推進

- 生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が授業を見合ったり、共同して授業を行ったりするなど、相互交流の一層の促進を図ります。また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。

個別事業

6 幼児教育環境の充実

27. 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 <第一次実行計画事業 28 >

子ども・子育て支援事業計画^{*60}で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していくことが重要です。

また、区内の私立幼稚園に対して幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供していくための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。

29 (2017) 年度末の現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・区内公私立幼稚園における3歳児保育の実施 ・区内公私立幼稚園における預かり保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園3歳児保育の実施 ・区立幼稚園預かり保育の実施 4園(市谷、鶴巻、花園、西戸山) ・私立幼稚園に対する補助 ・私立幼稚園保護者に対する補助 		→	<ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園の預かり保育利用者の満足度 96%

28. 幼稚園子育て支援事業の実施

区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業(地域子育て支援拠点事業)^{*61}を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。

^{*60} 子ども・子育て支援事業計画…子ども・子育て支援法第2条(基本理念)をふまえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、教育・保育の質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、保育施設の整備による定員の確保数や、子育て支援事業の確保数等を年度別に定めた区の計画

^{*61} つどいのへや事業…子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業の一つとして、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業で、未就園の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集うことのできる場の提供、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、援助や地域の子育て関連情報の提供、講習等の実施を行う事業

7 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進

29. 就学前教育合同研修等の充実

区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や交流保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。

8 就学前教育と小学校教育との連携

30. スタートカリキュラムづくりや指導方法の改善

小学校入門期（1年生1学期）の児童の学校生活への適応や学習習慣の確立を図るとともに、就学前教育と義務教育の円滑な接続を推進します。

幼児期の教育は、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域のねらい及び内容に基づく遊びや生活等の活動全体を通して、新幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。一方、児童期の教育は、各教科等の学習内容を系統的に配列した教育課程に基づき、児童・生徒に生きる力を育てていきます。こうした幼児期と児童期の円滑な接続を目指し、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育園・子ども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための「スタートカリキュラム」を実施していきます。

31. 保・幼・子・小合同会議の実施

全小学校の学校公開時に、保育・幼児教育施設の関係者が、卒園した新入生の授業の様子を観察し、教員との意見交換等を行う合同会議を通じて、子どもの実態や指導のあり方の相互理解を深めます。

9 小中連携教育の推進

32. 小中連携教育の推進

これまでに作成した「小中連携カリキュラム（英語、理科、算数・数学）」^{*62}等の活用による学習指導の連携や、児童・生徒の生活指導における連携をより一層推進します。また、中学校を中心としたグループごとに、年間2回以上の小・中学校の教員による情報交換や授業参観等の機会を活用して相互理解を深めるとともに、小・中学校の教員による共同授業や中学校教員による小学校での出前授業等の特徴的な実践の成果を共有し、取組の充実を図ります。

*62 小中連携カリキュラム…中学校に入学した生徒が教科学習を円滑に行うための接続の視点と、基本となる小・中学校の学習内容を示したもの

柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

現状と課題

- 教育は学校だけで行われるものではありません。家庭や地域社会には、子どもたちにとって実生活や実社会について体験的・探求的に活動できる場として、子どもたちの社会性や人間性を豊かにしていく重要な役割があります。また、地域社会が学校や家庭と一体となって子どもたちの学びを一層豊かなものとし、育てようとする取組は、子どもたちと地域との関係を深め、自らが生活する地域社会の担い手としての意識を育むことにもつながります。

子どもたちがこれからの変化の激しい時代を生き抜いていくためには、多様な価値観を持った多くの大人との交流により、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決するといった生きる力を身に付けていく必要があります。

- 平成27年12月に中央教育審議会が示した答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、地域社会のつながり・支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下を背景に、学校と地域の連携・協働の重要性を指摘しています。「社会に開かれた教育課程」を柱とする新学習指導要領の趣旨をふまえ、地域の人々とこれからの子どもたちに必要な資質・能力や教育内容を共有し、地域社会と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められています。

- 教育委員会は、地域住民や保護者が学校運営に参画するしくみである地域協働学校の導入を推進し、平成29年度にはすべての区立小・中学校が地域協働学校となりました。各校の地域協働学校運営協議会は、地域住民や保護者からなる委員が校長の定める学校経営方針について話し合い、意見を述べるほか、学校の運営状況の評価をするなど、学校運営に積極的に参画する場となっています。さらに、地域との協働により、各校の特色や地域の特性を活かした学校支援活動を活発に展開するなど、地域に根差した取組が広がりをみせています。

区民意識調査によると、地域協働学校の認知度は約2割という結果となっています(図1)。一方、学校と地域・保護者が協働で行う活動への関心度は「非常に関心がある」「少し関心がある」が約5割を占めています(図2)。また、学校と地域・保護者が協働で行う活動への参加意向は「意向あり」が約3割という結果となっており(図3)、子どもたちを地域で育てていくという意識や担い手は決して少なくありません。今後は、子どもたちを社会全体で育てるための活動により多くの地域の方々の協力を得ることができるよう、地域協働学校の趣旨や取組についての情報提供や周知活動をより積極的に行い、支援者を増やしていく必要があります。

- 学校では、授業や部活動等さまざまな活動の支援のためのボランティアとして、多くのスクールスタッフが教育活動に携わっています。また、学校と地域をつなぐ役割を担うスクール・コーディネーターを全小・中学校に配置し、地域の教育力を学校の教育活動に活かしています。すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことに伴い、スクール・コーディネーターと地域協働学校運営協議会との連携を一層強化し、地域社会が一体となって子どもたちの学びと

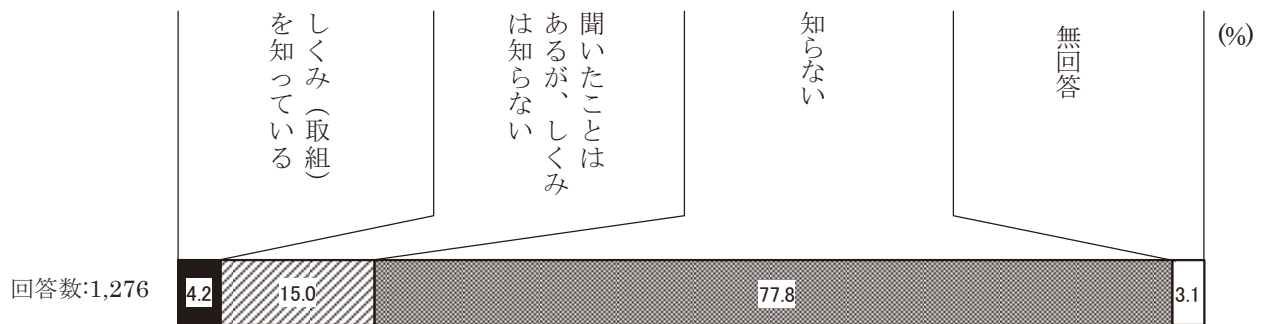
育ちを支える環境をさらに充実させていく必要があります。

また、新宿のまちの伝統や文化を教育活動や体験学習活動に積極的に取り入れ、新宿の多様な社会的資源を一層活用していく必要があります。

- 地域協働学校では学校と家庭、地域が一体となり、朝遊びや見守り活動をはじめ学習支援や読書活動支援、環境教育の支援、図書ボランティア等、子どもたちの学びを一層豊かなものとし、成長を支援するさまざまな取組が行われています。また、中学生の防災訓練をはじめとする地域活動への参加や、福祉施設との連携によるボランティア活動、地域の事業所との連携による職業体験、高校受験に向けた集団面接等の活動も展開されており、子どもたちと地域との交流が着実に進んでいます。

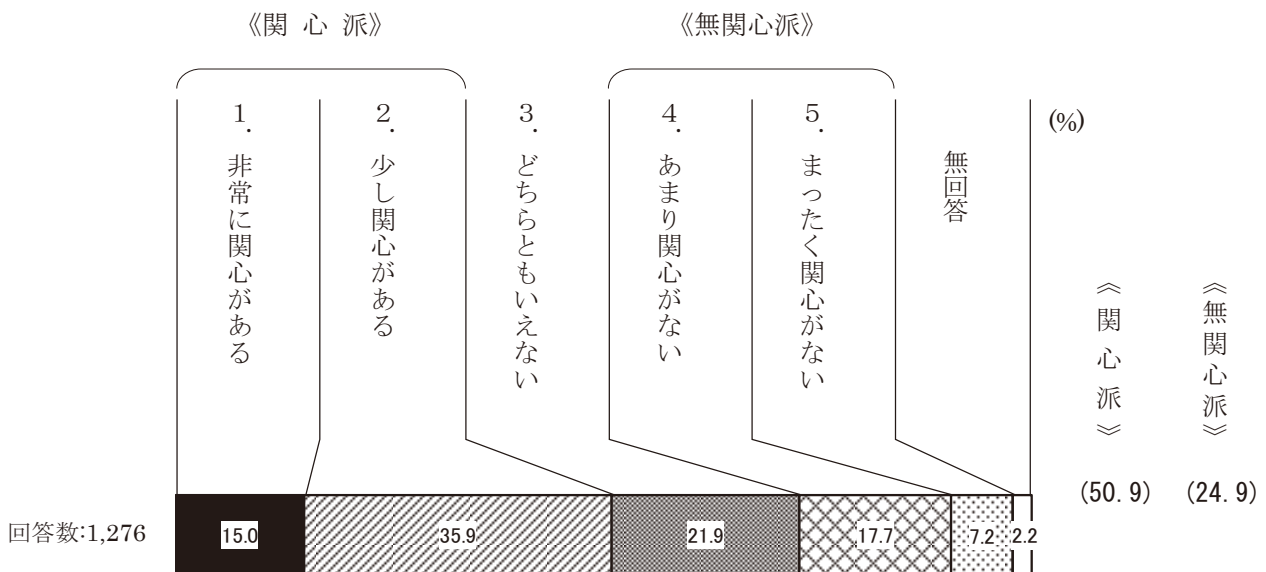
今後も、地域協働学校の取組をさらに推進し、子どもたちの学びをより豊かなものにするとともに、職場体験等の学びの機会を通じて子どもたちと地域との顔の見える関係を一層深め、将来的に地域社会を担う人材として育てていく必要があります。

図1 地域協働学校の認知度



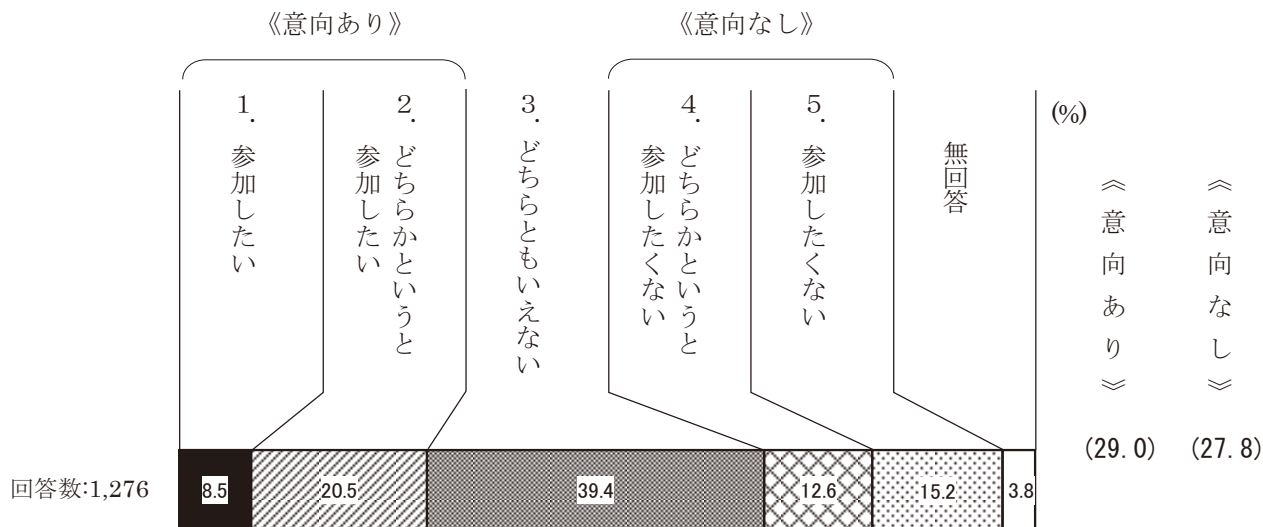
新宿区「新宿区区民意識調査」平成28年度

図2 学校と地域・保護者が協働で行う活動への関心度



新宿区「新宿区区民意識調査」平成28年度

図3 学校と地域・保護者が協働で行う活動への参加意向



新宿区「新宿区区民意識調査」平成28年度

取組の方向性

■ 地域が参画する学校運営の充実

- 各校の地域協働学校運営協議会の取組を支援し、活動内容のさらなる充実を図ります。また、小・中学校間や近隣の学校間の連携を展開することで、地域が一体となって子どもたちの成長を支援する取組を一層推進していきます。さらに、地域との連絡会を実施し、地域協働学校の取組を積極的に周知して地域の理解を促進するとともに、人材の確保等の課題の解決に向けて地域とともに検討していきます。

■ 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動

- 地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。
- 新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、地域の文化や歴史、芸術等の資源を学習教材として積極的に活用します。

個別事業

10 地域が参画する学校運営の充実

33. 地域協働学校の充実 <第一次実行計画事業 31「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」>

すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

また、それぞれの学校において、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった文化・芸術団体等の地域団体やNPO、地域の企業、大学・専門学校等への呼び掛けにより、学校運営協議会と地域との連絡会を年2回程度開催し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。

さらに、小中連携型地域協働学校^{*63}を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 地域協働学校指定校 区立小・中学校 全 39 校 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会への活動支援 小中連携型地域協働学校モデル校での実施 1 地区 「学校運営協議会と地域との連絡会」モデル実施 1 地区 		<ul style="list-style-type: none"> 小中連携型地域協働学校本格実施 1 地区 小中連携型地域協働学校本格実施 1 地区 「学校運営協議会と地域との連絡会」本格実施 1 地区 	<ul style="list-style-type: none"> 小中連携型地域協働学校の本格実施 1 地区

34. 学校評価の充実 <第一次実行計画事業 24 ②>

区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。

また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。

さらに、平成30年度から小中連携型地域協働学校がモデル実施（1地区）されることに伴い、関係する小・中学校の学校評価についても行います。

*63 小中連携型地域協働学校…地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係づくりを一層推進するために、近隣の小・中学校の学校運営協議会が連携して活動を展開する地域協働学校

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 90% 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価の実施 20 校 教師、児童・生徒、保護者による自己評価、学校関係者の評価の実施 小中連携型地域協働学校モデル実施に対する学校評価 1 地区 		<ul style="list-style-type: none"> 小中連携型地域協働学校本格実施に対する学校評価 1 地区 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 90%

11 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動

35. スクールスタッフの活用

地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフを派遣し、児童・生徒の理解に応じて複数の指導者が連携して指導するなどの授業支援をはじめ、クラブ・部活動支援、学校図書館における読書活動支援等、さまざまな学校教育活動を支援します。

36. スクール・コーディネーターの活動

スクール・コーディネーターを各小・中学校に 1 名ずつ配置し、学校の要望に沿って総合的な学習の時間等の講師として地域の方々を紹介するなど、小・中学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しして教育活動や体験学習の充実を図るとともに、PTAの自主事業や家庭教育学級・講座等の家庭教育活動を支援するなど、学校と家庭・地域との連携を進めます。

すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことに伴い、今後は地域協働学校運営協議会と連携しながら、活動を推進していきます。

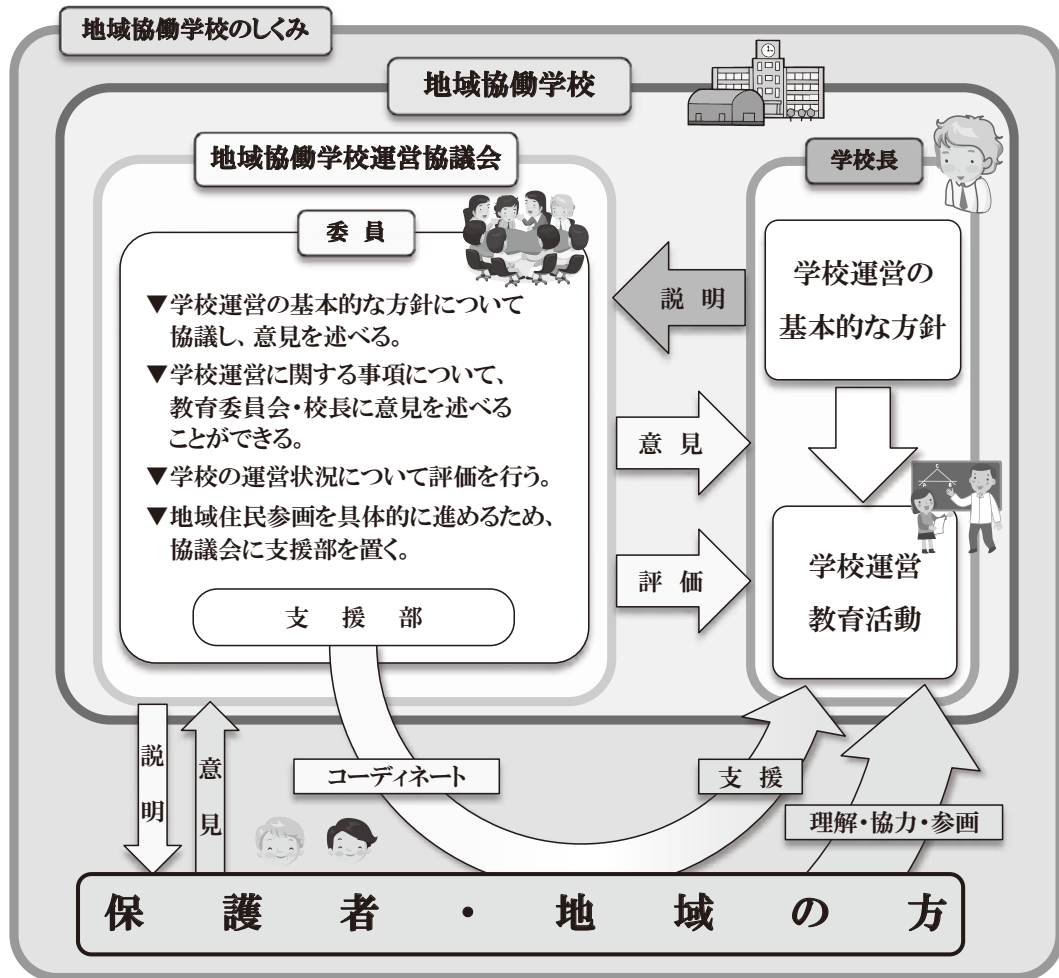
37. 文化・芸術等を学ぶ機会の充実

幼児・児童・生徒が本物の美術作品や優れたオーケストラ演奏・演劇等に触れる機会を増やすため、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

トピックス

この学校が好き このまちが好き 地域協働学校

地域協働学校は、学校、家庭、地域が一緒になって、子どもたちの豊かな学びの環境をつくっていくしくみです。



各校では、地域協働学校運営協議会での協議をもとに、それぞれの学校の特色や地域性を活かした学校支援活動に取り組んでいます。

地域の方の協力で行う朝のあいさつ運動や朝遊びの見守り、子どもたちが地域に出て行って行う地域清掃や地域防災訓練への参加等、学校支援活動を通して子どもたちと地域の方、保護者が触れ合う機会が増え、顔の見える関係づくりが進んでいます。

今後も、学校間の連携や地域との連携・協力を進め、より多くの方々にかかわっていただけるよう、地域協働学校の充実に取り組んでいきます。

事例紹介

～地域協働学校における学校支援活動～

<朝遊びの見守り>

学校が始まる前の時間、地域の方や保護者の見守りのもと、子どもたちが校庭で遊びます。朝遊びの中で子どもと大人が顔見知りになれるだけでなく、授業の前に体を動かすことで授業に集中することができたり、5分前行動の習慣が付くなどの効果もあります。



(写真：津久戸小学校)



(写真：四谷第六小学校)

<あいさつ運動>

地域の方や保護者の協力で、子どもたちの登下校に合わせてあいさつ運動を行っています。あいさつをきっかけに、子どもと大人が地域の中で気軽に声を掛け合える雰囲気づくりが進んでいます。

<授業への支援>

まち探検の付き添いや体力テストの測定のお手伝い、家庭科のミシンの補助等、学校の授業に地域の方や保護者がボランティアとして参加し、子どもたちの学びをサポートしています。



(写真：落合第六小学校)



(写真：淀橋第四小学校)

<多様な学びの支援>

地域の方や保護者が講師になり、子どもたちにさまざまな学びの体験を提供しています。花壇整備の指導を受けたり、夏休み中に伝統芸能や工作のワークショップを受講するなど、学校の授業とは違った経験を通して、子どもたちは学びを深めています。

<集団面接練習>

高校受験に向け、中学校3年生の集団面接練習の面接官役として、地域協働学校運営協議会委員をはじめとした地域の方等が協力しています。経験豊かな地域の方の指導により、より実践的な面接練習となっています。



(写真：牛込第一中学校)



(写真：西早稲田中学校)

<地域防災訓練への参加>

いざという時に地域の力になれるよう、子どもたちが地域防災訓練に参加しています。また、学校運営協議会では発災時にスムーズに連携できるよう、避難所としての学校について情報共有や意見交換が行われています。

紹介した事例のほかにも、各校でさまざまな学校支援活動が行われています。また、学校支援活動にご協力いただく地域の方や保護者等に、オリジナルの名札やピブス、プレート等を配付し着用してもらうなど、学校支援活動をきっかけに、地域の中で顔の見える関係づくりが進むよう、さまざまな工夫を凝らしながら、取組を進めています。

施策5 家庭の教育力の向上支援

現状と課題

- 家庭教育は、すべての教育の出発点として、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、社会的なマナー等を育むことが求められています。

一方、家庭を取り巻く状況は、経済状況の変化やライフスタイルの多様化のほか、女性活躍社会の実現に向けた取組がより進む中で、今後も一層変化するものと考えられます。親が子育てについて学ぶ機会や、子どもと一緒に過ごす時間・過ごし方等がそれぞれの家庭により異なる中であっても、すべての子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会性・人間性を育むことができるよう、家庭の状況に応じた子育て支援や、親の学び・育ちを応援するための方策が求められています。

また、外国にルーツを持つ児童・生徒が、日本の生活習慣や学習習慣等を身に付け、社会を生き抜く力を身に付けるためにも、家庭は大変重要な役割を担っています。外国にルーツを持つ子どもの保護者が安心して子どもを育て、家庭教育に取り組むことができるよう、支援を充実していく必要があります。
- P T Aは、子どもの健全育成を目的として、保護者と教員の連携を図るための重要な組織です。家族構成や保護者の働き方が変わり、子どもを見守る絆が希薄になる中で、子どもの教育を支えるとともに安全を確保し、成長を応援していくために、P T Aは保護者と教員が支え合い、学び合うためのなくてはならない組織です。

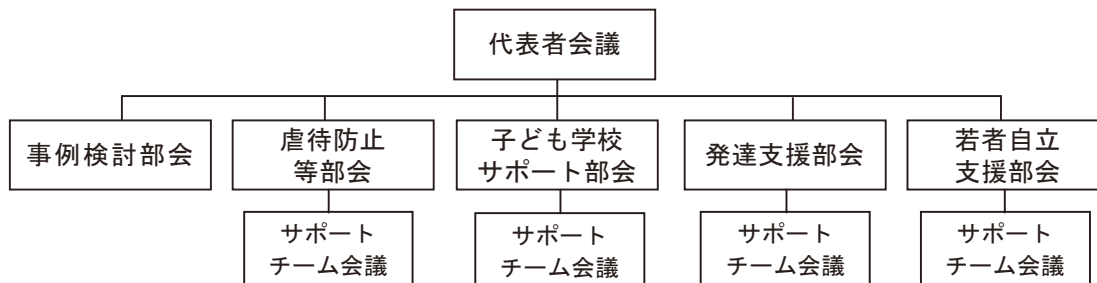
教育委員会は、各区立学校及び幼稚園のP T A活動の充実を支援するため、講演会やワークショップを通して学び合う研修会や、地域と協働した家庭教育事業への支援をしていますが、家庭のあり方やP T A活動に対する考え方が多様化する中で、活動の効率化や負担軽減等の取組等、よりニーズに合った支援を行っていく必要があります。
- 保護者が家庭教育における自らの役割や重要性を自覚し、自信を持って子育てができるよう、家庭教育学級・講座をはじめとする家庭教育に関する講座を実施してきました。また、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えてもらうきっかけをつくるための小冊子「家庭教育ワークシート」を配布しています。今後も、「家庭教育ワークシート」の活用をさらに進めていくとともに、時代の変化に合わせて、保護者が必要とする情報を多様な形態で提供することが必要です。
- 子どもとの関係が築けない家庭や、虐待を行うなど家庭の教育力を期待することが難しい家庭もあり、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターでは年間300件以上の新規の虐待相談を受理している現状があります。

区は、教育、福祉、保健等、子どもや子育て家庭への支援に関連する機関や団体等により構成する「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」^{*64}のもと、支援が必要な家庭へのきめ細かな相談・支援体制を構築し、関係機関が必要な情報交換や協議を行い、サービスの調整や見守りを行っています。

*64 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク…教育、福祉、保健等の子ども家庭関係機関の連携により、要保護児童や要支援児童への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき設置した要保護児童対策地域協議会。平成24年4月に子どもから若者まで切れ目のない支援を行うため、子ども家庭サポートネットワークを発展改組したもので、子ども・若者育成支援推進法第14条に基づく「子ども・若者支援地域協議会」としても位置付けている。

すべての子どもたちが夢と希望を持って育つことができるよう、教育、福祉、保健等の関係部署・関係機関が連携・協力し、困難を抱える家庭への一体的支援を行っていく必要があります。

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク



取組の方向性

■ 家庭の教育力向上のための支援の充実

- 保護者が家庭教育の重要性を認識するとともに、孤立することなく子育ての悩みを共有し、安心して家庭教育を行えるよう、学びの機会を提供します。
また、共働き世帯や困難を抱える家庭等、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。

■ 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援

- 子育ての悩みについて保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有したりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、PTAの主体的な活動への支援を充実します。
また、保護者が学校行事等へ参加しやすくなるよう、企業等へ協力を呼び掛けていきます。

個別事業

12 家庭の教育力向上のための支援の充実

38. 入学前プログラムの実施

入学前等に保護者が集まる保護者会の機会を活用して、入学を機に保護者としての意識を再認識し、保護者同士の仲間づくりにつなげてもらうためのワークショップや、子どもの仲間づくりのためのプログラムを、学校の実情に適した形態で実施します。

39. 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施

時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。

家庭において果たす役割を保護者自ら考える機会とするため、PTAとの連携により、望ましい生活習慣や成長段階に応じた子どもへの接し方等、多様なテーマで「家庭教育講座」を実施します。また、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施するとともに、学齢期の子どもの保護者が必要とする情報を提供する機会を設けます。

さらに、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えるきっかけとしてもらうための小冊子「家庭教育ワークシート」を作成して配布・活用するとともに、家庭学習の習慣化を目的として、学習習慣の大切さや家庭学習の方法等についてまとめた「家庭学習のすすめ」を作成・配布します。

さまざまな困難を抱える家庭への家庭教育支援のため、PTA研修会等の機会を通じて子どもや家庭に関する区の施策を紹介したり、スクールソーシャルワーカーを派遣して学校と関係機関との連携を支援したりするなど、関係部署と連携しながら取組を進めていきます。

13 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援

40. PTA活動への支援

保護者と教員が支え合い、学び合うことを通じて子どもの健全な育成を図っていくために、時代に即した組織運営の効率化や広報紙の作成の支援等を行うことにより、PTAのより良い組織づくりを支援していきます。

また、PTA活動の充実や活性化を目指して、PTA役員等を対象に、講演会やワークショップを通して学び合う機会を提供するための研修会を実施します。

さらに、PTAの主体的な活動により、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるために、小学校PTA連合会等との共催により、「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等の家庭教育支援事業を推進します。

41. 保護者の学校行事等への参加促進

企業に働き掛けることにより、ワーク・ライフ・バランスやボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やPTA活動への参加を促進します。

トピックス

すべての子育て家庭を応援 新宿区の子育て支援の取組

新宿区は、すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援をし、子どもを安心して生み育てられる環境を実現するとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちを目指しています。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流を生み、みんなで子どもの育ちや子育てを支え合うための取組を紹介します。

※以下、教育委員会以外が所管する事業

妊娠期からの子育て支援

○安心して出産を迎える支援の充実

ゆりかご・しんじゅく（妊婦に対して看護職が面接し、心身の状態、家庭の状況等子育て支援のニーズ等を把握。子育てサービスの紹介や相談のほか、妊娠・出産・子育てを応援する品を届ける。特に支援が必要な妊婦へは継続的な支援をする）／妊婦健康診査費の助成／妊婦歯科健康診査／母親（両親）学級／はじめまして赤ちゃん応援教室

○母親のこころの健康支援

産婦健康相談／はじめまして赤ちゃん応援教室／親と子の相談室

○子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

すくすく赤ちゃん訪問（生後4か月以内の赤ちゃんをもつ家庭に助産師、保健師等が訪問し、育児・栄養・環境・病気予防等の指導やアドバイスをする）／乳幼児健康診査／乳幼児の健康相談・育児相談／育児講演会／離乳食講習会／1歳児食事講習会／歯と口の健康チェックとフッ素塗布

多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場をつくる子育て支援

○地域の中で安心して子育てできるための支援の充実

子どもと家庭の総合相談（子ども総合センター、子ども家庭支援センター）／子ども家庭相談（児童館、地域子育て支援センター、子育て支援施設）／認可保育園の子育て相談（区内各認可保育園）／子どもの一時預かり（保育園・子ども園の一時保育、ひろば型一時保育等）／利用者支援事業による子育て支援サービスの情報提供・利用支援

○乳幼児親子の交流・仲間づくりの促進

子育てひろば（子ども総合センター・子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、子育て支援施設）／幼稚園・子ども園の未就園児交流事業

○子どもの居場所・遊びや体験ができる環境の充実

放課後の居場所の充実／プレイパーク／農業体験／自然体験キャンプ／親子自然体験

○子育て支援情報を確実に届けるためのしくみづくり

広報紙／ホームページ／新宿子育て応援サイト「はっぴー子育て」／未就学児家庭向け冊子「新宿はっぴー子育てガイド」／スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」

子どもの育ち・子育てを地域で支え合う環境づくり

○子育て支援活動の輪をさらに広げる環境づくり

「新宿子育てメッセ」における地域団体等の取組発表・交流・情報交換

○世代間交流の機会の拡充

落合三世代交流事業

○子育て支援活動に参加できる人材の育成

子育て支援者養成事業

○地域における子育て支援活動の充実

ファミリーサポート事業、家庭訪問型ボランティア推進事業（ホームスタート）

男女がともに仕事と子育て等を両立できる環境づくり

○ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度／ワーク・ライフ・バランスの啓発

○父親の育児参加の促進

男性の育児・介護サポート企業応援事業／男性対象講座／広報・情報誌を通じた普及啓発

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

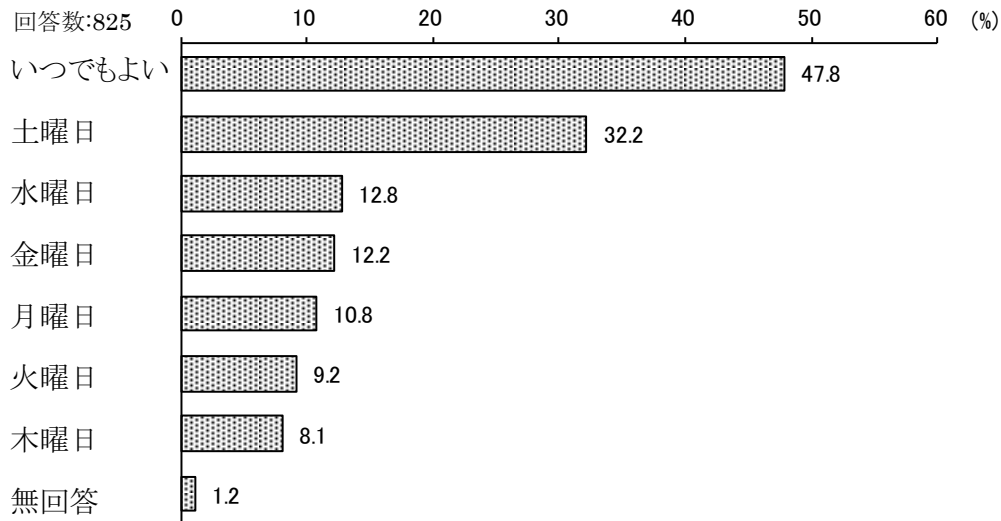
現状と課題

- 区立図書館は、これまでレファレンス（調べ方案内）の充実やインターネット閲覧端末、ICT環境の整備や指定管理者制度の導入、開館時間延長等を着実に推進してきました。
- 今日の高度情報化社会の一層の進展に伴い、区立図書館には、都市の知識基盤として、図書館資料や情報の提供機関、地域の情報拠点として、また、生涯学習や交流の拠点として、さらには読書活動等の振興を図る機関として、これまでの成果をふまえ、十分な役割を果たしていくことが期待されています。
- このため、平成27年度に新宿区立図書館基本方針を改定し、「区民にやさしい知の拠点」であることを使命とし、「区民に伝える図書館」「区民を支える図書館」「区民が集う図書館」「子どもの成長を応援する図書館」「ICTの利活用の推進」「図書館環境の整備」の6つの柱のもと30項目にわたる方針を策定しました。これを具現化するためには、休館日の変更等利用機会の拡充、電子書籍等デジタルコンテンツへの対応、身近な場所での読書環境の整備等、さまざまな取組が必要です。また、高齢者や障害者、外国人等、さまざまな人にとって生涯の学びの場となることが期待されています。
- 子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものです。また、子どもたちが読書を通じて自ら情報を活用し、考え、学び、発表する力の育成も重要です。そのため、乳幼児期からそれぞれの年齢にあった読書環境の充実、読書活動の支援を途切れることなく行う必要があります。また、図書館が安心して楽しく過ごせる学びの場となることも求められています。
- 平成22年11月、新たな時代に対応した中央図書館を目指すため、新中央図書館等基本計画^{*65}を策定しましたが、新宿区緊急震災対策^{*66}により、新中央図書館の建設スケジュールは改めて判断することになりました。この間、関係部署とともに、新宿区公共施設等総合管理計画等においても検討してきました。今後も建設に向けた検討を行う必要があります。

*65 新中央図書館等基本計画…平成19年12月に第一次実行計画で示した「中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中央図書館の整備」について、基本的な方向性を示したもの。平成22年11月に策定。

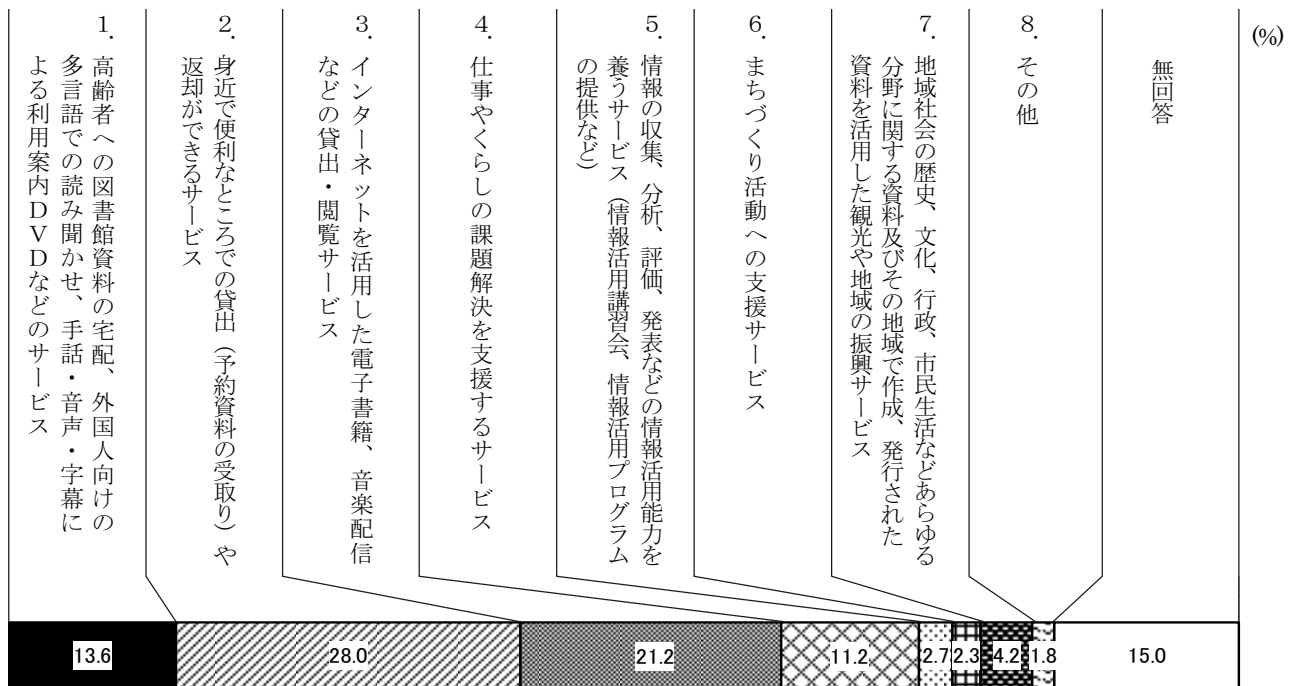
*66 新宿区緊急震災対策…東日本大震災をふまえ平成23年5月に策定。内容は「中央図書館は旧戸山中学校を仮移転として移転する。（略）なお、新中央図書館のスケジュールについては改めて判断することとする。」というもの。

図 4 新宿区立図書館を特に利用したいと思う曜日（日曜日を除く複数回答）



新宿区「新宿区区民意識調査」平成26年度

図 5 公立図書館の新しい取組で最も期待するサービス



回答数:1,309

新宿区「新宿区区民意識調査」平成26年度

取組の方向性

■ 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実

- 新宿区立図書館基本方針に基づき、「区民にやさしい知の拠点」として、休館日の変更による利用機会の拡充や電子書籍等を含む魅力ある情報資源の整備等の検討を通じて、高齢者や障害者、外国人等、さまざまな人に一層利用され、活用される図書館を実現していきます。
旧戸山中学校の跡地に「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。

■ 子ども読書活動の推進

- 新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携を図り、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

個別事業

14 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実

42. 図書館利用機会の充実（「毎日開館体制」の構築）＜第一次実行計画事業 98「図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）」＞

平成 28 年 10 月から四谷図書館の休館日を月曜日から火曜日に変更し、一斉休館の改善を図りました。利用機会をさらに拡充するため、同様に休館日を火曜日とし、月曜日は開館する図書館の拡大を検討します。これにより、原則として年末年始を除き、いずれかの図書館を利用できる「毎日開館体制」の構築を進めていきます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
—	・図書館利用機 会の充実の検 討	—	→	・図書館利用機会の充 実の検討

43. 魅力ある情報資源の整備充実（電子書籍等）＜第一次実行計画事業 98「図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）」＞

図書や視聴覚資料等、従来の図書館資料に加え、ICTの利活用及び非来館型サービスの充実を図るため、電子書籍の導入及び地域資料の電子化等を検討します。

また、地域資料の収集と蓄積に努めるとともに、必要とする資料・情報を容易に検索、利用できる環境の一層の整備を検討していきます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
—	・電子書籍等の 導入・利用方法 の検討	—	—	・電子書籍等の導入・ 利用方法の検討

44. 新中央図書館等の建設 <第一次実行計画事業 100 >

「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。

建設にあたっては、早稲田大学から提案のあった研究教育施設との合築等についても、引き続き検討を進めていきます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・新中央図書館等の建 設検討	・新中央図書館 等の建設検討	—	—	・新中央図書館等の建 設検討

15 子ども読書活動の推進

45. 子ども読書活動の推進 <第一次実行計画事業 99 ① >

子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、あらゆる機会を捉え、家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の支援・啓発を行うことで、子どもの読書活動を推進します。

また、平成 31 (2019) 年度に、第五次新宿区子ども読書活動推進計画を策定し、引き続き、子どもたちの読書活動を支援します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 509,000 冊 ・区立小・中学校児童・生徒の不読者率 小学生 0.1%以下 中学生 0.2%以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動に関する普及啓発 ・学校との連携強化 ・団体貸出の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次新宿区子ども読書活動推進計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次新宿区子ども読書活動推進計画に基づく読書活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 537,000 冊

46. 絵本でふれあう子育て支援事業 <第一次実行計画事業 99 ② >

乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0 歳児健診と 3 歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3 歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・0 歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 95% ・3 歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 83% 	<ul style="list-style-type: none"> ・0 歳児健診での読み聞かせと絵本 2 冊の配付 ・3 歳児健診での読み聞かせと、図書館での絵本 1 冊の配付 	}	→	<ul style="list-style-type: none"> ・0 歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 97% ・3 歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 85%

47. 学校図書館の充実 <第一次実行計画事業 26 >

子どもの読書活動を推進するとともに、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週 2 回程度）し、学校図書館の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、読書活動の充実を図ります。

また、平成 29 年度から実施している学校図書館の放課後等開放のモデル実施の状況をふまえて、平成 31 (2019) 年度には全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の活用度 60.9% ・学校図書館等で薦められた図書の読書率 43.8% ・学校図書館放課後等開放モデル実施（小学校 5 校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館支援員の全校配置 ・学校図書館の計画的な更新（対図書標準数 7%以上） ・学校図書館放課後等開放モデル実施（小学校 15 校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館放課後等開放本格実施（小学校 全 29 校） 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の活用度 62.1% ・学校図書館等で薦められた図書の読書率 47.5% ・学校図書館放課後等開放本格実施（小学校 全 29 校）

48. 朝読書の推進

区立図書館等と連携し、団体貸出しや朝読書セットの利用を推進するなど、各区立学校における朝読書の内容の充実を図ります。また、読書感想文の取組を進めるとともに、読書感想文集作成等により発表の機会を設定するなど、より読書に親しむ機会を充実します。

施策7 子どもの安全の推進

現状と課題

○ 子どもたちの育つ環境が安全・安心なものとして整えられ、また、子ども自身が自らの生命を守り、生涯にわたって安全な生活を送ることができるための基礎的な素養を身に付けていくことができるよう、社会全体で安全を最優先する取組を進めなければなりません。

○ しかしながら、全国的には依然として、学校に不審者が侵入して児童・生徒等の安全を脅かす事件のほか、登下校中の通学路で危害が加えられる事件や、児童・生徒が巻き込まれる交通事故等が発生しています。区内でも学校や子どもに対する不審者等の事案が毎年発生しており、平成28年度は11件の「しんじゅく安全・安心情報ネット」^{*67}でのメール配信がなされている状況にあります。

区立学校は、子どもの発達段階に応じた安全教育を行うとともに、設備面における安全対策、PTAや地域と連携した見守り活動等に取り組んでいます。また、平成26年度に策定した新宿区通学路交通安全プログラム^{*68}に基づき、学校、警察、地域等の連携・協力による交通安全総点検を毎年実施しています。今後も、児童・生徒等の実情や地域の特性に応じた安全教育及び学校安全の取組の改善・充実を絶えず図っていくとともに、子ども家庭部と連携し、「ピーポ110ばんのいえ」^{*69}等の取組を一層定着させていく必要があります。

○ 加えて、SNS等のさらなる普及やスマートフォン利用の低年齢化等により、子どもたちを取り巻く安全に関する環境は変化してきています。高度な情報化社会を生きる子どもたちにとっては、身に及ぶ危険等を避けたり、情報を正しく取捨選択したりすることのできる能力の育成に加えて、インターネット等に依存しない精神面での教育等が求められています。区立小・中学校では、情報モラル教育を平成26年度から教育課程に位置付け、民間技術者を活用した授業や教員研修を実施していますが、今後も、技術の進展に柔軟に対応した対策を行っていく必要があります。

○ 平成23年3月に発生した東日本大震災は、広範な地域で甚大な被害をもたらし、被災地では多くの人命が失われ、学校施設についても多大な被害が発生しました。これを受けて、区立学校においても学校危機管理マニュアルを検証・改善したほか、児童・生徒が自らの生命を守るための行動につなげる態度を身に付けるとともに被災後の復旧・復興を支えるための担い手となる視点を取り入れた防災訓練や防災教育を行ってきました。

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、地域に身近な施設であり、災害時には避難所としての重要な役割を担っています。地域の要請や実情に応じて、学校と地域住

*67 しんじゅく安全・安心情報ネット…新宿区が警察・学校・地域等から入手した不審者情報、事件情報、その他の防犯情報について、携帯電話やパソコンへメール配信するサービス

*68 新宿区通学路交通安全プログラム…通学路における継続的な安全点検のしくみとして策定されたプログラム。これに基づき、全区立小中学校で定期的に交通安全総点検を実施し、対策を講じる。

*69 ピーポ110ばんのいえ…子どもが身の危険を感じたときに、助けを求めたりできる緊急避難場所。所管警察署による現地確認を経て登録した家庭や事業者について、子どもに見えやすい場所にステッカーを掲示する。

民、防災担当部署、関係機関等が連携・協働した防災訓練や、教職員や児童・生徒が参加した避難所開設訓練等を行うことも大切です。

また、Jアラート^{*70}等による緊急情報があった場合の対応について学校危機管理マニュアルに対応方策を示すとともに、児童・生徒等の安全確保のための行動について教職員の共通理解を図っています。

取組の方向性

■ 安全教育の充実

- さまざまな事件・事故や自然災害等の危険性、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ります。

また、メディア等からのさまざまな有害情報や、インターネット・SNS等の利用に潜む危険を理解し、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭、企業等と連携した情報モラル教育を実施します。

■ 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進

- 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、必要な設備の整備・運用を図ります。
- また、児童・生徒等の安全に関する課題について学校、家庭、地域が共有するとともに、PTAの主体的な活動や地域協働学校のしくみを活かすなどして、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全・安心の取組を推進していきます。

個別事業

16 安全教育の充実

49. 安全教育の推進

子どもが安全に関する情報を正しく判断し、自ら危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるように、各区立学校で学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。

小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。さらに、自転車の安全利用への理解を深めるため、実技等を通して交通ルールやマナーを学ぶ自転車教室を全校で実施します。中学校では、3年に1回、スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催します。

*70 Jアラート…緊急地震速報等の自然災害情報や、弾道ミサイル情報等の国民保護情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステム

50. 情報モラル教育の推進

社会の情報化が進展する中で、携帯電話やインターネット上でのいじめや誹謗中傷、違法・有害情報の氾濫や、インターネットを利用した犯罪行為等への対応が課題となっています。

学校情報ネットワークを児童・生徒が自由に活用する中で、情報化社会の利点や注意すべき点を体験的に学習できる環境が整備されています。児童・生徒が情報化の持つさまざまな側面をしっかりと理解できるようにし、情報機器を適切に利活用する能力の育成を一層図ります。また、保護者に知ってほしい携帯電話・スマートフォンによるインターネット利用の注意点をまとめたリーフレットを作成・配布するなど、家庭への働きかけの側面からも、情報モラル教育の理解促進を図ります。

17 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進

51. 学校安全対策の充実

区立学校及び幼稚園は、カメラ付きインターホンやオートロックの整備、防犯カメラ、非常通報装置等の配備により、子どもたちを不審者等から守るための対策を講じます。また、一斉メール配信システムを活用し、保護者への防犯・防災等の緊急情報の迅速な共有を図ります。

通学路における安全対策として、「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づく交通安全総点検やその後の安全対策について、地域や警察等と連携しながら、着実に実施・推進していきます。また、区立小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。

このほか、通学路等への学童擁護員の配置、PTAによるパトロールや地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施、安全用品等^{*71}の配付等により、保護者や地域との連携・協力を図りながら、子どもの安全対策を強化します。

52. 学校防災対策の充実

観測史上最大級の巨大地震としてマグニチュード 9.0 を観測した東日本大震災の経験をふまえて、今後発生が想定される首都直下地震に備え、子どもが自らの安全を守ることができるよう、全区立学校で防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に生徒が参加するなど、地域とのかかわりを伴った防災訓練を中学校の教育課程に位置付け実施します。

災害時における児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を通じて情報共有を図るとともに、講すべき防災対策について検討し、必要に応じて新宿区立学校危機管理マニュアルの検証・見直しを行います。

*71 安全用品等…教育委員会では、小学校新1年生全員に黄色い帽子及びランドセルカバーを配付し、通学時の安全の確保を図っている。また、小学校新1年生に防犯啓発冊子を配付するほか、小学校1・4年生及び中学校1年生に防犯ブザーを配付し、防犯対策を図っている。

柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境
の実現

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

現状と課題

- すべての児童・生徒が学ぶことの意義を実感でき、豊かに学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教育委員会や教職員をはじめとする学校関係者はもとより、保護者、地域の人々も含め、さまざまな立場から子どもたちや学校にかかわるすべての大人に期待される役割です。

発達障害等の障害のある子どもや不登校の子ども、日本語能力が十分でない子ども、家庭の経済状況等に課題を抱える子ども等が個々の資質・能力を伸ばし、社会の中で活躍できるようにするためには、子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすことのできる学びの環境を整えることが大切です。

多様性に富んだ社会にあって、子どもたちが他者との相違等も個性として尊重する態度を育む教育を実現していく必要があります。

- 教育委員会は、関係教職員で構成する不登校対策委員会を平成23年度に設置し、不登校の現状把握や課題整理を行うとともに、それらをふまえた不登校からの学校復帰と未然防止に関する方針を毎年度策定してきました。

平成26年3月には「新宿区いじめ防止等のための基本方針」を策定するとともに、同年、各区立学校での対応が効果的に行われるための支援組織として学校問題支援室を設置し、各校でのいじめや不登校等に関する実態把握と分析、各校における対応への個別具体的な支援を充実させてきました。また、「ふれあい月間」や「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の実施を通して、いじめや不登校、その他問題行動に対してより客観的に状況を把握するなどして、組織的な対応の充実と改善につなげてきました。

- 平成28年度はいじめの認知件数は、小学校507件、中学校93件でした（表6）。平成28年度、いじめの認知件数が小学校で大きく増加した理由は、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月文部科学省通知）をふまえ、各校において、児童が発する変化の兆候を積極的に受け止めた結果であると考えられます。

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得るものである」との認識に立ち、教職員が常に児童・生徒の小さな変化や交友関係に目を向け、目に見えにくいいじめの発見に一層努めるだけでなく、相談しやすい環境の整備やいじめ発見のための取組を充実させていく必要があります。

表6 いじめの認知件数、いじめを認知した学校数

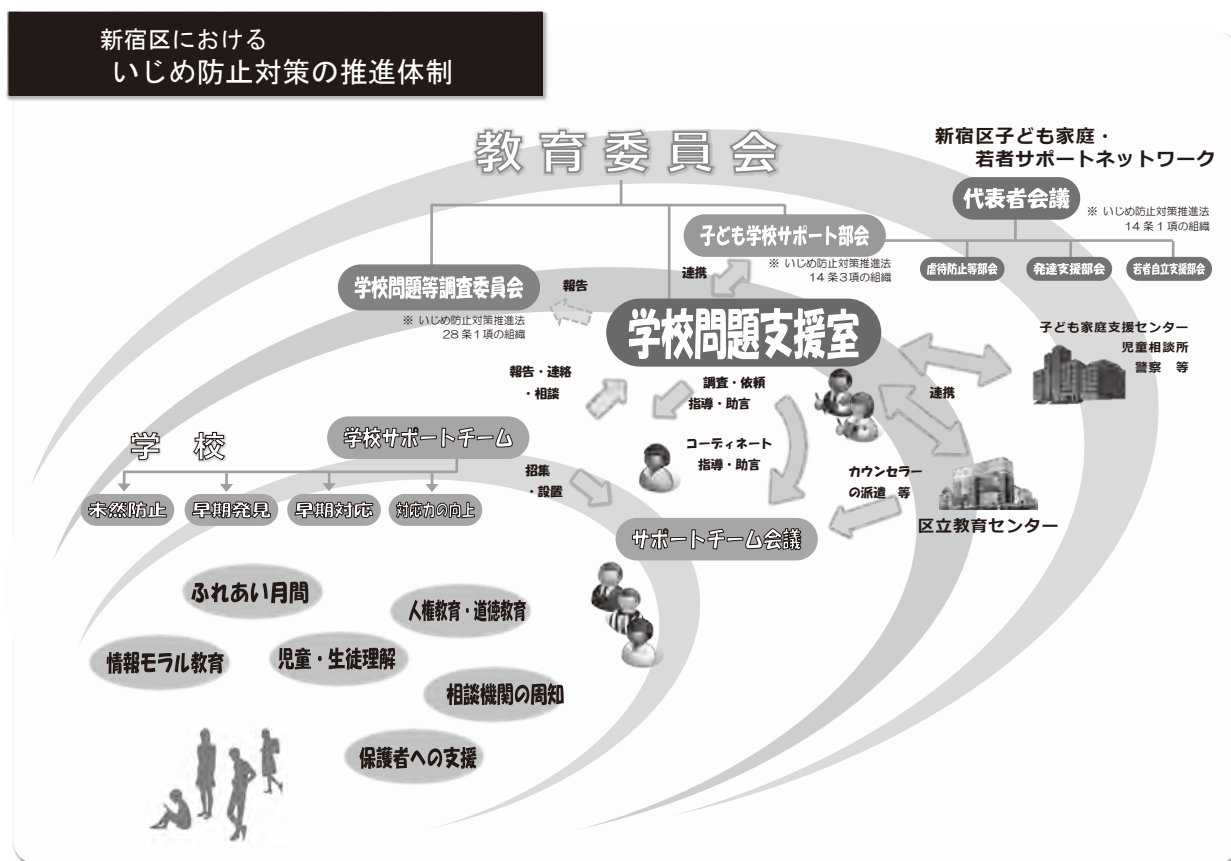
	項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	認知件数	117	72	168	199	507
	認知学校	23	20	26	23	29
中学校	認知件数	61	81	97	76	93
	認知学校	9	10	10	10	10

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」平成24年度～27年度
 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」平成28年度

※ 平成26年度はいじめ認知件数については、文部科学省より再調査の依頼があり、再調査後の認知件数及び認知学校数を記載。

※いじめの定義（平成25年～）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

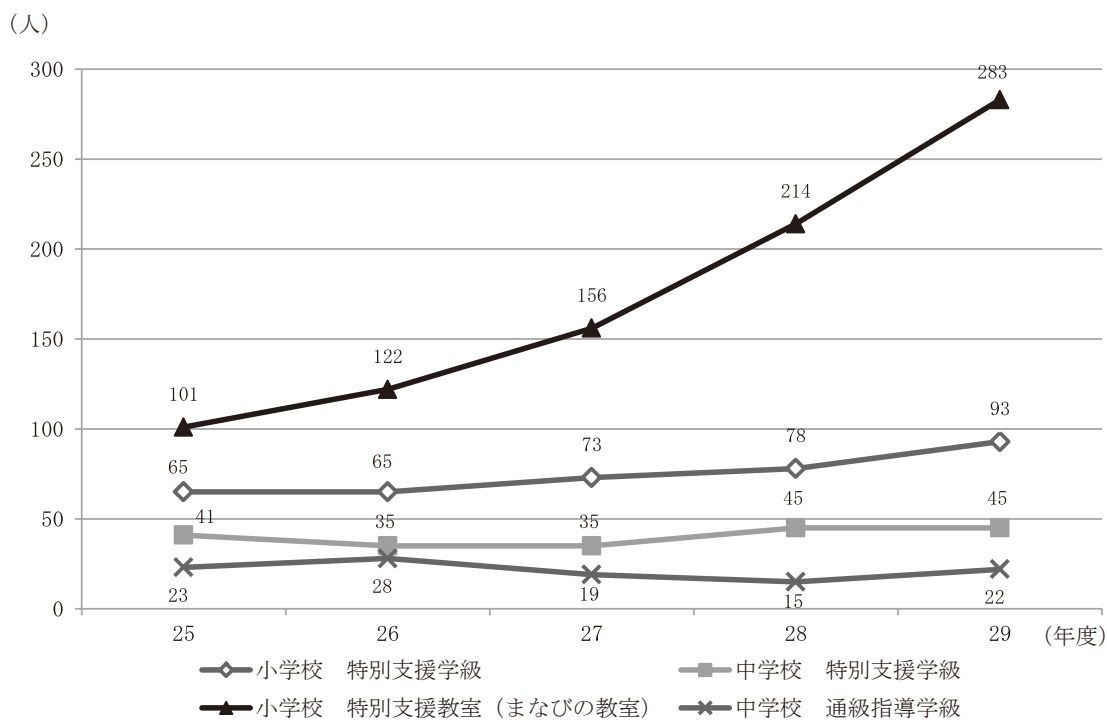


○ 平成28年度の不登校児童・生徒は、小学校で38人、中学校で84人でした。前年度との比較では若干の増加となりましたが、中学生の不登校の出現率がピークであった平成21年度（小学校は平成23年度）と比較すると、不登校の児童・生徒の人数は115人（小学校は55人）から減少しており、各校の取組の成果が現れてきています。しかし、不登校となったきっかけは、友人関係、家庭内の問題、学業不振等、多様であり、今後もそれぞれのケースに応じた丁寧な対応が求められます。

教育センターでの教育相談の件数は、増加傾向にあります。また、不登校をはじめさまざまな児童・生徒の相談等に対応するためにスクールカウンセラーを全小・中学校に配置していますが、学校におけるさまざまな悩みや不安を持つ子どもの相談件数も増加傾向にあり、早急な対応が求められています。

- 東京都によると、10年後、特別支援学級（知的固定級）を利用する児童・生徒数は1.3倍に、情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒数は2.1倍に増加すると報告されています。新宿区においても、区立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあります。また、発達障害等のある児童が通う「まなびの教室」の児童数も、発達障害に関する理解が深まったこともあり、急増の傾向を示しています（図6）。今後も、特別な支援を要する児童・生徒に対するさらなる支援の充実が必要です。

図6 特別支援学級及び特別支援教室・通級指導学級の在籍児童数・生徒数の推移



※各年度5月1日現在

文部科学省「学校基本調査」

- 外国人人口の増加、出身国の多様化、外国にルーツを持つ日本人の増加等の状況を受け、児童・生徒の多国籍化・多言語化が一層進展していくことが予測されます。教育委員会は、外国等から編入学してきた幼児・児童・生徒の日本語指導や適応支援として、日本語サポート指導や日本語学習支援を実施するとともに、平成28年度からは日本語指導が必要な中学校3年生を対象とした進学支援を行ってきました。

現在、区立学校に在籍する外国籍の児童・生徒数は592人（平成29年度）で、10年前と比べて約1.5倍に増加しています。また、平成28年度に日本語サポート指導を受けた幼児・児童・生徒数は110名（表7）で、こちらも増加傾向にあります。

外国人児童・生徒への支援については、日本の学校生活への適応支援と日本語の初期指導に加え、教科学習に必要な力を含めた総合的・多面的な支援の充実が求められています。

- 教育委員会は、外国人の幼児・児童・生徒の学校生活に関する保護者への支援として、新宿区の学校での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を6か国語で配布するとともに、個人面談等における通訳の派遣や学校だより等の翻訳を行ってきました。今後も、こうした取組を充実させていく必要があります。

また、同じ出身国の保護者同士やコミュニティによる支援が保護者の安心につながることから、これらを念頭に置いた対応も重要です。新宿区の学校制度や学校生活、進学等に対する理解や教職員とのコミュニケーションのため、通訳や翻訳等の支援も求められています。

表7 日本語サポート指導を受けた外国籍等の園児・児童・生徒数
言語別内訳（平成28年度）

言語	園児数	児童数	生徒数	合計
中国語	4	35(1)	10	49(1)
韓国語	11	12	1	24
英語	3	10	3	16
ネパール語	3	3	1	7
スペイン語	3	1		4
ベトナム語	2	1		3
タイ語	1	1		2
ミャンマー語		1	1	2
タガログ語		1		1
ロシア語		1		1
チベット語	1			1
合計	28	66(1)	16	110(1)

新宿区教育委員会「新宿区立教育センター所報 No.16」平成28年度

※（ ）内は再指導数 外数で表示

- 所得をはじめとした家庭の経済的背景と、子どもの学力や大学等への進学率に相関関係がみられること等が指摘されていますが、子どもたちの未来が、家庭の経済状況によって閉ざされることがあってはなりません。学校における指導体制や学習支援の充実、家庭の教育費負担の軽減、問題を抱える子どもや家庭に寄り添った支援のための専門家の活用のほか、教育、福祉、保健等の関係部署、関係機関の連携強化等が求められています。

取組の方向性

■ いじめ・不登校等の防止

- いじめや不登校にかかわる、各校や教育センターにおける取組をより一層充実させ、不登校等の児童・生徒の出現ゼロを目指します。また、教育センターの教育相談を活用し、教育相談室やつくし教室と学校の連携をより一層推進します。研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係諸機関や民生委員、児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った支援を行っていきます。

■ 特別支援教育の推進

- 障害のある児童・生徒の増加に伴い、「個の状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図りながら、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保障する体制を整備していきます。

■ 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実

- 日本語が分からない状態で転入してくる幼児・児童・生徒が日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

■ 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流

- 共生社会を担う子どもたちの視野を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、障害のある子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちから学び合うことのできる交流・学習を進めていきます。

■ 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備

- 子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、放課後等学習支援及び学校図書館の放課後等開放を行います。また、学業や進路等、教育上の悩みに対して、専門家による相談体制を整えます。さらに、幼稚園保護者に対する負担軽減や就学援助等により、家庭への経済的な負担を軽減し、子どもの学びと育ちの機会を支えていきます。

個別事業

18 いじめ・不登校等の防止

53. いじめ防止対策の推進

すべての区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進していきます。また、平成27年度より「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動に対する組織的な対応の充実と改善につなげていきます。

教育委員会では、学校問題支援室が中心となり、学校サポートチームへの指導・助言を通じてこれらの取組を充実・改善するとともに、関係機関との連携により問題行動が認められた場合の早期対応等について個別・具体的に支援していきます。万が一いじめ等による重大事態が発生した場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、教育委員会に設置した学校問題等調査委員会^{*72}がその要因を分析し、再発防止に向けて取り組みます。

*72 学校問題等調査委員会…児童・生徒の心身又は財産への重大な被害等が発生した際の調査・対応に備えて教育委員会に設置する委員会。教育委員会事務局職員及び専門家（法律・医療・学識経験）で構成する。

54. 児童・生徒の不登校対策 <第一次実行計画事業 25 ④>

「新宿区立学校における不登校対策の方針」に基づき、不登校未然防止の取組を推進します。
 また、不登校担当者連絡会の実施、不登校対策マニュアル^{*73}の活用、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。
 さらに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員を活用し、不登校の未然防止や学校復帰のための家庭への支援を行います。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 不登校出現率 小学校 0.42% 中学校 2.79% 学校復帰率 小学校 48.5% 中学校 17.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校対策委員会及び連絡会の実施 マニュアルや研修等による教職員の啓発 スクールソーシャルワーカーの派遣 3人 家庭と子供の支援員の派遣 	}	→	<ul style="list-style-type: none"> 不登校出現率 小学校 0.23% 中学校 2.14% 学校復帰率 小学校 60% 中学校 33%

26. スクールカウンセラーの配置 <第一次実行計画事業 25 ⑤「専門人材を活用した教育相談体制の充実」> 【再掲】

全小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・スクールカウンセラーの配置	・スクールカウンセラーの配置	→	→	・スクールカウンセラーの配置

*73 不登校対策マニュアル…不登校の未然防止や早期対応の取組を充実させるため、不登校対策委員会で検討・作成する教職員向けの理解啓発資料

55. 教育相談体制の充実

教育センターの教育相談室は、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」にて専門のカウンセラーが対応し、教育相談体制の充実に努めます。

さらに、教育相談担当者全体会や子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

56. 児童・生徒理解を進める研修の実施

いじめや不登校の未然防止には、小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解を進めるとともに、早期発見・早期対応に努めることが大切です。夏季集中研修や職層別研修において、児童・生徒理解にかかわる課題を協議したり、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の結果を分析し指導に活用するなど、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実に努めます。

19 特別支援教育の推進

57. 特別支援教育の推進 <第一次実行計画事業 25 ①>

発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を強化するために、特別支援教育推進員を増員し、学級内指導体制を充実します。

あわせて、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めます。また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「個別の教育支援計画」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進員の派遣 小学校 29 人 中学校 3 人 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進員の派遣 小学校 30 人 中学校 4 人 就学支援シートの活用 理解啓発リーフレットの作成・配布 説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進員の派遣 小学校 31 人 中学校 4 人 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進員の派遣 小学校 33 人 中学校 4 人 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進員の派遣 小学校 33 人 中学校 4 人

58. 中学校への特別支援教室の開設 <第一次実行計画事業 25 ②>

発達障害等のある生徒が、それぞれの障害の特性に応じた指導を在籍校で受けられるよう、平成 31(2019)年度までに全中学校に特別支援教室を設置し、支援体制の充実を図ります。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育課題検討委員会による実施検討 ガイドライン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校特別支援教室の先行実施 3校(西早稲田中・西新宿中・新宿中) 施設整備 5校 ガイドラインの検証・見直し 説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校特別支援教室全校実施 10校 	→	<ul style="list-style-type: none"> 中学校特別支援教室の全校実施 10校

59. 学校に対する巡回指導・相談体制の充実

学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員*74が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。

20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実

60. 日本語サポート指導 <第一次実行計画事業 25 ③>

区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。

日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。

また、高校受験を希望している中学校 3 年生のうち、学習言語の不足により学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、受験に必要な学習指導を行い、進学を支援します。

*74 特別支援教育相談員…就学相談、特別支援教育に係る巡回相談・指導を行う非常勤職員

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・学年相当の学習言語が不足している中学校3年生を対象とした日本語サポート指導の実施率 80% 	<ul style="list-style-type: none"> ・母語による日本語指導(初期指導)の実施 ・日本語による教科指導(個別指導)の実施 ・高校受験を希望する外国籍の中学校3年生に対する進学支援の実施 ・保護者向けお知らせ文書等の翻訳事例の作成、公開 			<ul style="list-style-type: none"> ・進学支援事業を受講した中学校3年生が希望の高校に進学できた割合 100% ・日本語能力に係る評価において基礎的な能力があると認められた児童・生徒の割合 70%

61. 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等

保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」^{*75}への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、公開します。

また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成・公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。

21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流

62. 共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流^{*76}や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を推進します。

また、外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。

*75 総合的な学習の時間…自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育むこと等をねらいとする時間

*76 副籍交流…特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の指定校に副次的な籍を持ち、その学校の児童・生徒と交流すること

22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備

3. 放課後等学習支援【再掲】

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各小・中学校に放課後等学習支援員を配置し、基礎学力の定着を図ります。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、さらに学習意欲が高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行います。

47. 学校図書館の充実 <第一次実行計画事業 26 > 【再掲】

子どもの読書活動を推進するとともに、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週 2 回程度）し、学校図書館の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、読書活動の充実を図ります。

また、平成 29 年度から実施している学校図書館の放課後等開放のモデル実施の状況をふまえ、平成 31 (2019) 年度には全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の活用度 60.9% 学校図書館等で薦められた図書の読書率 43.8% 学校図書館放課後等開放モデル実施 (小学校 5 校) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館支援員の全校配置 学校図書館の計画的な更新 (対図書標準数 7%以上) 学校図書館放課後等開放モデル実施 (小学校 15 校) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館放課後等開放本格実施 (小学校 全 29 校) 		<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の活用度 62.1% 学校図書館等で薦められた図書の読書率 47.5% 学校図書館放課後等開放本格実施 (小学校 全 29 校)

トピックス

放課後の子どもの居場所

学童クラブ

※子ども家庭部所管事業

就労等で放課後に保護者が家庭にいない小学生を対象に、指導員が生活指導等を行う事業です。放課後の生活拠点を提供し、異年齢の子どもたちの集団生活や遊びを通して、心身ともにバランスの取れた成長ができるよう自立に向けた指導を行っています。小学校内（8か所）や児童館内等（22か所）にあり、児童館や小学校の校庭でのびのび過ごすことができます。

【開設数】30か所 【開設日】月曜日～土曜日（祝日、年末・年始を除く）

放課後子どもひろば

学校施設（小学校全校及び新宿養護学校）を活用し、小学生が自由に集い、自主的に活動する自由な遊びと学びの場を提供する事業で、1か所当たり1日に40人程度の児童が利用しています。保護者の同意により、学校から直接参加することができ、自由に参加できます。通常の利用のほか、学童クラブ機能の一部を付加した「ひろばプラス」を実施しているひろばもあります。

【開設数】30か所 【開設日】月曜日～金曜日（祝日、年末・年始を除く）

児童館・児童コーナー

乳幼児から高校生までを対象に、子どもたちが楽しく遊ぶ中で、心や体を育てることができる健全な遊び場です。音楽室、図書室、遊戯室や屋上遊技場等を備え、さまざまな行事等を行っており、1館当たり1日に90人程度の利用があります。

【開設数】20館 【開設日】毎日（年末・年始を除く）

63. 専門人材を活用した教育相談体制の充実 <第一次実行計画事業 25 ⑤>

全小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対する支援のため、スクールソーシャルワーカー等の専門の人材の活用や福祉関係機関等との連携を強化し、組織的な対応により適切かつ効果的な課題解決を図ります。

29（2017）年度末の現況（予定）	30年度（2018）	31年度（2019）	32年度（2020）	32（2020）年度末の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの派遣 ・スーパーバイザー*77による指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置【再掲】 ・スクールソーシャルワーカーの派遣【再掲】 ・スーパーバイザーによる指導・助言 	}	→	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と十分な連携がされていると学校評価で回答された割合80%

*77 スーパーバイザー…スクールソーシャルワーカー等に対して、専門職としての一層の資質向上のための指導・助言を行う学識経験者等

55. 教育相談体制の充実【再掲】

教育センターの教育相談室は、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」にて専門のカウンセラーが対応し、教育相談体制の充実を努めます。

さらに、教育相談担当者全体会や子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

64. 公私立幼稚園保護者の負担軽減

就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会を充実し、保護者の選択の幅を広げるため、多子等負担の大きい世帯に対して、区立幼稚園の入園料及び保育料を無料化または減額します。また、私立幼稚園保護者に対しては、入園料及び保育料について補助を行います。

65. 就学援助

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。

66. 奨学資金の貸付

高等学校または高等専門学校に在学・入学する生徒（区内に居住）のうち、成績優秀で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の一部の貸付けを行います。

トピックス

子どもの貧困の連鎖を防止するための新宿区の取組

新宿区は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、引き続き子どもの貧困対策等につながる事業を展開するとともに、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援等、区の施策の情報を確実に得られるよう、支援施策ガイドの配布をはじめさまざまな機会・手段により情報を提供していきます。

※以下、教育委員会以外が所管する事業

区立小・中学生全世帯へ向けた支援施策ガイドの作成、配布（平成30年度から）

子どもの貧困対策等に資する事業の全庁的展開

【第一次実行計画事業】

地域における子育て支援サービスの推進／子どもから若者までの切れ目のない支援の充実
妊娠期からの子育て支援／生活保護受給者の自立支援の推進／生活困窮者の自立支援の推進

【経常事業】（法令等で定める事業を除く）

子ども医療費助成／ひとり親家庭への支援／子ども未来基金
子育てに関する相談・支援体制の充実／受験生チャレンジ支援貸付事業

【各事業内で行っている経済的支援】

ひとり親世帯等の負担軽減

- ・認可保育所、子ども園、地域型保育事業利用者の負担軽減
- ・認証保育所保育料助成、認可外保育施設保育料助成

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯等の負担軽減

- ・学童クラブ利用料、ひろばプラスおやつ代の減免
- ・その他各種子育て支援サービスにおける減免

施策9 学校の教育力の強化

現状と課題

- 中央教育審議会が平成27年12月にまとめた、地域と家庭の連携・協働に向けた改革、「チームとしての学校」の実現、教員の資質・能力の向上を目指す制度改革を柱とする三つの答申を受けて、平成28年1月に国が策定した「次世代の学校・地域」創生プラン^{*78}では、次世代の学校の創生等に向けた具体的な取組が示されました。
- また、新学習指導要領では、これまでの学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが示されました。
 これまでの教育実践の蓄積を若手教員等にしっかり引き継ぎつつ、子どもたちの知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現と、カリキュラム・マネジメントによる学校教育の改善・充実が求められています。さらに、外国語教育の充実、プログラミング的思考を含む情報活用能力の育成等、新学習指導要領の趣旨に基づく新しい学校教育の充実が必要です。
- 学校教育の現場では、発達障害を含む障害のある子どもや日本語指導の必要な子どもへの対応、厳しい家庭状況にある子ども・家庭への対応、いじめ、不登校、児童虐待等、複雑化・多様化する諸問題への対応が求められています。
 学校教育を支える教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導に加えて、安全指導や食に関する指導、授業以外の事務業務、PTAや地域との連携等、校務の分掌を通じて幅広い業務を行っており、学校や教員の熱心な取組や負担の上に成り立っているとの指摘が全国的になされています。
 文部科学省が平成28年度に教員勤務実態調査を実施し、1週間当たりの平均学校内勤務時間は小学校教諭が57時間25分、中学校教諭が63時間18分という勤務実態が示されました。新宿区教育委員会が平成29年6～7月に実施した区立学校教員の勤務実態調査でも、勤務時間について国の調査結果とほぼ同様の結果がでています（表8）。
 教育委員会では、これまでも、学校現場と協議を重ね、出張を伴う会議の縮減や調査・アンケートの精査等の学校事務効率化や、学習指導支援員の配置により校務を分担するなどの取組を進めてきましたが、さらなる取組として、教員が業務に専念できる環境の整備や、働き方の意識改革等が求められています。
- あわせて、複雑化・多様化する学校の課題への対応や、子どもたちの資質・能力の育成のため多様な専門スタッフを学校に配置するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の活性化を図る「チームとしての学校」の実現が求められています。

*78 「次世代の学校・地域」創生プラン…学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、中央教育審議会の答申の内容の具体化を強力に推進するべく、文部科学省が策定したもの

表8 区立学校教員の1週間当たりの学内実働勤務時間

校種	職層	新宿区	[参考] 文部科学省調査 (平成28年度 速報値)
小学校	校長	58時間42分	54時間59分
	副校長	68時間35分	63時間34分
	教諭	57時間53分	57時間25分
中学校	校長	56時間27分	55時間57分
	副校長	68時間43分	63時間36分
	教諭	64時間22分	63時間18分
特別支援学校	教諭	56時間05分	—
幼稚園	教諭	50時間05分	—

新宿区教育委員会「新宿区立学校教員勤務実態調査」

- 1 調査対象は、校長(園長)・副校長(副園長)は全員(計85人)とし、教諭は小学校3校・中学校2校・特別支援学校1校・幼稚園3園(計135人)をサンプル抽出した。
- 2 教諭には、主幹教諭、主幹養護教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭、教諭、養護教諭、期限付き任用教諭、臨時的任用教員、再任用教員(フルタイム)を含む。
- 3 学校内における実働勤務時間であり、学校外の業務時間(主に自宅での準備時間等)は含まない。
- 4 平日の平均勤務時間の算出の際、年次休暇を取得している日は計算から除外した。
- 5 文部科学省実施の教員勤務実態調査(平成28年度)では、調査の平均回答時間(1週間につき小学校64分、中学校66分)を一律で差し引いているが、区の調査では回答時間を差し引いていない。
- 6 1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分

○ これまで、各学校・園の中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、特色ある学校づくりや各学校の教育目標に沿った計画的な教育活動を支援してきました。平成29年度からはすべての小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支援しています。

また、子どもたちの学習効果を高めるとともに、教員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保する観点から、学籍・成績管理等の校務支援のための「校務用ネットワーク」、学校のさまざまな場所と場面でICTを活用するための「教育用ネットワーク」を全校に整備するなど、新宿版教室のICT化を整備してきました。

今後も、こうした新宿区の強みを活かした教育環境の充実を図っていく必要があります。

○ 平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査(東京都教育委員会)」からは、教員が児童・生徒の考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をすることと、学力調査の結果には相関関係があることが分かっています(表9)。教員の指導は児童・生徒の学力の向上に影響を与えており、一人ひとりの教員が授業改善を進めていくことが求められています。

また、子どもの意識に目を向けると、「授業の内容はどのくらい分かりますか」という質問に対し、「どちらかといえば分からない」「ほとんど分からない」と否定的な回答をした生徒の割合は、教科の中で英語が最も高く、その次に高かったのが理科という結果でした(表10)。新宿区でも同様の状況がみられます。否定的な回答の多かった英語や理科はもちろん、いずれの教科でも、子どもたちの学習意欲を高めるとともに、分かりやすい授業づくりを進めていく必要があります。

○ 平成20年10月に東京都教育委員会が策定した「東京都教員人材育成基本方針（平成27年2月一部改正）」には、東京都の教育に求められる教師像が以下のとおり示されています。また、平成29年7月には教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるよう、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」が策定されました。

【東京都の教育に求められる教師像】

- 教育に対する熱意と使命感を持つ教師
（子供に対する深い愛情、教育者としての責任感と誇り、高い倫理観と社会的常識）
- 豊かな人間性と思いやりのある教師
（温かい心、柔軟な発想や思考、幅広いコミュニケーション能力）
- 子供の良さや可能性を引き出し伸ばすことができる教師
（一人一人の良さや可能性を見抜く力、教科等に関する高い指導力、自己研さんに励む力）
- 組織人としての責任感、協調性を有し、互いに高め合う教師
（より高い目標にチャレンジする意欲、若手教員を育てる力、経営参加への意欲）

○ 平成28年12月に答申された中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、子どもたちの学びの改善・充実に真摯に取り組んでいる教員が教職としての専門性をますます高めていくことが求められています。

また、子どもの貧困が課題となる中、教員一人ひとりが児童・生徒一人ひとりを理解する力を高めることだけでなく、学校内外の関係者とチームとして対応していくためのコミュニケーション能力を高めていくことも求められています。

○ このように、教員が豊かな見識と知見、専門性を持ち、なにより子どもの変化に対して気付き、寄り添うことができる人間性・感性を常に持ち続けるための資質・能力の向上等が求められています。校長経験のある学校支援アドバイザーが若手教員を指導・育成することで、教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、管理職、主幹教諭等のミドルリーダーへの助言や、校長の学校経営への支援も行うことで、各学校でのOJT等による人材育成の充実や学校経営力の向上に努めてきました。今後も教職員の資質・能力の向上にしっかりと取り組んでいく必要があります。

図7 学校評価におけるICT活用に関する意識調査結果（平成28年度）

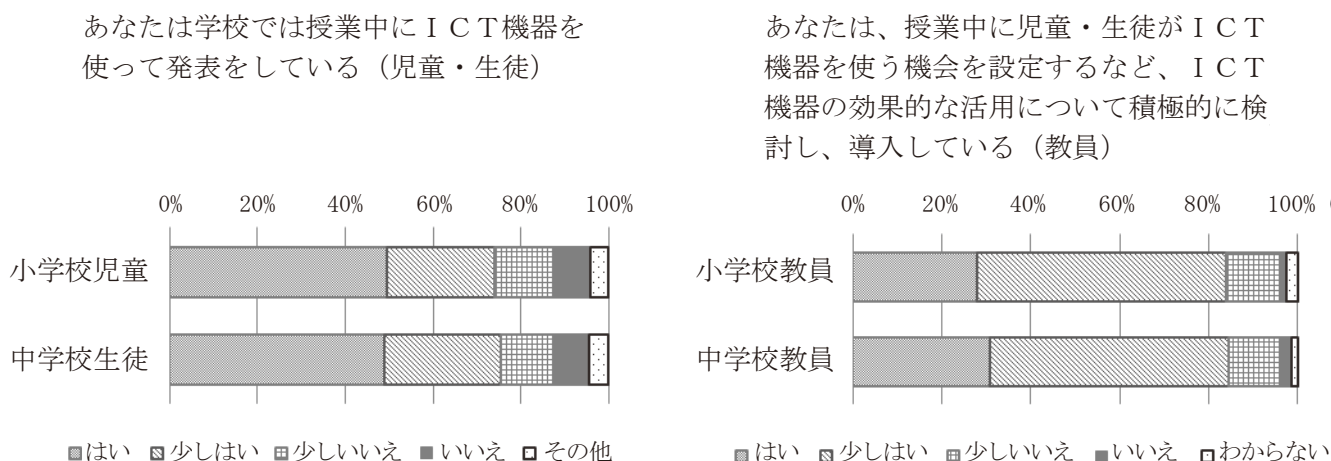


表9 教員の発問・指導方法と平均正答率との関係

児童・生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導を行った。	平均正答率 (%)									
	小学校					中学校				
	国語	社会	算数	理科	国語	社会	数学	理科	英語	
よく行った	74.6	73.0	63.5	63.4	72.1	59.6	60.0	57.5	72.1	
どちらかといえば行った	73.2	71.5	61.8	61.8	70.9	57.7	56.3	55.9	70.9	
行っていない	71.6	68.2	58.7	58.7	66.3	52.9	49.7	47.5	66.3	

東京都教育委員会「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(学校質問紙調査)平成28年度

表10 児童・生徒の授業の理解度

授業の内容はどのくらい分かりますか。	小学校 (%)					中学校 (%)				
	国語	社会	算数	理科	国語	社会	数学	理科	英語	
よく分かる	42.9	41.1	55.8	54.5	29.6	32.9	39.3	29.8	33.0	
どちらかといえば分かる	47.1	44.4	34.8	37.4	53.3	44.6	40.9	45.8	39.7	
どちらかといえば分からない	9.0	12.7	7.8	7.2	14.7	18.5	15.5	20.4	20.1	
ほとんど分からない	0.1	0.1	0.2	0.2	2.4	4.0	4.2	4.0	7.1	

東京都教育委員会「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(児童・生徒質問紙調査)平成28年度

取組の方向性

■ 教育の質を高める学校運営

- 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営や中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組を進めます。

さらに、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメントも含めた学校経営能力の向上を図る研修を充実します。

■ 教職員の勤務環境の改善等

- 教員の長時間勤務の実態をふまえ、勤務環境の改善に取り組むとともに、取組の実効性を担保できる状況を整えます。あわせて、教員の働き方の意識改革を進めます。これらの取組により長時間勤務を解消し、教員が健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続することで、子どもたちが生涯を切り拓いていける力を一層伸ばしていきます。また、他区と連携・協働し、必要な対策について国・都へ一層働きかけていきます。

■ 教職員の資質・能力の向上

- 新学習指導要領及び新幼稚園教育要領を見据えた教育課程及び授業・保育方法の改善や、英語、道徳、特別支援教育等の新たな課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教職員それぞれの経験と職層に応じた研修や学校支援アドバイザーによる訪問指導等を体系的に実

施し、教員の資質・能力の向上を図ります。特に小学校の英語教育では、指導経験のある外部人材が授業への指導・助言を行うほか、英語だけの環境に身を置く研修等を実施し、教員の英語の指導力向上を図ります。

また、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲を持つ風土の醸成を図ります。さらには、学校の情報化を進め、「分かる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。

個別事業

23 教育の質を高める学校運営

67. 創意工夫ある教育活動の推進 <第一次実行計画事業24⑨>

各学校（園）が中・長期的な視点に立ち、各校ごとの特長を捉え、創意工夫ある教育活動を具体的に展開するため、「創意工夫ある学校づくり教育活動推進計画」や各学校（園）の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。

29（2017）年度末の現況（予定）	30年度（2018）	31年度（2019）	32年度（2020）	32（2020）年度末の目標
・学校関係者評価の「特色ある教育」に対するA評価の割合 80%	・創意工夫ある教育活動の取組		→	・学校関係者評価の「創意工夫ある教育」に対するA評価の割合 85%

68. 教育課題研究校の指定

新宿区の現状や学習指導要領の改訂内容等に照らして、特に取り組むべき教育課題に対応するため、教育課題研究校を指定し、教育委員会とともに教育課題について調査・実践による研究をするとともに、研究発表会を開催し、その成果を区立学校で共有することで、学校全体の教育力の向上を図ります。

また、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための具体的な取組について研究・検証する教育課題モデル校を指定し、研究報告会の開催により課題解決のための取組を広げます。

69. 学校経営力の向上

教育課題が多様化・複雑化する中で、学校の現状と課題を的確に把握し解決することのできる「学校経営力」の向上が常に求められています。このため、校長や副校長、主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーが組織的に授業改善や生活指導等に取り組んでいきます。さらに、学校支援アドバイザーが、これまでに培った知識や経験を活用し、若手教員やミドルリーダーの育成等について具体的に助言するなどし、学校経営力の向上を支援していきます。

また、保護者・地域に積極的に連携・協力してもらうため、学校公開等を積極的に設定するなど、開かれた学校づくりを進めていきます。

34. 学校評価の充実 <第一次実行計画事業 24 ②> 【再掲】

区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえて学校運営の改善につなげています。

また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。

さらに、平成30年度から小中連携型地域協働学校がモデル実施（1地区）されることに伴い、関係する小・中学校の学校評価についても行います。

29（2017）年度末の現況（予定）	30年度（2018）	31年度（2019）	32年度（2020）	32（2020）年度末の目標
<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 90% 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価の実施 20校 教師、児童・生徒、保護者による自己評価、学校関係者の評価の実施 小中連携型地域協働学校モデル実施に対する学校評価 1地区 		<ul style="list-style-type: none"> 小中連携型地域協働学校本格実施に対する学校評価 1地区 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 90%

33. 地域協働学校の充実 <第一次実行計画事業 31「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」> 【再掲】

すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

また、それぞれの学校において、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった文化・芸術団体等の地域団体やNPO、地域の企業、大学・専門学校等への呼び掛けにより、学校運営協議会と地域との連絡会を年2回程度開催し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。

さらに、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 地域協働学校指定校 区立小・中学校 全 39 校 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議 会への活動支 援 小中連携型地 域協働学校モ デル校での実 施 1 地区 「学校運営協 議会と地域と の連絡会」モ デル実施 1 地区 		<ul style="list-style-type: none"> 小中連携型地 域協働学校本 格実施 1 地区 「学校運営協 議会と地域と の連絡会」本 格実施 1 地区 	<ul style="list-style-type: none"> 小中連携型地域協働 学校の本格実施 1 地区

24 教職員の勤務環境の改善等

63. 専門人材を活用した教育相談体制の充実 <第一次実行計画事業 25 ⑥> 【再掲】

全小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対する支援のため、スクールソーシャルワーカー等の専門の人材の活用や福祉関係機関等との連携を強化し、組織的な対応により適切かつ効果的な課題解決を図ります。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラ ーの配置 スクールソーシャル ワーカーの派遣 スーパーバイザーに よる指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウ ンセラーの配 置【再掲】 スクールソー シャルワーカー の派遣【再 掲】 スーパーバイ ザーによる指 導・助言 			<ul style="list-style-type: none"> 学校と十分な連携が されていると学校評価 で回答された割合 80%

70. 部活動を支える環境の整備 <第一次実行計画事業 34 ①>

生徒の部活動を支えるために、国や都が示すガイドラインをふまえ、区における部活動指導員のあり方や休養日の設定等、環境の整備について検討を行います。

検討の結果をふまえ、平成 31 (2019) 年度から部活動運営支援事業を実施します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
—	・部活動を支える環境の整備に関する検討、方針決定	・部活動運営支援事業の実施	→	・部活動運営支援事業の実施

71. 学校の法律相談体制の整備

学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応することのできる環境を整備します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。

72. 教員の働き方の意識改革等

教員が健康でやりがいを持ち、質の高い教育活動を継続できるよう、勤務時間を意識した働き方に向けた定時退庁日や長期休業中の閉庁日を設定し、各校の実情に応じて実施していきます。また、時間管理や働き方に関する教職員の研修を実施します。

教員の勤務時間の短縮に向け、タイムレコーダーを導入するなど、学校管理職が教員の勤務時間を適切に把握できるようしくみを検討します。あわせて、取組の効果と課題を把握・検証しながら、教職員の理解の醸成や取組の改善につなげるため、各校の学校評価において点検・評価を実施し、教職員が取組の成果を実感できるよう評価結果を共有します。

こうした取組に加え、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善と働き方の意識改革に関するさらなる取組を検討し実践することで、一層の改善につなげていきます。

25 教職員の資質・能力の向上**73. OJTの推進**

新学習指導要領をふまえた新たな教育課題への対応が求められる中、管理職や指導教諭による若手教員への指導等、職場内での日常的な研修を一層充実させる必要があります。学校支援アドバイザーの派遣により若手教員への指導、OJTの推進状況の確認等を行うほか、人材育成のため管理職への助言を行います。

また、管理職やミドルリーダーに、人材育成のための研修を実施します。

74. 学校支援アドバイザーの派遣

学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。

75. 経験と職層に応じた研修の充実

新学習指導要領をふまえた新たな教育課題に対応するため、若手教員に対して実施する新任教員研修や2・3・4年次研修、中堅教員等向けの資質向上の研修について、学校及び幼稚園におけるOJTと一層関連させ、研修効果の向上を図ります。特に小学校の英語教育では、指導に活用できる手引きの作成のほか、英語科の退職教員等が務める英語教育アドバイザーによる授業への指導・助言や、英語だけの環境に身を置く研修等の実施により、教員の英語の指導力向上を図ります。

さらに、夏季集中研修や職層別研修では、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。

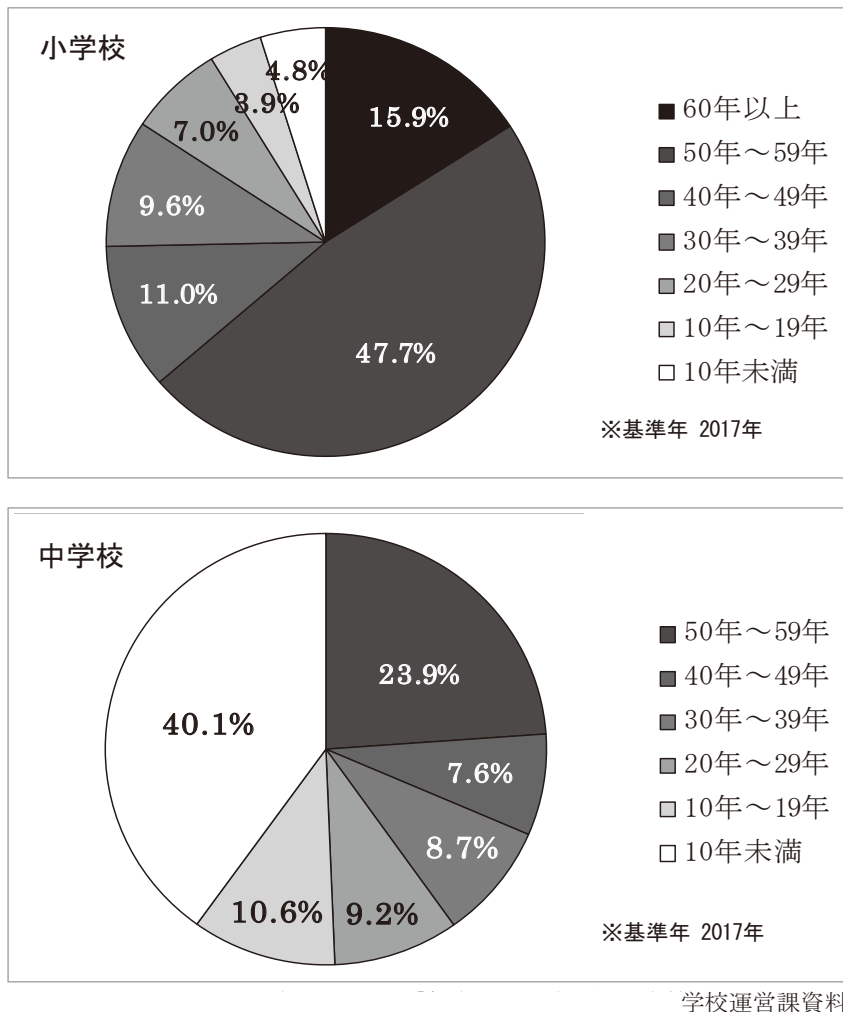
施策10 学校環境の整備・充実

現状と課題

- 学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、いきいきと学び、生活をする場です。充実した教育活動を存分に展開できるよう機能的で魅力ある施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、安全かつ快適で、衛生的に十分配慮した環境を備えた施設とする必要があります。また、教育内容・方法等の変化や情報化等のさまざまな社会的要請に対応するため、時代を捉えた教育環境の質的向上を図っていく必要があります。
- また、学校施設は地域住民にとって身近な施設であり、地域コミュニティの拠点や生涯にわたる学習・スポーツ等の活動の場として、また、地震等の大規模災害が発生した場合には避難所としても重要な役割を担っています。区が平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画では、公共施設の将来的な共用化や複合化等の方針が示されており、学校施設においても、より効率的な施設運営や多世代の交流等につながる整備が求められています。
- 区立小・中学校は、平成18年度末まで昭和30年代以前に建設された施設が全体の6割を占めていましたが、学校の適正配置により平成19年度に1校、平成20年度に2校、平成23年度に1校の統合新校が開校したことから、平成29年度では約5割となっています。
 阪神・淡路大震災を契機に、平成19年度までに全区立学校の耐震補強工事を完了しました。また、安全で快適な学校施設の改善のため、全小・中学校の給食施設のドライ化または空調設備の改修を行うことにより、衛生環境を向上させました。このほか、校舎の外壁や屋上防水、給排水設備等の部分的な予防保全や改修を適切に進めてきました。
 供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで小学校では84.3%と老朽化度は非常に高くなっており、今後は施設の長寿命化のための予防保全や、公共施設等総合管理計画等に基づく将来的な施設整備に向けた検討が必要です。
 その一方で、中学校では、供用開始後30年以上経過した施設の割合は延床面積ベースで40.2%であり、統廃合に伴う新校舎の建設等によって、供用開始後20年以内の施設が半数を占めている状況にあります（図8）。
- 地球温暖化等の環境問題に対応するとともに、子どもたちにとって快適で学習効果の高い施設とするため、校庭の天然芝生化や屋上緑化等による学校緑化の推進、太陽光発電設備の導入等、条件を満たす学校でのエコスクール化を推進しました。また、子どもたちの学習意欲を高めるための学校のICT環境の整備や学校図書館の整備を進めました。今後も、新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業の実践等を見据えて、学びの環境や教材を計画的に整備していくことも大切です。子どもたちにとって魅力ある教育環境の整備・充実を進めるとともに、親しみやすい活用策について検討・実施していく必要があります。
- 小学校の通常学級の児童数は、平成24年度の7,834人を底として増加及び回復基調が続いています。その一方、中学校では、平成25年度に2,845人となって以降、減少傾向が続いている状況です。
 学校選択制度については、未就学児の増加傾向が続き、選択できない学校・抽選校が増えていたりことや、子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくり等、時代を捉えた教育環境を整備する必要があることから、小学校の学校選択制度を平成30年度新入

学より廃止しました。中学校の学校選択制度は維持しますが、今後の新入生徒数や人口動態、また社会状況等の変動があった場合は見直しを行っていく必要があります。

図8 供用開始後経過年数別延床面積の割合



取組の方向性

■ 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備

- 教育用ネットワークを効果的に活用し、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」が実現できるよう、新学習指導要領に対応した環境を整えるとともに、学校図書館の学習機能を高めるため放課後等の開放を拡大するなど、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。

■ 将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進

- 学校施設の長寿命化のための予防保全や施設整備に向けた方針について検討し、計画的な整備を推進していきます。

- 近年、未就学児数の増加傾向が続いているため、普通教室の整備・確保をするとともに、学校選択制度の見直し後の教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めます。中期的には、再開発等の動向を把握しつつ、平成 24 年度に策定した「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」で適正規模とした、小学校は 12 学級から 18 学級、中学校は 12 学級以上（当面は 9 学級）を目指し、これに向けた検討等を行います。

個別事業

26 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備

76. 学校施設の改善 <第一次実行計画事業 29 >

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、学校施設のトイレ改修（洋式化）を行います。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 洋式トイレ数 小学校 674 基 中学校 293 基 トイレ洋式化率 小学校 61.9% 中学校 62.2% 	<ul style="list-style-type: none"> トイレ改修 小学校 14 校 134 基 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 13 校 138 基 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校 9 校 136 基 	<ul style="list-style-type: none"> 洋式トイレ数 小学校 946 基 中学校 429 基 トイレ洋式化率 小学校 86.9% 中学校 91.1%

47. 学校図書館の充実 <第一次実行計画事業 26 > 【再掲】

子どもの読書活動を推進するとともに、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週 2 回程度）し、学校図書 of 計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、読書活動の充実を図ります。

また、平成 29 年度から実施している学校図書館の放課後等開放のモデル実施の状況をふまえ、平成 31 (2019) 年度には全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備します。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の活用度 60.9% 学校図書館等で薦められた図書の読書率 43.8% 学校図書館放課後等開放モデル実施 (小学校5校) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館支援員の全校配置 学校図書の計画的な更新(対図書標準数7%以上) 学校図書館放課後等開放モデル実施(小学校15校) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館放課後等開放本格実施(小学校全29校) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館放課後等開放本格実施(小学校全29校) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の活用度 62.1% 学校図書館等で薦められた図書の読書率 47.5% 学校図書館放課後等開放本格実施 (小学校全29校)

4. ICTを活用した教育の充実 <第一次実行計画事業 30> 【再掲】

平成 21 年度に区立小・中・特別支援学校全 40 校に整備した教室用 ICT 機器（プロジェクタ・実物投影機）について、平成 29 年度の普通教室に続き、特別教室・少人数教室等の更新を行います。

また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、平成 29 年度に導入したタブレットパソコンや電子黒板機能付きプロジェクタ及び最新の実物投影機等、教育活動における ICT の効果的な活用を推進するとともに、各校の教材の共有の促進、新学習指導要領に対応したデジタル教材やプログラミング教育等の研究を行います。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の更新 全普通教室 412 台 教育用ネットワークの再構築 区立学校全 40 校 	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の更新 特別教室、少人数教室 287 台 ICTを活用したプログラミング教育等の検討・モデル実施 	<ul style="list-style-type: none"> プログラミング教育等の本格実施 	<ul style="list-style-type: none"> プログラミング教育等の本格実施 	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の更新 特別教室、少人数教室 287 台 プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動の実施

27 将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進

77. 通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営 <第一次実行計画事業 27「時代の変化に応じた学校づくりの推進」>

近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っていきます。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成 28 年度の学校選択制度の見直しの状況をふまえ、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・基本方針に基づいた児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりの推進	・学校規模適正化等の推進		→	・基本方針に基づいた児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりの推進

78. 公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画の策定 <一部第一次実行計画事業 109「公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント」>

学校施設の老朽化の現状及び公共施設等総合管理計画の趣旨をふまえ、小・中学校施設の長寿命化を基本とした個別施設計画を策定します。策定にあたっては、プロジェクトチームにより、地域ごとの人口動態に対応した普通教室の確保に向けた検討や他自治体の取組の調査等を行い、小・中学校施設のあり方を検討していきます。

29 (2017) 年度末の 現況 (予定)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	32 (2020) 年度末の 目標
・人口動態等の検証及び普通教室の確保 ・プロジェクトチームの立ち上げ	・普通教室の確保 ・公共施設等総合管理計画をふまえた学校施設のあり方の検討		→	・学校施設のあり方の検討結果に基づいた個別施設計画の策定

IV

教育ビジョンの 推進に向けて

1 教育ビジョンの進行管理

- 教育ビジョンの推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育ビジョンに体系づけられた各施策や取組の点検・評価を毎年度実施します。取組の実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して学識経験者の知見を活用し第三者の視点から評価を行い、教育施策の展開に反映させていきます。また、評価結果を議会へ報告するとともに、区ホームページで広く区民に公表し、教育行政の透明化を図っていきます。

2 開かれた教育委員会の推進

- 教育委員会と学校、保護者、地域の方々が、子どもたちの育成に向けた目標や教育内容を共有し、連携・協働による教育を推進するため、教育委員の学校訪問や、教育委員と保護者代表者との意見交換会等、教職員、保護者、学校関係者等の多様な意見を聞く機会を設けていきます。また、教育委員会の活動や教育施策について、広報紙や区ホームページ等を活用した情報発信の一層の充実を図っていきます。

3 関係部署・関係機関等との連携・協力

- 教育施策の推進にあたっては、福祉部や子ども家庭部をはじめとした関係部署との連携が必要です。そのために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める総合教育会議で区長と教育委員会とが教育課題や取組等について協議し、教育施策に反映するとともに、関係部署と連携・協力しながら教育ビジョンを推進していきます。

また、子どもの教育は、学校教育のみならず、家庭、地域の総合力を発揮することが重要であり、区民や地域団体、企業や大学等との連携・協力が欠かせません。教育委員会は、これらとの連携・協力のもと、子どもの教育を支えるしくみづくりを推進していきます。

4 国、東京都への要望

- 区及び学校が主体性を発揮して、その地域らしい独自性のある教育活動を展開していくためには、県費負担教職員の任免、給与の決定等の人事に関する事務等の区への移管等、教職員の人事権の移譲が不可欠です。また、学校では、少人数学習指導、特別支援教育の推進、教員の長時間勤務の改善への対応や学習指導要領の趣旨に基づく教育内容の改善等のさまざまな教育の課題に直面しています。こうした課題に対応する条件整備等について、全国都市教育長協議会及び特別区教育長会を通して国及び東京都へ要望していきます。



資料編

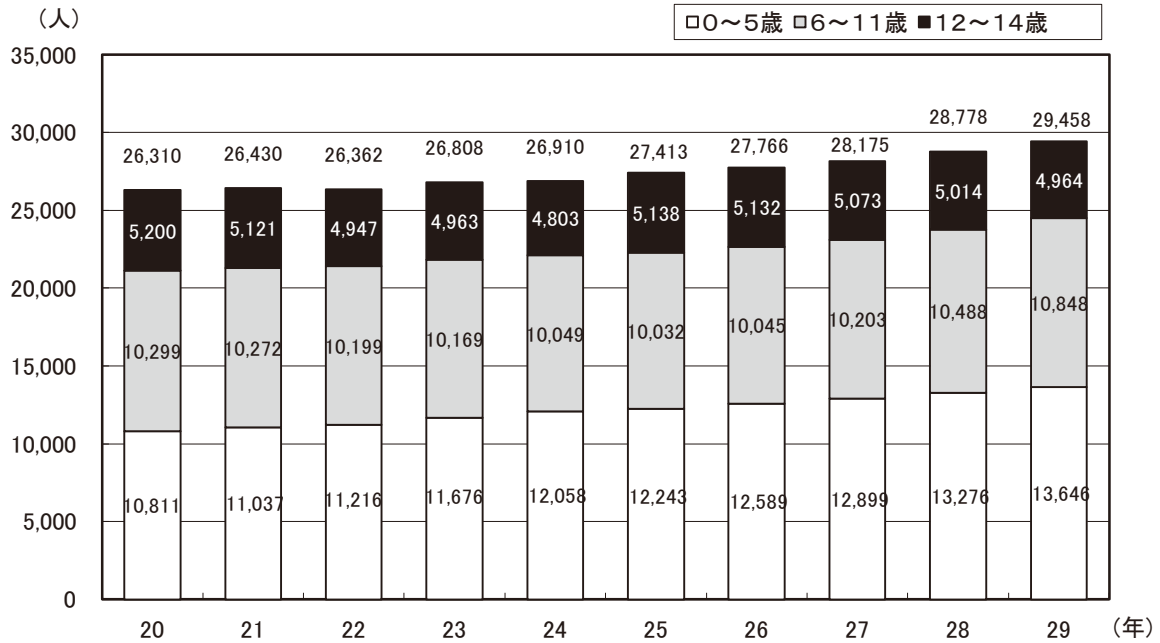
- 1 新宿区の子どもの状況等
- 2 個別事業（平成28年度～29年度）との関連表
- 3 教育ビジョンの策定経過

1 新宿区の子どもの状況等

(1) 新宿区の子どもの状況

① 子ども（0歳～14歳）の人口の推移

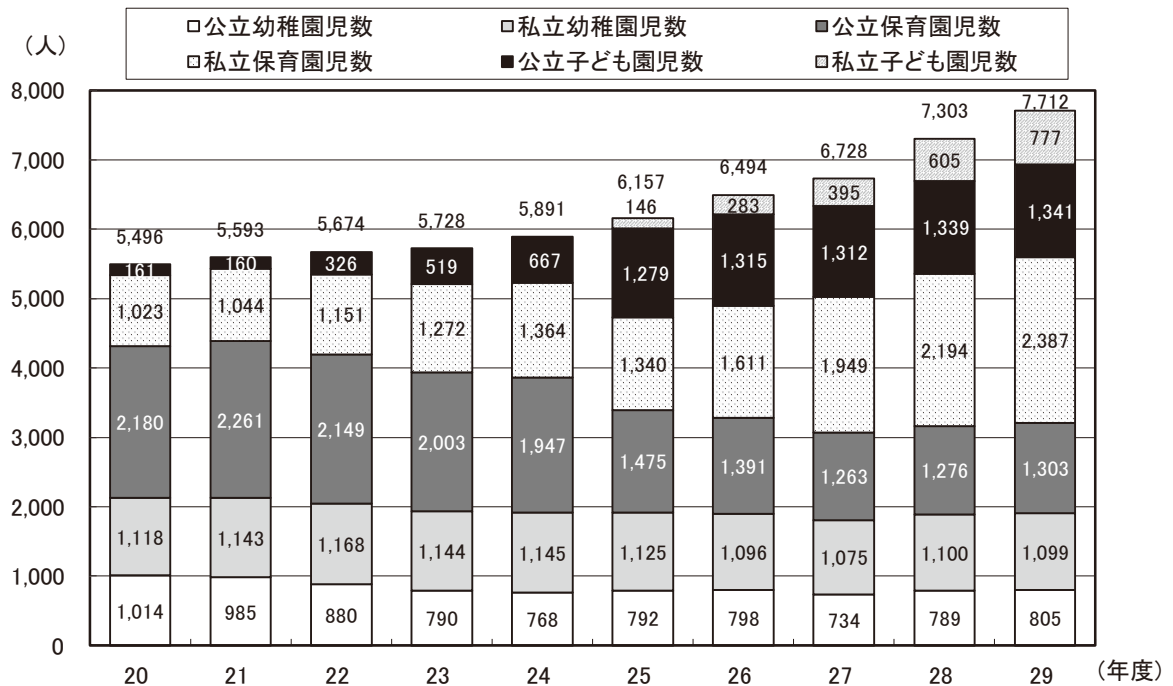
この10年間で1割強増加しています。



(各年4月1日現在) ※平成24年まで外国人登録者数を含む。 【住民基本台帳】
※平成25年より住民基本台帳に外国人が含まれる。

② 幼稚園・保育園・子ども園児数の推移

この10年間で約4割増加しています。



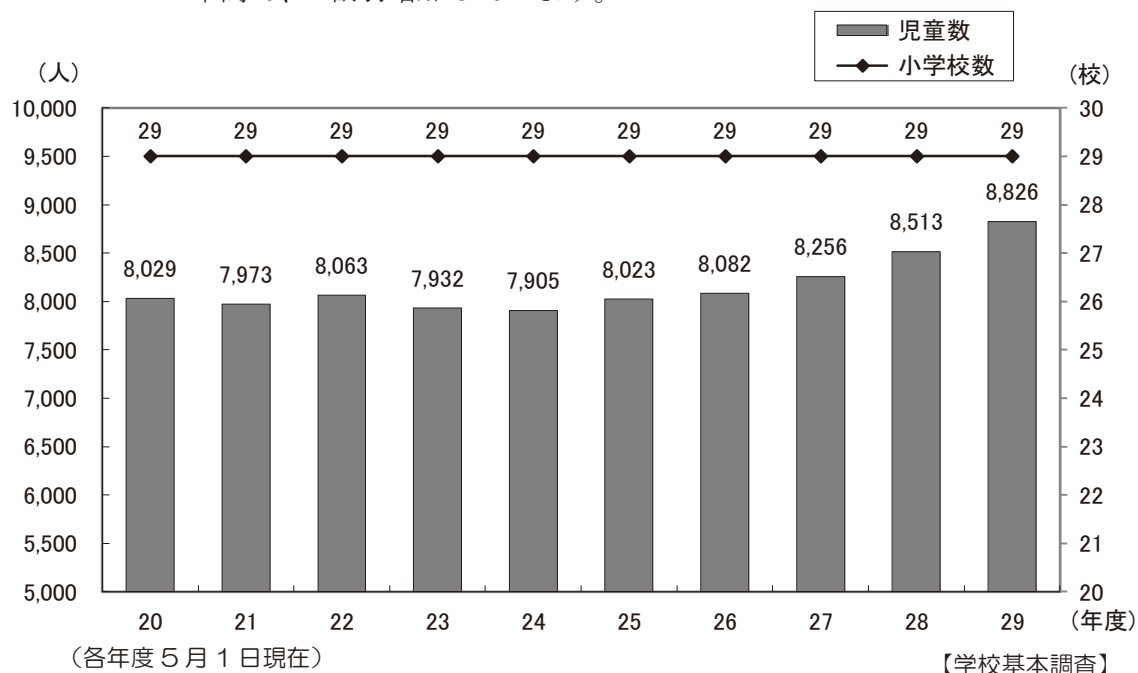
(幼稚園児数：各年度5月1日現在、保育園児数：各年度4月1日現在) 【新宿区の概況】
子ども園児数：19～22年度5月1日現在、23年度以降4月1日現在)

③ 区立小学校・中学校・特別支援学校

i 児童・生徒数の推移

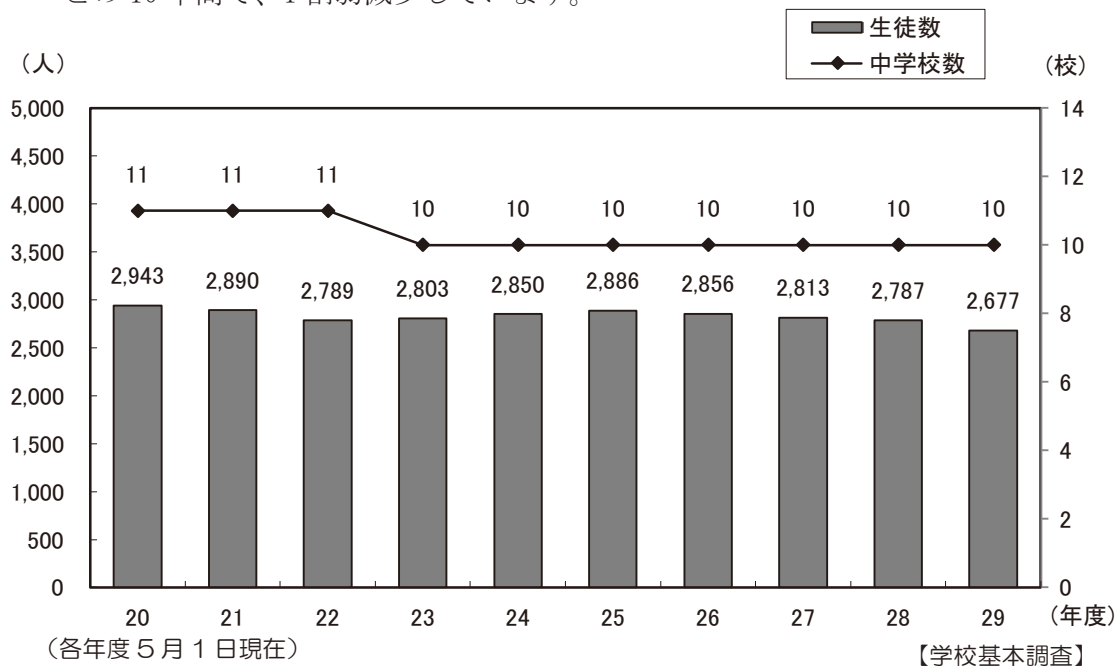
ア 小学校 児童数

この10年間で、1割弱増加しています。



イ 中学校 生徒数

この10年間で、1割弱減少しています。

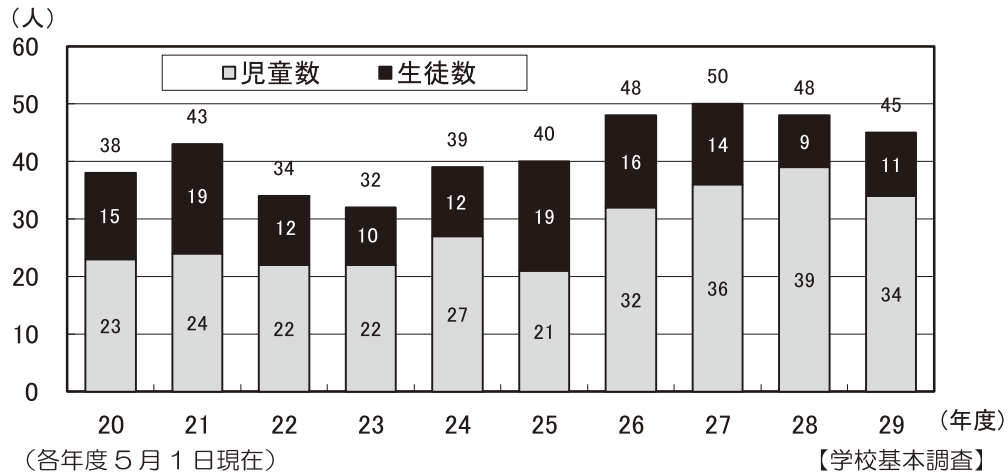


【学校基本調査】

学校教育行政に必要な学校に関する基本事項（学校数、在学者数、教員数等）を明らかにすることを目的とした調査。文部科学省が統計法に基づき、学校教育法で規定されているすべての学校及び市町村教育委員会を対象に毎年実施する。

ウ 特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数

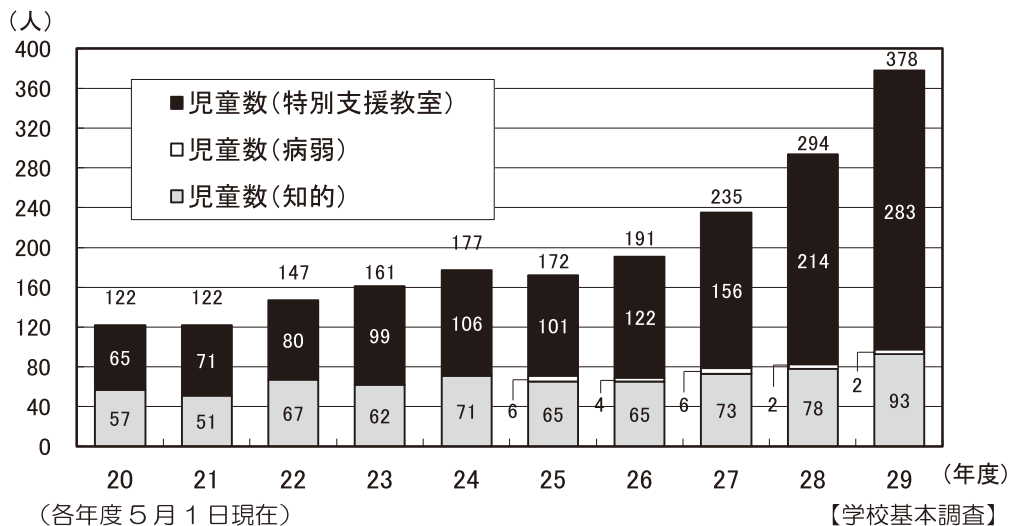
増減を繰り返しながら、この10年間で2割近く増加しています。



ii 特別な支援を要する児童・生徒数の推移

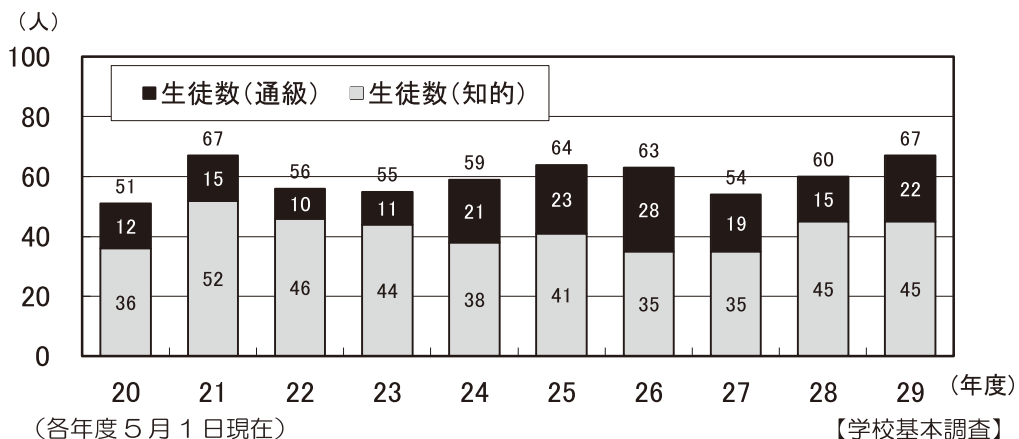
ア 小学校 児童数（特別支援学級・特別支援教室）

増加が顕著で、特別支援教室の児童数はこの10年間で4倍以上に増加しています。



イ 中学校 生徒数（特別支援学級・通級指導学級）

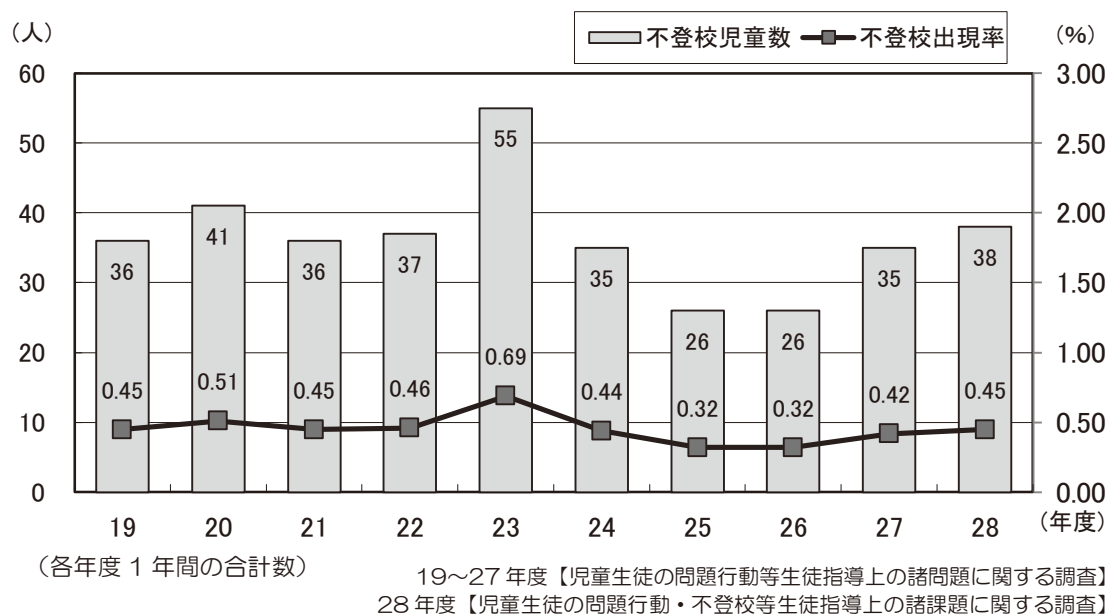
増減を繰り返しながら、この10年間で3割強増加しています。



iii 不登校児童・生徒数の推移

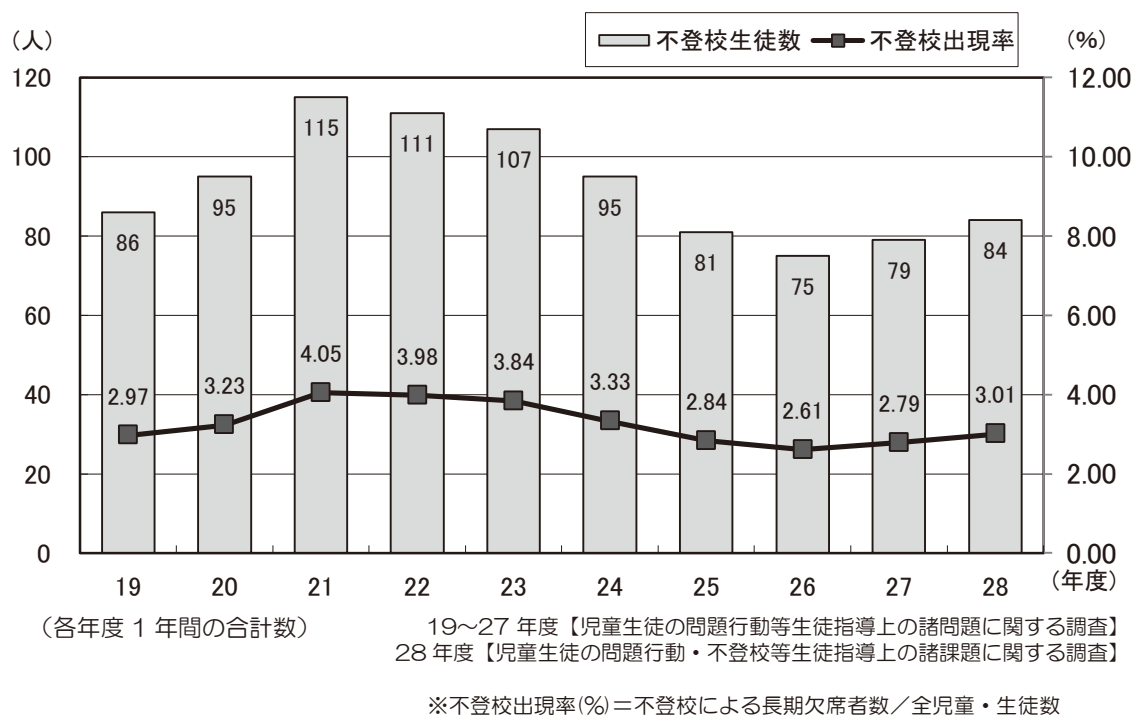
ア 小学校 児童

不登校による長期欠席者数（年間 30 日以上欠席した児童数）及び出現率は、9 年前と比べほぼ同水準にあります。



イ 中学校 生徒

不登校による長期欠席者数（年間 30 日以上欠席した生徒数）及び出現率は、9 年前と比べほぼ同水準にあります。



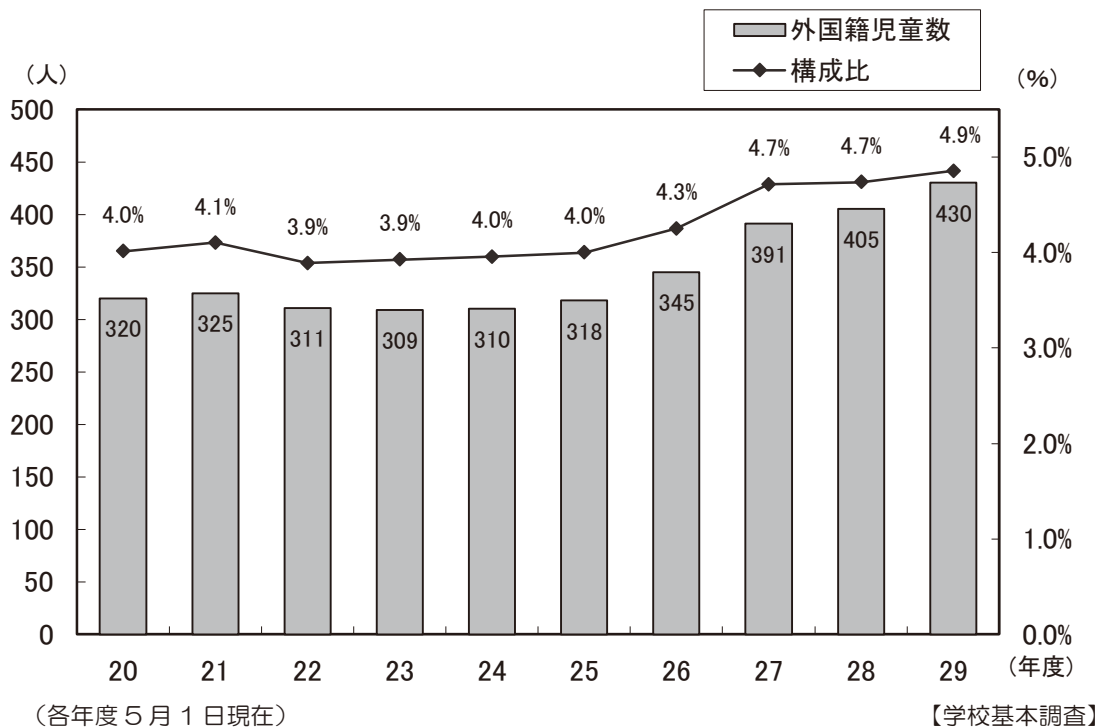
【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

生徒指導上の諸課題（暴力行為、いじめ、長期欠席等）の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資することを目的とした調査。文部科学省が統計法に基づき、すべての国公私立小学校、中学校、高等学校等及び教育委員会を対象に毎年実施する。

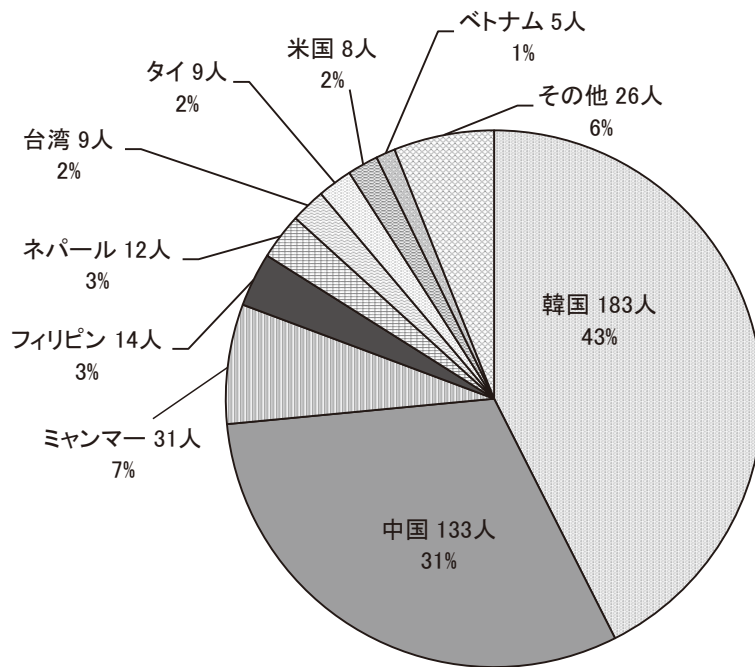
iv 外国籍児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童

外国籍児童数は、この10年間で3割台半ば近く増加しています。



外国籍児童数国籍別内訳



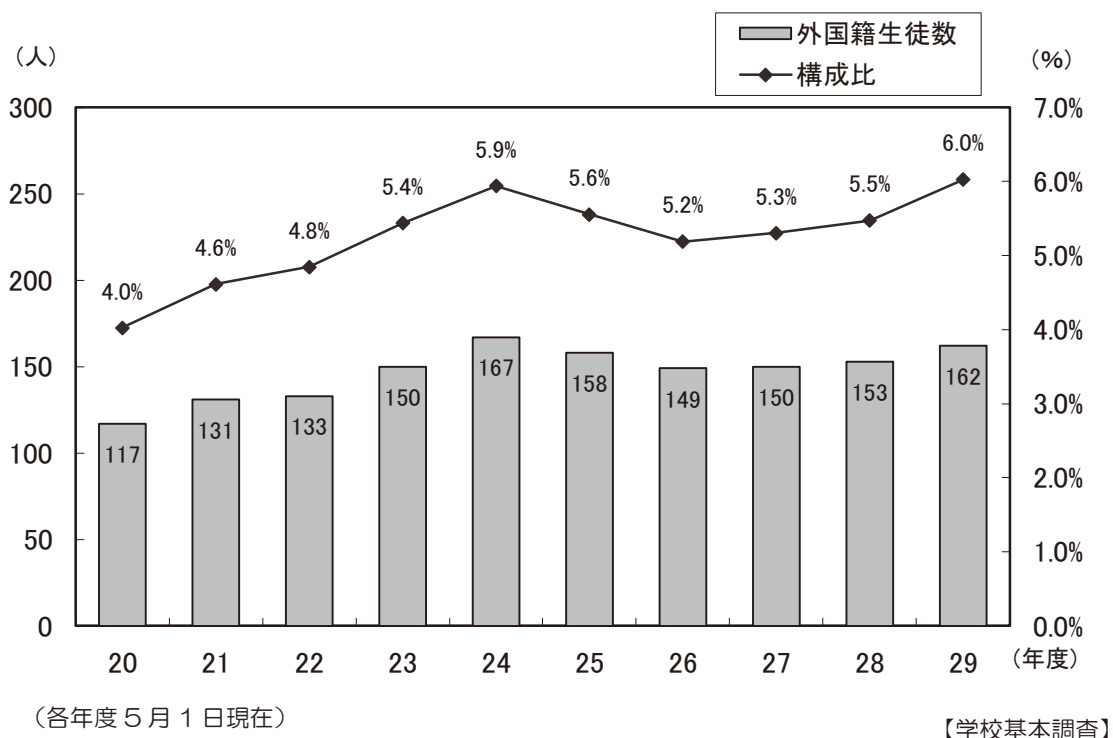
(平成29年5月1日現在)

※国籍の記載については住民基本台帳の国籍・地域による。

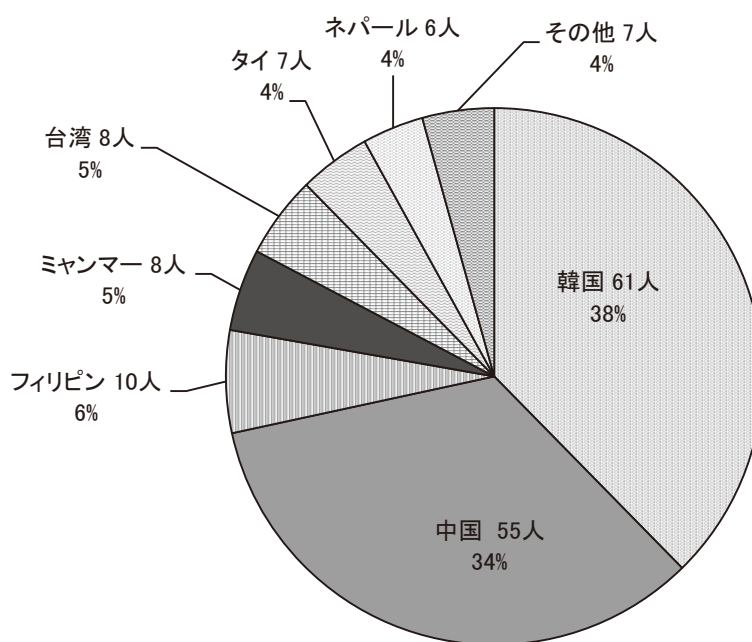
【学校運営課調べ】

イ 中学校 生徒

外国籍生徒数は、この10年間で4割近く増加しています。



外国籍生徒数国籍別内訳



(平成 29 年 5 月 1 日現在)

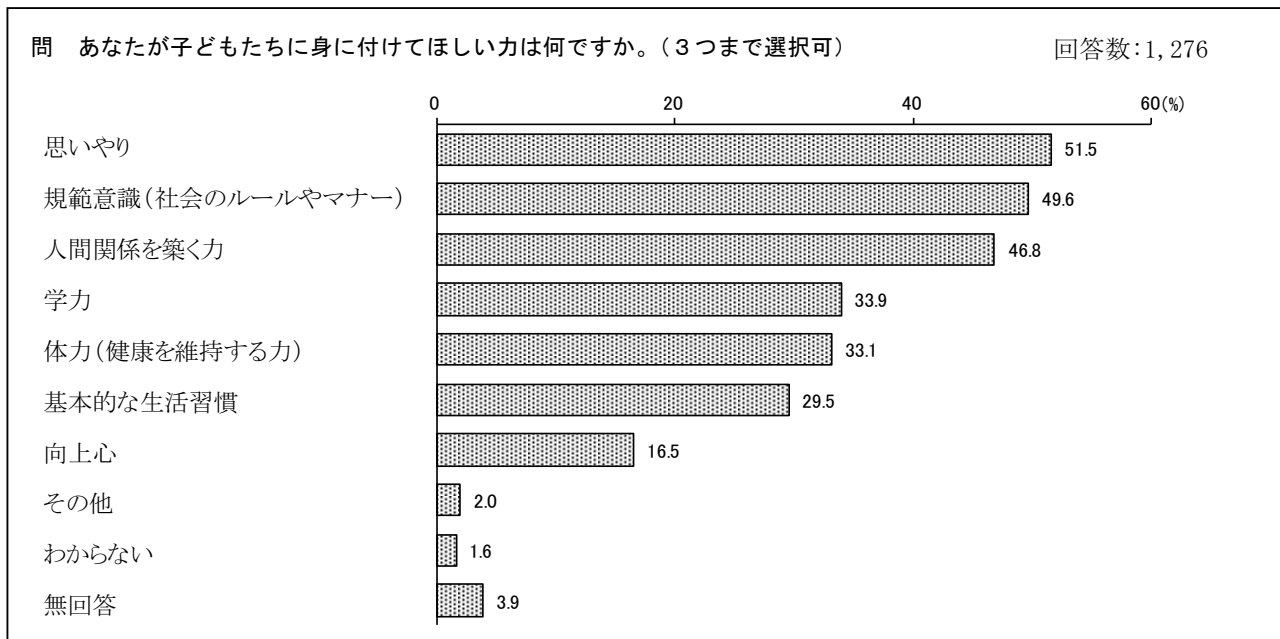
※国籍の記載については住民基本台帳の国籍・地域による。

【学校運営課調べ】

(2) 区民の教育への期待等 ～新宿区区民意識調査（平成28年度）より～

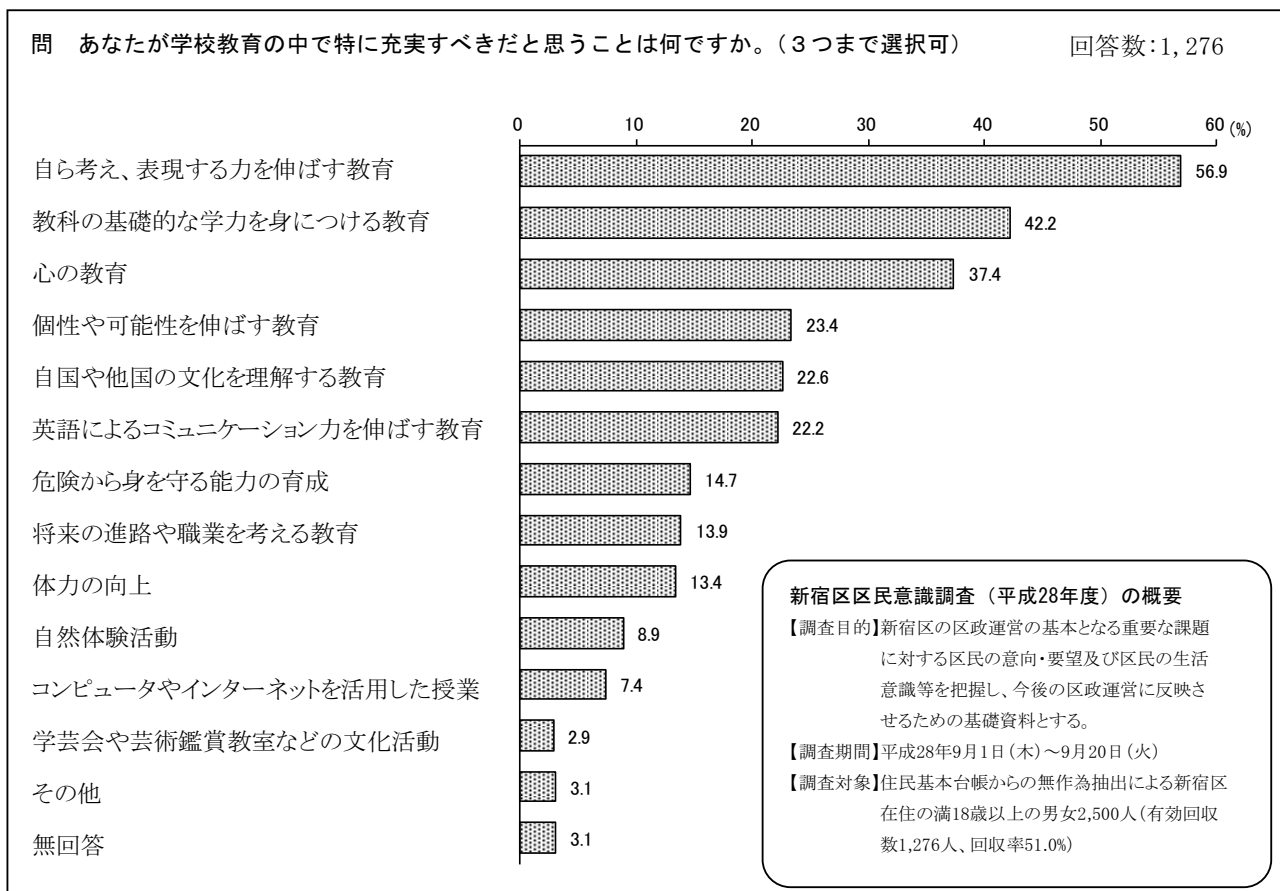
① 子どもたちに身に付けてほしい力

「思いやり」が5割強で最も高く、「規範意識（社会のルールやマナー）」が5割弱で続きます。



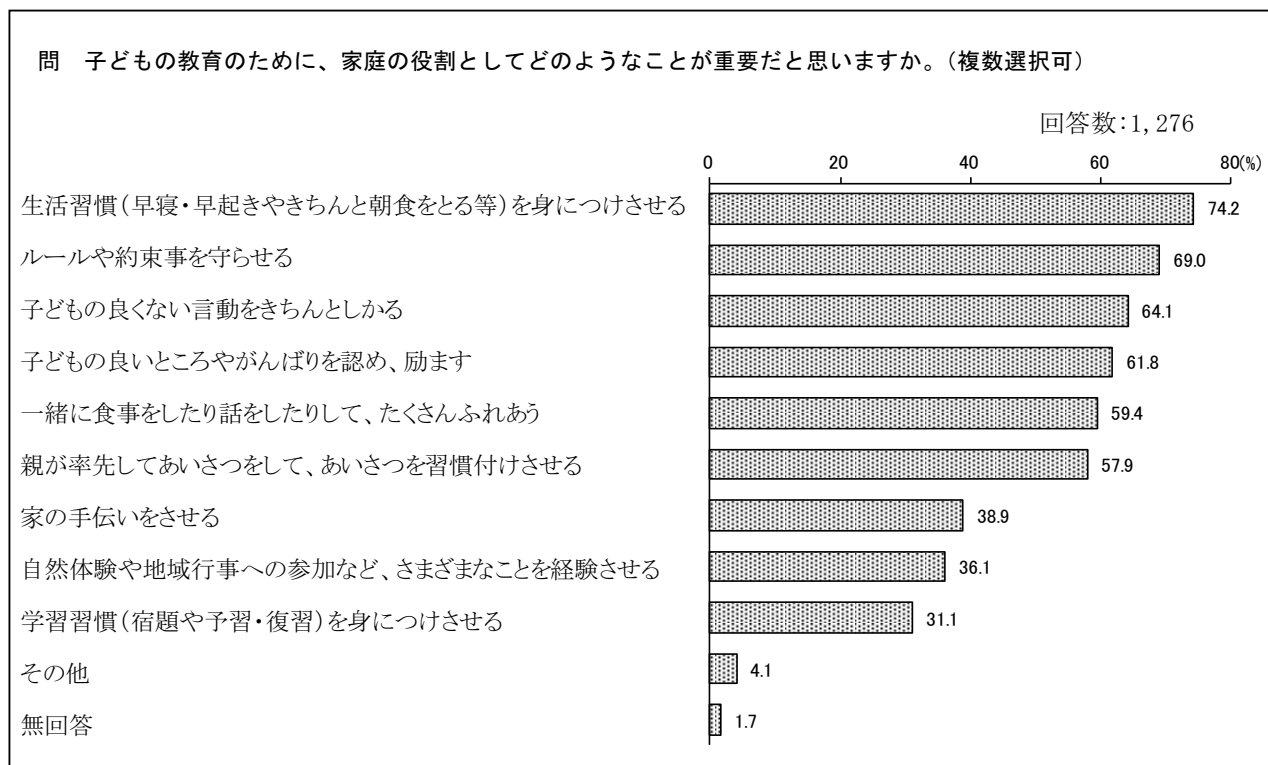
② 特に充実すべき学校教育

「自ら考え、表現する力を伸ばす教育」が5割台半ばを超え最も高く、「教科の基礎的な学力を身につける教育」が4割強で続きます。



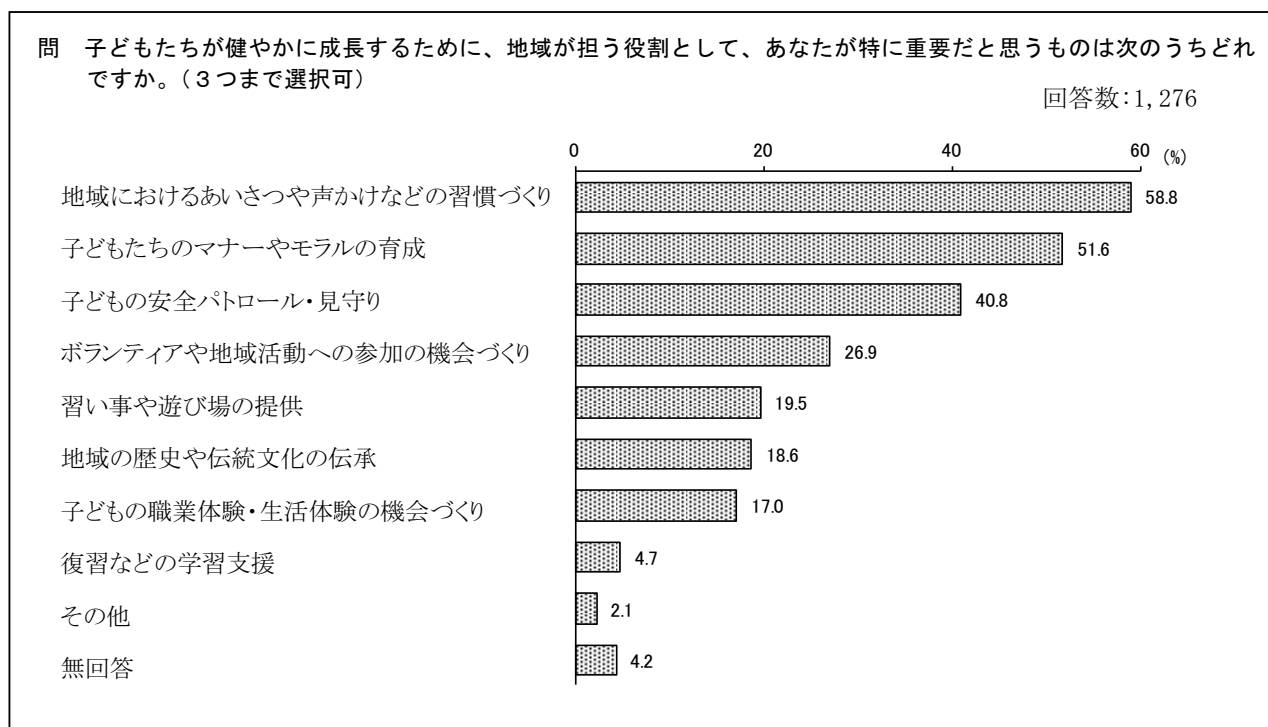
③ 重要だと思う家庭の役割

「生活習慣（早寝・早起きやきちんと朝食をとる等）を身につけさせる」が7割台半ば近くで最も高く、「ルールや約束事を守らせる」が7割弱で続きます。



④ 子どもたちが健やかに成長するために、特に重要だと思う地域の役割

「地域におけるあいさつや声かけなどの習慣づくり」が6割近くで最も高く、「子どもたちのマナーやモラルの育成」が5割強で続きます。



2 個別事業（平成28年度～29年度）との関連表

新規：新たに取り組むもの
 拡充：第一期教育ビジョンから取組を拡充するもの
 継続：第一期教育ビジョンから引き続き取り組むもの
 個別事業化：これまでも経常的に取り組んできたが、新たに教育ビジョンに位置付けるもの
 経常事業化：教育ビジョンには位置付けないが、引き続き経常的に取り組むもの
 終了：第一期教育ビジョンをもって取組を終了するもの

注1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

柱	14の課題	基本施策	＜平成28(2016)～29(2017)年度個別事業＞		＜平成30(2018)～32(2020)年度個別事業＞		関係区分	担当課		
			10の施策	取組の方向性	10の施策	取組の方向性				
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	1 確かな学力の向上	1 子ども一人ひとりの学びの保証	1 学力調査を活用した個々の学力の向上	1 子ども一人ひとりの学びの保証	1 学力調査を活用した個々の学力の向上	継続	教育指導課			
			2 学校サポート体制の充実【実】		2 学校サポート体制の充実【実】	継続	教育指導課			
			3 放課後等学習支援		3 放課後等学習支援	継続	教育支援課			
			4 効果的にICTを活用した授業の推進		4 ICTを活用した教育の充実【実】	拡充	教育支援課			
		2 変化の激しい時代を生きる力の育成	5 習得・活用・探究型の学習指導の充実	2 変化の激しい時代を生きる力の育成	5 主体的・対話的で深い学びの実現 (個別事業5「主体的・対話的で深い学びの実現」へ統合)	5 主体的・対話的で深い学びの実現	新規	教育指導課		
			6 外国人英語教育指導員の配置		6 ICTを活用した英語教育の推進【実】	新規	教育支援課			
			7 サイエンス・プログラムの推進		7 外国人英語教育指導員の配置の充実【実】	拡充	教育支援課			
		3 学習意欲の向上・学習習慣の確立	8 自学自習の支援	3 学習意欲の向上・学習習慣の確立	8 英検チャレンジ【実】	8 英検チャレンジ【実】	新規	教育支援課		
			9 家庭学習のすすめ		9 サイエンス・プログラムの推進	継続	教育支援課			
	2 豊かな心と健やかな体づくり	4 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実	10 人権教育の推進	3 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実	10 人権教育の推進	継続	教育指導課			
			11 道徳教育の充実		11 道徳教育の充実	継続	教育指導課			
			12 障害者理解教育の推進【実】		12 障害者理解教育の推進【実】	個別事業化	教育支援課			
			13 「法教育」等の推進		13 平和教育の推進【実】	拡充	教育指導課			
			14 キャリア教育の推進		14 障害者理解教育の推進【実】	継続	教育指導課			
			15 国際理解教育及び英語教育の推進【実】		15 主権者教育等の推進	継続	教育指導課			
			16 伝統文化理解教育の推進【実】		16 キャリア教育の推進	継続	教育支援課			
			17 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実		17 国際理解教育及び英語教育の推進【実】	継続	教育支援課			
			18 児童会・生徒会活動の充実		18 伝統文化理解教育の推進【実】	継続	教育支援課			
			5 基礎体力の向上と健康な体づくり		19 体育指導者等の確保	4 基礎体力の向上と健康な体づくり	19 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実	19 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実	継続	教育支援課
					20 スポーツへの関心と体力の向上【実】		20 児童会・生徒会活動の充実	20 児童会・生徒会活動の充実	継続	教育支援課
					21 食育の推進【実】		21 体験的な活動の充実	継続	教育指導課 教育支援課	
		22 子どもの生活習慣病の予防		22 移動教室等における自然体験活動の実施	継続		教育支援課			
		23 スクールカウンセラーの派遣		23 (個別事業70「部活動を支える環境の整備」へ統合)	23 スポーツへの関心と体力の向上【実】		継続	教育指導課		
		6 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進		17 国際理解教育及び英語教育の推進【実】【再掲】	5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進		24 食育の推進	24 食育の推進	継続	教育指導課
18 伝統文化理解教育の推進【実】【再掲】			25 子どもの生活習慣病の予防	25 子どもの生活習慣病の予防		継続	学校運営課			
12 障害者理解教育の推進【実】【再掲】			26 スクールカウンセラーの配置【実】	26 スクールカウンセラーの配置【実】		継続	教育支援課			
20 スポーツへの関心と体力の向上【実】【再掲】			17 国際理解教育及び英語教育の推進【実】【再掲】	17 国際理解教育及び英語教育の推進【実】【再掲】		継続	教育支援課			
				18 伝統文化理解教育の推進【実】【再掲】	継続	教育支援課				
				14 障害者理解教育の推進【実】【再掲】	拡充	教育指導課				
				23 スポーツへの関心と体力の向上【実】【再掲】	継続	教育指導課				

<平成28(2016)～29(2017)年度個別事業>

<平成30(2018)～32(2020)年度個別事業>

柱	14の課題	基本施策	平成28(2016)～29(2017)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～32(2020)年度個別事業	関係区分	担当課						
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」を高め、学校で教育の実現	3	言語・体験活動の充実	7 言語力、伝え合う力の育成	24 言語活動の充実	(施策1「確かな学力の向上」、施策2「豊かな心と健やかな体づくり」、施策6「生涯の学びを支える図書館の充実」へ統合)	(個別事業5「主体的・対話的で深い学びの実現」へ)								
									8 実体験から学ぶ取組の推進	25 体験的な活動の充実	(取組の方向性2「変化の激しい時代を生きる力の育成」、3「豊かな人間性と社会性を育む教育の充実」へ統合)	(個別事業21「体験的な活動の充実」へ)	(個別事業22「移動教室等における自然体験活動の実施」へ)	(個別事業10「環境教育の推進」へ)
	9 読書に親しむ環境の整備	28 学校図書館の充実 [実]	(取組の方向性15「子ども読書活動の推進」へ統合)	(個別事業47「学校図書館の充実」へ)	29 朝読書の推進	(個別事業48「朝読書の推進」へ)								
							30 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 [実]	31 就学前教育合同研修等の充実	32 幼稚園子育て支援事業の実施					
	4	就学前教育の充実	10 保育・幼児教育環境の整備	11 保育・幼児教育内容と子育て支援機能の充実	30 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 [実]	31 就学前教育合同研修等の充実	32 幼稚園子育て支援事業の実施			33 連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善	34 保・幼・小合同会議の実施			
								5	連携教育の推進			12 幼児期の教育と小学校教育との連携	13 小中連携教育の推進	33 連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善
	6	就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	6 幼児教育環境の充実	7 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進	27 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 [実]	28 幼稚園子育て支援事業の実施	29 就学前教育合同研修等の充実			(個別事業28「幼稚園子育て支援事業の実施」へ)	30 スタートカリキュラムづくりや指導方法の改善			
								8	就学前教育と小学校教育との連携			8 就学前教育と小学校教育との連携	9 小中連携教育の推進	30 スタートカリキュラムづくりや指導方法の改善
	9	小中連携教育の推進	9 小中連携教育の推進	32 小中連携教育の推進	31 保・幼・小合同会議の実施	32 小中連携教育の推進								

注2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

<平成28(2016)～29(2017)年度個別事業>

<平成30(2018)～32(2020)年度個別事業>

柱	14の課題	基本施策	平成28(2016)～29(2017)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～32(2020)年度個別事業	関係区分	担当課							
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	6	地域との連携による教育の推進	14 地域が参画する学校運営のしくみづくり	36 地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進 [実]	37 学校評価の充実 [実]	10 地域が参画する学校運営の充実	33 地域協働学校の充実 [実]	34 学校評価の充実 [実]	35 スクールスタッフの活用	36 スクール・コーディネーターの活動	37 文化・芸術等を学ぶ機会の充実	38 入学前プログラムの実施	39 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施	40 PTA活動への支援	41 保護者の学校行事等への参加促進
			7	家庭の教育力の向上と活動支援	16 家庭の教育力の向上支援	41 入学前プログラムの充実	42 多様な形態による家庭の教育事業の実施	43 PTA活動への支援	44 保護者の学校行事等への参加促進						
										8	地域との連携による教育の推進	17 読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり	45 ライフステージにあわせた読書活動の支援	46 図書館サービスの充実(区民にやさしい知の拠点) [実]	47 新中央図書館等の建設(旧戸山中学校の活用) [実]
	9	子どもの安全の確保	18 子ども読書活動の推進	49 子ども読書活動の推進 [実]	50 絵本でふれあう子育て支援事業 [実]										
						4	地域との連携・協働による教育の推進	11 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動	35 スクールスタッフの活用	36 スクール・コーディネーターの活動	37 文化・芸術等を学ぶ機会の充実	38 入学前プログラムの実施	39 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施	40 PTA活動への支援	41 保護者の学校行事等への参加促進
	5	家庭の教育力の向上支援	12 家庭の教育力の向上支援	38 入学前プログラムの実施	39 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施										
						6	生涯の学びを支える図書館の充実	14 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実	42 図書館利用機会の充実(「毎日開館体制」の構築) [実]	43 魅力ある情報資源の整備充実(電子書籍等) [実]	44 新中央図書館等の建設 [実]	45 子ども読書活動の推進 [実]	46 絵本でふれあう子育て支援事業 [実]	47 学校図書館の充実 [実]	48 朝読書の推進
	7	子どもの安全の推進	16 子どもの安全と子どもを守る環境づくり	51 安全教育的推進	52 情報モラル教育の推進										
						8	子どもの安全の確保	17 安全・学校防災対策の推進	51 学校安全対策の充実	52 学校防災対策の充実					
	9	子どもの安全の確保	18 子どもの安全と子どもを守る環境づくり	51 学校安全対策の充実	52 学校防災対策の充実										

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

<平成28(2016)～29(2017)年度個別事業>

<平成30(2018)～32(2020)年度個別事業>

柱	14の課題	基本施策	平成28(2016)～29(2017)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～32(2020)年度個別事業	関係区分	担当課		
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	10	学校の適正規模の確保と適正配置			(施策10「学校環境の整備・充実」へ統合)					
		20	時代の変化に応じた教育環境づくり	55	時代の変化に応じた学校づくりの推進【実】	(取組の方向性27「将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進」へ統合)	(個別事業77「通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営」へ)			
					8	一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備				
					18	いじめ・不登校等の防止	53 いじめ防止対策の推進 54 児童・生徒の不登校対策【実】 26 スクールカウンセラーの配置【実】【再掲】 55 教育相談体制の充実 56 児童・生徒理解を進める研修の実施	継続 継続 継続 継続	教育指導課 教育指導課 教育支援課 教育支援課	
					19	特別支援教育の推進	57 特別支援教育の推進【実】 58 中学校への特別支援教室の開設【実】 59 学校に対する巡回指導・相談体制の充実	拡充 新規 継続	教育支援課 教育支援課 教育支援課	
					20	外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実	60 日本語サポート指導【実】 61 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	継続 継続	教育支援課 教育支援課	
					21	外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流	62 共同学習の推進	個別事業化	教育支援課	
					22	家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備	3 放課後等学習支援【再掲】 47 学校図書館の充実【実】【再掲】 63 専門人材を活用した教育相談体制の充実【実】 55 教育相談体制の充実【再掲】 64 公私立幼稚園保護者の負担軽減 65 就学援助 66 奨学資金の貸付	継続 拡充 個別事業化 継続 個別事業化 個別事業化 個別事業化	教育支援課 教育支援課 教育指導課 教育支援課 学校運営課 学校運営課 教育調整課	
		11	学校の経営力の強化			9	学校の教育力の強化			
			21	教育の質を高める学校運営	56 特色ある教育活動の推進【実】 57 教育課題研究校の指定【実】 58 学校経営力の向上 37 学校評価の充実【実】【再掲】 59 学校事務の効率化 60 学校表彰制度の推進 61 学校選択制度の運営と検証	23	教育の質を高める学校運営	67 創意工夫ある教育活動の推進【実】 68 教育課題研究校の指定 69 学校経営力の向上 34 学校評価の充実【実】【再掲】 33 地域協働学校の充実【実】【再掲】 (個別事業72「教員の働き方の意識改革等」へ)	継続 継続 継続 拡充 拡充 経常事業化	教育支援課 教育指導課 教育指導課 教育指導課 教育支援課
			24	教職員の勤務環境の改善等	63 専門人材を活用した教育相談体制の充実【実】【再掲】 70 部活動を支える環境の整備【実】 71 学校の法律相談体制の整備 72 教員の働き方の意識改革等	24	教職員の勤務環境の改善等	63 専門人材を活用した教育相談体制の充実【実】【再掲】 70 部活動を支える環境の整備【実】 71 学校の法律相談体制の整備 72 教員の働き方の意識改革等	個別事業化 新規 新規 新規	教育指導課 教育支援課 教育指導課 教育指導課
		12	教員の授業力の向上							
		22	授業力を高める計画的な指導、育成	62 OJTの充実 63 学校支援アドバイザーの派遣【実】 64 経験と職層に応じた研修の充実	25	教職員の資質・能力の向上	73 OJTの推進 74 学校支援アドバイザーの派遣 75 経験と職層に応じた研修の充実	継続 継続 継続	教育指導課 教育指導課 教育指導課	
		23	学校情報ネットワークシステムの活用	65 ICTを活用した教育環境の充実【実】		(取組の方向性26「新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備」へ統合)	(個別事業4「ICTを活用した教育の充実」へ)			

＜平成28(2016)～29(2017)年度個別事業＞

＜平成30(2018)～32(2020)年度個別事業＞

柱	14の課題	基本施策	平成28(2016)～29(2017)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～32(2020)年度個別事業	関係区分	担当課							
柱3 時代の 変化に 対応し た、 き、 学ぶ 教育 環境 の 実 現	13	支援を要する子どもに応じた教育の推進	(施策8「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備」へ統合)	(取組の方向性18「いじめ・不登校等の防止」へ)	66 いじめ防止対策の推進	(個別事業53「いじめ防止対策の推進」へ)									
						24 いじめ・不登校等の防止	67 児童・生徒の不登校対策【実】	(個別事業54「児童・生徒の不登校対策」へ)							
							23 スクールカウンセラーの派遣【再掲】	(個別事業26「スクールカウンセラーの配置」へ)							
							68 教育相談体制の充実	(個別事業55「教育相談体制の充実」へ)							
						25 特別支援教育の推進	69 特別支援教育の充実【実】	(個別事業57「特別支援教育の推進」へ)							
							70 巡回指導・相談体制の充実【実】	(個別事業57「特別支援教育の推進」、59「学校に対する巡回指導・相談体制の充実」へ)							
						26 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実	71 日本語サポート指導【実】	(取組の方向性20「外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実」へ)	(個別事業60「日本語サポート指導」へ)						
							72 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	(個別事業61「外国籍等の子どもや保護者への教育支援等」へ)							
						14	学校施設の整備	73 学校施設の改善【実】	10	学校環境の整備・充実	新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備	76 学校施設の改善【実】	拡充	学校運営課	
												27 魅力ある学校施設の整備	47 学校図書館の充実【実】【再掲】	拡充	教育支援課
													4 ICTを活用した教育の充実【実】【再掲】	拡充	教育支援課
													(個別事業10「環境教育の推進」へ統合)		
将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進	77 通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営【実】	継続	学校運営課												
	78 公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画の策定【実】	新規	学校運営課												

3 教育ビジョンの策定経過

(1) 教育委員会における審議過程

	開催日	内容
定例会	平成 29 年 4 月 7 日	新たな新宿区教育ビジョンの策定方針について 決定
定例会	9 月 1 日	新宿区教育ビジョン（素案）について 協議
定例会	10 月 5 日	新宿区教育ビジョン（素案）について 決定
臨時会	平成 30 年 1 月 24 日	新宿区教育ビジョンについて 協議
定例会	2 月 2 日	新宿区教育ビジョンについて 決定

(2) 新宿区教育ビジョン検討会議の開催経過

回次	開催日	主な検討内容
第 1 回	平成 29 年 2 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議の設置について（H29.1.1 設置） ・新宿区の教育の現状と課題について * 個別事業検討の進捗状況について * 教育ビジョン課題検討プロジェクトチームにおける検討結果について ・教育ビジョンたたき台 検討
第 2 回	2 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ビジョンたたき台 まとめ ・教育懇談会について ・意見聴取の実施について
第 3 回	4 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案（計画書の構成、第 I 章・第 II 章）検討 ・第 1 回教育懇談会の開催について
第 4 回	6 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案（第 III 章・第 IV 章）検討 ・学校教職員意見（速報）報告 ・第 2 回・第 3 回教育懇談会の開催について
第 5 回	8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案（全体）まとめ ・学校教職員、社会教育委員意見報告
第 6 回	12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント等の実施結果及び対応について ・最終案 まとめ

※このほか、平成 28 年度に、教育委員会事務局職員からなる教育ビジョン課題検討プロジェクトチームによる会議を、7 回開催

(3) 教育懇談会の開催経過

回次	開催日	主な内容
第1回	平成29年5月2日	講師 文部科学省初等中等教育局教育課程課長 合田哲雄氏 テーマ「新学習指導要領について」
第2回	7月12日	<u>第2回・第3回共通</u> コーディネーター 東京大学大学院教育学研究科教授 勝野正章氏 テーマ「子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ教育」 講師 東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター准教授 野澤祥子氏 テーマ「人間性・社会性の基礎を培う幼児期の教育」
第3回	8月30日	講師 東京大学大学院教育学研究科附属 バリアフリー教育開発研究センター准教授 星加良司氏 テーマ「共生社会を拓く教育のビジョン — 「心のバリアフリー」と「インクルーシブ教育」について」

◎懇談会の構成

- ・有識者 第1回 1人、第2回・第3回 2人
- ・学校関係者 幼・小・中学校PTA代表 3人、小・中学校スクール・コーディネーター 2人
小・中学校地域協働学校運営協議会委員 2人
- ・私立幼稚園長代表 1人 ・区立幼稚園長・小・中学校長代表 3人
- ・教育長、教育委員 6人 ・教育委員会事務局管理職

*ただし、第1回は有識者、区立幼・小・中学校長、教育長、教育委員、教育委員会事務局管理職で実施

(4) 学校教職員及び社会教育委員に対する意見聴取の実施

① 学校教職員への意見聴取

実施期間 平成29年4月24日～6月15日

対象 小・中学校長会、小・中学校副校長会、幼稚園長会、幼稚園副園長・主任会、
小・中学校教務主任会、小・中学校生活指導主任会

② 社会教育委員への意見聴取

テーマ「家庭の教育力の向上支援のあり方について」

(5) パブリック・コメント及び地域説明会の実施

区民の意見を聴くため計画素案のパブリック・コメント及び地域説明会を実施しました。

① パブリック・コメント

(1) 実施期間

平成 29 年 10 月 25 日（水）から 11 月 27 日（月）まで

(2) 意見提出者数及び意見数

意見提出者数 17 名

意見数 117 件

※いただいたご意見の要旨及びそれに対する教育委員会の考え方は、教育調整課、区政情報課及び区公式ホームページで公表しています。

② 地域説明会

回	開催日	会場	参加者数
第 1 回	平成 29 年 10 月 31 日（火）	落合第一地域センター	11 名
第 2 回	平成 29 年 11 月 1 日（水）	榎町地域センター	16 名
第 3 回	平成 29 年 11 月 2 日（木）	落合第二地域センター	4 名
第 4 回	平成 29 年 11 月 6 日（月）	柏木地域センター	6 名
第 5 回	平成 29 年 11 月 10 日（金）	角筈地域センター	6 名
第 6 回	平成 29 年 11 月 11 日（土）	牛込箆笥地域センター	8 名
第 7 回	平成 29 年 11 月 14 日（火）	若松地域センター	14 名
第 8 回	平成 29 年 11 月 15 日（水）	大久保地域センター	6 名
第 9 回	平成 29 年 11 月 17 日（金）	四谷地域センター	12 名
第 10 回	平成 29 年 11 月 19 日（日）	戸塚地域センター	13 名
10 か所 合計			96 名

※地域説明会でのご意見・ご質問要旨と回答要旨は、教育調整課、区政情報課及び区公式ホームページで公表しています。

参考

新宿区教育ビジョン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 新宿区教育ビジョンの策定に向け必要な事項を検討するため、新宿区教育ビジョン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 教育の振興に関する施策についての基本的な方針
- (2) 教育の振興を図るため講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、座長、副座長、委員をもって組織する。

- 2 座長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副座長は、教育委員会事務局教育調整課長にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、設置の日から平成30年3月31日までとする。

(招集等)

第5条 座長は、検討会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(意見聴取)

第6条 検討会議は、必要があると認めるときは、学識経験者等の有識者、保護者及び学校関係者等から意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 検討会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長の指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調整審議の経過及び結果を検討会議に報告する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育調整課が担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は座長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別表

座長	教育委員会事務局次長
副座長	教育委員会事務局教育調整課長
委員	区立幼稚園園長会代表（1名）
委員	区立小学校校長会代表（1名）
委員	区立中学校校長会代表（1名）
委員	教育委員会事務局教育指導課長
委員	教育委員会事務局教育指導課統括指導主事（2名）
委員	教育委員会事務局教育支援課長
委員	教育委員会事務局教育支援課統括指導主事
委員	教育委員会事務局学校運営課長
委員	中央図書館長

新宿区教育ビジョン検討会議 構成員

役職等	氏名	所属	備考
座長	山田 秀之	教育委員会事務局次長	
副座長	齊藤 正之	教育委員会事務局教育調整課長	H29.4.1 から
	木城 正雄	教育委員会事務局教育調整課長	H29.3.31 まで
委員	小林 政雄	区立余丁町幼稚園長(区立幼稚園園長会代表)	
	勝沼 康夫	区立鶴巻小学校長(区立小学校校長会代表)	H29.4.1 から
	白倉 代助	区立戸塚第一小学校長(区立小学校校長会代表)	H29.3.31 まで
	畠山 直也	区立落合中学校長(区立中学校校長会代表)	
	長田 和義	教育委員会事務局教育指導課長	H29.4.1 から
	横溝 宇人	教育委員会事務局教育指導課長	H29.3.31 まで
	小林 力	教育委員会事務局教育指導課統括指導主事	
	坂元 竜二	教育委員会事務局教育指導課統括指導主事	H29.4.1 から
	大友 文敬	教育委員会事務局教育指導課統括指導主事	H29.3.31 まで
	高橋 昌弘	教育委員会事務局教育支援課長	
	波多江 誠	教育委員会事務局教育支援課統括指導主事	H29.4.1 から
	篠塚 幸次	教育委員会事務局教育支援課統括指導主事	H29.3.31 まで
	菊島 茂雄	教育委員会事務局学校運営課長	H29.4.1 から
	山本 誠一	教育委員会事務局学校運営課長	H29.3.31 まで
	藤牧 功太郎	中央図書館長	
事務局	高橋 美香	教育委員会事務局教育調整課企画調整係長	
	平 明生	教育委員会事務局教育調整課企画調整係	

新宿区教育ビジョン
(平成 30(2018)年度～平成 39(2027)年度)

印刷物作成番号

2017-23-5501

平成 30 年 3 月発行

発行：新宿区教育委員会事務局教育調整課
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話 03 (3209) 1111 (代表)



新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクル促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

